

ご契約のしおり 約款 4

5年ごと配当付特定疾病保障定期保険
「シールドU(定期型)」

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。必ず、ご一読いただくとともに、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管してください。

また、ご契約のお申し込み時に別途お渡ししている「保険金などのご請求手続きとお支払事例」には、保険金などのご請求手続きやお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例などを記載しておりますので、あわせてご覧ください。

ご加入の生命保険に関するお手続き・お問い合わせ

第一生命コンタクトセンター

 **0120-157-157**

受付時間 月～金曜日 9:00 - 18:00

土・日曜日 9:00 - 17:00

(祝日・年末年始を除く)

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。
必ずご一読いただきますようお願いいたします。

この冊子の内容は、つぎの2つの部分で構成されています。

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、諸手続き、税法上の取り扱いなど、
ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすく説明しています。

約 款

「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、普通保険約款と
特約条項があります。

《「ご契約のしおりー約款」冊子の取り扱い》

お申し込み時に「ご契約のしおりー約款」冊子の郵送を希望された場合、ご契約者の満年齢が70歳以上の場合、ご契約の承諾後、ご契約者住所あてに郵送させていただきます。
ご契約のお申し込み前に「ご契約のしおりー約款」冊子の手交を希望される場合は、当社の担当者にお申し出ください。

お申し込みの主契約・特約に ☒ チェックされ、
それぞれの内容を確認されるときにご活用ください。

- 主契約および特約のお支払事由等の詳細については、本冊子の「保険金などのお支払い」および「約款」をお読みください。
- お支払い等にあたっては所定の条件がありますのでご注意ください。

		ページ	
		ご契約の しおり	約款
主契約	☒ チェック欄		
	☐ 5年ごと配当付特定疾病保障定期保険「シールドU(定期型)」	29	73
特約	☐ 5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約「シールドプラス特約」	38	100

ご契約のしおり

目的別もくじ	6
主な保険用語のご説明	8

ご契約に際して

保険契約の締結と生命保険募集人の権限	14
ご契約お申し込み手続きの際の留意点	14
クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除)	15
保障内容の見直しを 検討されているお客さまへ	16
現在のご契約の解約・減額を前提として新たなご契約の お申し込みを検討されているお客さまへ	17
告知義務	18
ご契約の成立と保障の責任開始期	20

保険のしくみ

主契約について	22
●5年ごと配当付特定疾病保障定期保険 「シールドU(定期型)」	22
特約について	23

保険金などのお支払い

保険金などのご請求方法	26
5年ごと配当付特定疾病保障定期保険 「シールドU(定期型)」【主契約】	29
5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付 死亡保障特約「シールドプラス特約」	38
保険金などをお支払いできない場合	43

保険料について

保険料のお払い込み	48
保険料をまとめて払い込む方法	50
払込猶予期間とご契約の効力	51
効力を失ったご契約の復活	52
お払い込みが困難なときの継続方法	52
保険金などのお支払いの際の保険料精算	53

ご契約後について

保障内容を見直す諸制度	56
解約と解約返還金	57
保険金額の減額	59
保険期間の短縮	59
保険契約者・死亡保険金受取人の変更	60
通信先変更などの場合	61
契約者配当金	61
生命保険料控除	62
保険金などの税法上の取り扱い	63
保険証券の紛失または盗難の場合	63

会社・制度のご案内

当社の組織形態について	66
個人情報のお取り扱いについて	66
契約内容登録制度・契約内容照会制度	67
支払査定時照会制度	68
保険金額などの削減	69
生命保険契約者保護機構	69

約款

「約款」の構成	72
---------------	----

5年ごと配当付特定疾病保障定期保険

5年ごと配当付特定疾病保障定期保険	
普通保険約款	73
特別条件付保険特約	
(5年ごと配当付特定疾病保障定期保険)	98

特約条項

5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付	
死亡保障特約	100
指定代理請求特約	121
特定障害不担保特約	127
団体年払・半年払取扱特約	128
準団体年払・半年払取扱特約	129
団体月払取扱特約	130
準団体月払取扱特約	132
保険料口座振替特約	134

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、諸手続き、税法上の取り扱いなど
ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

(※)2015年2月現在のお取り扱いをご説明しており、将来的に
変更されることもあります。

ご契約に際して

保険のしくみ

保険金などのお支払い

保険料について

ご契約後について

会社・制度のご案内

目的別もくじ

■ご契約に際して

専門用語の意味がわからない

➡ 主な保険用語のご説明 8ページ



主な保険用語をご説明しています。

申し込みの手続き方法を知りたい

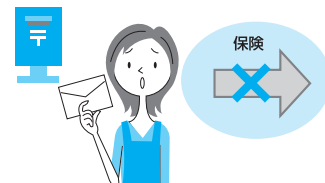
➡ ご契約お申し込み手続きの際の留意点 14ページ



ご契約のお手続き方法とご留意いただきたいことをご説明しています。

申し込みを撤回したい

➡ クーリング・オフ制度 ご契約のお申し込みの撤回 またはご契約の解除 15ページ



15日以内であれば、お申し込みの撤回またはご契約の解除ができます。

告知について知りたい

➡ 告知義務 18ページ



ご契約に際しては過去の傷病歴、現在の健康状態や職業などをおたずねします。

保障の開始時期を知りたい

➡ ご契約の成立と保障の責任開始期 20ページ



1 回目の保険料を当社が受け取った時（告知の前に受け取った場合は告知の時）から保障が始まります。

保険のしくみや保障内容を知りたい

➡ 保険のしくみ 21～23ページ ➡ 保険金などのお支払い 25～45ページ



保険のしくみや保険金などのお支払いについてご説明しています。

■保険料について

保険料の払い方を変えたい 保険料をまとめて払いたい

➡ 保険料のお払い込み 48ページ

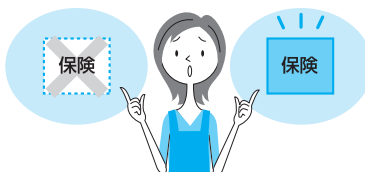
➡ 保険料をまとめて 払い込む方法 50ページ



保険料のお払い込みの方法（経路・回数）を変更したり、保険料をまとめて払い込むことができます。

効力を失った契約を もとに戻したい

➡ 効力を失ったご契約の復活 52ページ



保険料のお払い込みがなく効力がなくなった場合でも、もとに戻すことができます。

保険料の払い込みが 困難になった

➡ お払い込みが困難な ときの継続方法 52ページ



保険料のお払い込みが困難な場合でも、保障を継続させる方法があります。

■ご契約後について

保険の種類や内容を変更したい

➡ 保障内容を見直す諸制度 **56** ページ



契約1 ➡ 契約2

「転換」「特約の中途付加」など、保険の種類自体を変更したり、新たな特約を付けたりすることができます。

保険を解約したい

➡ 解約と解約返還金 **57** ページ



ご契約はいつでも解約することができます。

契約者や受取人を変更したい

➡ 保険契約者・死亡保険金受取人の変更 **60** ページ



ご契約者や死亡保険金受取人を変更することができます。

住所が変わった・名前が変わった

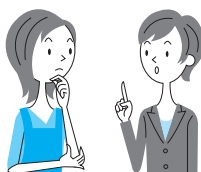
➡ 通信先変更などの場合 **61** ページ



住所・電話番号などのお客さま情報に変更があった場合やご結婚などにより名義が変わった場合は、お手続きが必要です。

生命保険料控除について知りたい

➡ 生命保険料控除 **62** ページ



生命保険料の一定額が所得から控除される制度があります。

税金について知りたい

➡ 保険金などの税法上の取り扱い **63** ページ



受け取る保険金などには、課税されるものと非課税となるものがあります。

保険金をご請求の際

被保険者が亡くなられた場合、3大疾病(所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中)になられた場合には・・・

保険証券と「ご契約のしおりー約款」でご契約の内容をご確認ください



お支払事由に該当しているかご確認ください

➡ 保険金などのお支払い **29** ~ **42** ページ

➡ 保険金などをお支払いできない場合 **43** ~ **45** ページ

ご請求のお手続きの概要をご確認ください

➡ 保険金などのご請求方法 **26** ~ **28** ページ

お手続きにあたりましては、担当の職員または
コンタクトセンターまで
ご連絡ください

第一生命コンタクトセンター

0120-157-157

主な保険用語のご説明

い 一括払（いつかつばらい）

月払契約の場合で、当月分以後の**保険料**をまとめてお払い込みいただくことをいいます。

う 受取人（うけとりじん）

保険金を受け取る人のことをいいます。**被保険者**が死亡されたときの死亡保険金受取人はご**契約者**が指定します。

か 解約（かいやく）

保険期間の途中で、ご**契約者**の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約されますと、以後の保障はなくなります。

解約返還金（かいやくへんかんきん）

ご契約を**解約**された場合などに、ご**契約者**にお支払いするお金のことをいいます。金額は、**主契約・特約の種類**、ご**契約年齢**、性別、経過年数などによって異なりますが、多くの場合、お払い込みいただいた**保険料**の合計額よりも少ない金額になります。特に、ご契約後、短期間で解約されますと、解約返還金は多くの場合まったくないか、あってもごくわずかとなります。

く クーリング・オフ制度（くーりんぐ・おふせいど）

ご契約に納得がいかない場合、お申込者またはご**契約者**は、ご契約の申込日または**第1回保険料充当金**をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日（お申し込み時に「ご契約のしおりー約款」冊子の郵送を希望された場合またはご契約者の満年齢が70歳以上で「ご契約のしおりー約款」冊子を郵送する場合、「ご契約のしおりー約款」冊子の受領日）から、その日を含めて15日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この取り扱いをクーリング・オフといいます。

け 契約応当日（けいやくおうとうび）

ご契約後の**保険期間**中に迎える、毎月、半年ごとまたは毎年の**契約日**に対応する日のことをいい、毎月の**契約日**に対応する日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの**契約日**に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の**契約日**に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、**契約日**に対応する日のない月の場合は、その月の末日をいいます。

例

契約日が2015年1月1日の場合

- 月単位の契約応当日：2015年2月1日以降の毎月1日
- 半年単位の契約応当日：2015年7月1日以降毎年の1月1日および7月1日
- 年単位の契約応当日：2016年以降毎年の1月1日

契約者（けいやくしゃ）

⇒「**保険契約者**」の用語解説をご覧ください。

契約者配当金（けいやくしゃはいとうきん）

毎年の決算により積み立てた**契約者配当準備金**の中から、ご**契約者**に分配されるお金のことをいいます。ただし、毎年の決算の状況によっては**契約者配当金**が支払われないこともあります。

契約内容照会制度（けいやくないようしょうかいせいど）

保険契約などのお引き受けの判断または**保険金**などのお支払いの判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社と全国共済農業協同組合連合会が保険契約などに関する登録事項を共同して利用する制度です。

契約内容登録制度（けいやくないようとうろくせいど）

保険契約のお引き受けの判断または**保険金**などのお支払いの判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社が保険契約に関する登録事項を共同して利用する制度です。

契約年齢（けいやくねんれい）

被保険者の年齢を**契約日**現在の満年齢で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは切り上げて計算した年齢のことをいいます。

例

39歳7か月の被保険者の契約年齢は40歳となります。

契約日（けいやくび）

保障開始の日（**責任開始期**の属する日）をいい、**契約年齢**、**保険期間**などの計算の基準日になります。ただし、**保険料**の払込方法によっては**契約日**と保障開始の日が異なる場合があります。

例

月払でかつ口座振替や団体を通じてのお払い込みの場合
契約日は保障開始の日の属する月の翌月1日となります。

減額（げんがく）

保険金額を減らすことをいいます。減額分は**解約**したものと取り扱います。

こ 更新（こうしん）

保険期間が満了したときに、健康状態にかかわらず、原則としてそれまでと同一の保障内容・保険金額での保障を継続できる制度のことをいいます。更新の際は、更新日現在の保険年齢・保険料率によって保険料が再計算されるため、保険料は通常高くなります。ご契約者からお申し出がなければ自動的に更新されます。

告知義務（こくちぎむ）

ご契約のお申し込みまたは復活に際して、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）・現在の健康状態・身体の障害状態・職業などについての質問に対して、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務のことをいいます。

告知義務違反（こくちぎむいはん）

告知事項について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりした場合は、「告知義務違反」としてご契約や特約が解除されることがあります。

し 失効（しっこう）

猶予期間内に保険料のお払い込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障がない状態になり、保険金をお支払いできないことになります。失効したご契約に解約返還金がある場合には、ご契約者は解約返還金と同額の返還金を請求することができます。

指定代理請求人（していだいりせいきゅうにん）

被保険者が保険金などを請求できない特別な事情があるときに、受取人の代理人として、その保険金などを請求する人のことをいいます。指定代理請求人は、ご契約者があらかじめ指定した方となります。

支払査定時照会制度（しはらいさいじしょうかいせいと）

保険金などのお支払いの判断または保険契約などの解除、取消もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社などの保有する保険契約などに関する事項を共同して利用する制度です。

支払事由（しはらいじゆう）

保険金が支払われる場合のことをいいます。

例 所定のがん、急性心筋梗塞または脳卒中による所定の状態 など

主契約（しゅけいやく）

ご契約のベースとなる部分で、約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容のことをいいます。

診査（しんさ）

診査医扱いのご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また、勤務先などの定期健康診断の結果をご利用いただく方法、生命保険面接士（生命保険協会の定める資格を有する者）の面接報告による方法などもあります。

す すえ置制度（すえおきせいど）

保険金の受取方法の一つで、お支払事由が生じた保険金を当社にすえ置く制度のことをいいます。すえ置かれた保険金には、当社所定の利率（金利水準などにより変更することがあります）による利息がつけられます。

せ 生命保険募集人（せいめいほけんぼしゅうにん）

生命保険契約の募集を行う人のことをいいます。当社の生命保険募集人（当社の職員・募集代理店の担当者）は、お客さまと当社の保険契約の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

生命保険面接士（せいめいほけんめんせつし）

生命保険のご契約の際、告知事項などを確認する人のことをいいます。生命保険協会が行う資格試験に合格した者が、生命保険面接士として認定されます。

責任開始期（せきにんかいしき）

ご契約の締結または復活に際して、当社がご契約上の保障を開始する時をいいます。なお、復活が行われたご契約においては、最後の復活の際の責任開始期とします。

責任準備金（せきにんじゅんびきん）

将来の保険金をお支払いするために、保険料の中から積み立てられるものをいいます。

前納（ぜんのう）

年一括払契約の場合で、将来の保険料を2年分以上まとめてお払い込みいただくことをいいます。保険料の前納をされる場合、当社所定の利率（金利水準などにより変更することがあります）で割り引いて計算した保険料前納金をお払い込みいただきます。

た 第1回保険料充当金（だいいつかいほけんりょうじゅうとうきん）

ご契約のお申し込み時にお払い込みいただくお金のことをいいます。ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。

代理請求制度（だいいせいきゅうせいど）

被保険者が保険金などを請求できない特別な事情があるときに、所定の代理人がその保険金などを請求できる制度のことをいいます。

ち 中途付加（ちゅうとふか）

保障内容を見直す制度の一つで、現在のご契約の保障内容や保険期間を変えずに、新たな特約を付加することをいいます。

つ 積立配当金（つみたてはいとうきん）

積み立てられた配当金のことをいいます。積立配当金は、当社所定の利率（金利水準などにより変更することがあります）による利息をつけて積み立てます。

と 特定障害不担保（とくていしょうがいふたんぼ）

特別条件の一つで、特定障害（所定の視力障害または聴力障害）に対して、保険金などをお支払いしないことをいいます。

特別条件（とくべつじょうけん）

被保険者の健康状態や過去の病歴など、その症状が軽い場合や完治して一定年数が経過した場合などに、ご契約にお付けする条件のことをいいます。特別条件をお付けしてお引き受けするご契約を特別条件付契約といいます。

特別配当（とくべつはいとう）

長期間継続していただいたご契約に対して契約者配当金をお支払いすることがありますが、その契約者配当金のことを特別配当といいます。

特約（とくやく）

主契約の保障内容をさらに充実させるためや、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

特約条項（とくやくじょうこう）

特約の約款のことをいいます。なお、普通保険約款と特約条項が異なる内容の場合は、特約条項が優先的に適用されます。

ね 年齢（ねんれい）

⇒「保険年齢」の用語解説をご覧ください。

は 配当金（はいとうきん）

⇒「契約者配当金」の用語解説をご覧ください。

払込期月（はらいこみぎげつ）

保険料をお払い込みいただく月のことで、払込方法に応じて迎える契約応当日の属する月の初日から末日までの期間をいいます。

例 契約応当日が4月1日の場合
保険料の払込期月は、4月1日から4月30日までとなります。

払込猶予期間（はらいこみゆうよきかん）

⇒「保険料払込の猶予期間」の用語解説をご覧ください。

ひ 被保険者（ひほけんしゃ）

保険がかけられている人のことで、その人の生死などが保険の対象となります。

ふ 普通保険約款（ふつうほけんやっかん）

主契約の約款のことをいいます。なお、約款には普通保険約款と特約条項があります。

復活（ふっかつ）

失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知または診査をしていただきますが、健康状態などによっては復活できないこともあります。

ほ 保険期間（ほけんきかん）

当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に死亡などの支払事由が発生した場合のみ、保険金のお支払いの対象となります。

保険金（ほけんきん）

被保険者が所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態になられたとき、所定の高度障害状態になられたとき、死亡されたときなどにお支払いするお金のことをいいます。

例 特定疾病保険金、高度障害保険金、死亡保険金 など

保険契約者（ほけんけいやくしゃ）

当社と保険契約を結び、保険契約上の権利（契約内容変更の請求権など）と義務（保険料のお支払いの義務など）を持つ人のことをいいます。当社では保険契約を「契約」、保険契約者を「契約者」と言い表します。

保険証券（ほけんしょうけん）

ご契約の保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものをいいます。

保険年度（ほけんねんど）

契約日から1年ごとの期間のことをいいます。契約日から最初の満1か年を第1保険年度といい、以降順次、第2保険年度、第3保険年度、…と続きます。

保険年齢（ほけんねんれい）

契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算した年齢のことをいいます。

例 契約日が2015年1月1日、契約年齢が40歳の場合
保険年齢は、2016年1月1日より41歳、2017年1月1日より42歳、…となります。

保険料（ほけんりょう）

保障の対価として、ご契約者から当社にお支払いいただくお金のことをいいます。

保険料期間（ほけんりょうきかん）

保険料が充当される期間のことをいいます。保険料の払込方法（回数）に応じて、それぞれの契約応当日から、つぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間となります。

例 ●月払の場合：月単位の契約応当日からつぎの月単位の契約応当日の前日までの期間
●半年一括払の場合：半年単位の契約応当日からつぎの半年単位の契約応当日の前日までの期間
●年一括払の場合：年単位の契約応当日からつぎの年単位の契約応当日の前日までの期間

保険料の払込方法（回数）（ほけんりょうのはらいにみほうほう（かいすう））

保険料の払込方法（回数）には、月払、半年一括払および年一括払があります。

保険料の払込方法（経路）（ほけんりょうのはらいにみほうほう（けいろ））

保険料の払込方法（経路）には、口座振替によるお支払い、所属する会社や官公署などの団体を通じてのお支払い、送金によるお支払いなどがあります。

保険料の割増（ほけんりょうのわりまし）

特別条件の一つで、被保険者の健康状態などが当社の定めた基準に適合しない場合に、その危険の種類および程度に応じて、通常の保険料に特別保険料を加算することをいいます。

保険料払込期間（ほけんりょうはらいこみきかん）

保険料をお支払いいただく期間のことをいいます。

保険料払込の猶予期間（ほけんりょうはらいこみのゆうよきかん）

保険料のお支払いには猶予期間があります。保険料の払込方法（回数）に応じて、つぎのとおりです。

例 ●月払の場合：払込期月の翌月初日から末日まで
●年一括払・半年一括払の場合：払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで

み 未払込保険料（みはらいこみほけんりょう）

払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に対応する保険料で、まだ払い込まれていない保険料のことをいいます。

め 免責事由（めんせきじゆう）

支払事由に該当された場合でも、保険金をお支払いできない特定の事由のことをいいます。

例 ご契約後3年以内の自殺 など

や 約款（やっかん）

「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

ゆ 猶予期間（ゆうよきかん）

⇒「保険料払込の猶予期間」の用語解説をご覧ください。

よ 予定死亡率（よていしほうりつ）

死亡率とは、多数の人々のうち、1年間に死亡する人数の割合です。過去の統計をもとに死亡者数を予測して保険料を算定しますが、この計算に用いる死亡率のことを予定死亡率といいます。

予定利率（よていりりつ）

保険料はその算出にあたり、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込んで割り引いていますが、その際に用いる利率のことを予定利率といいます。

ご契約に際して

■ 保険契約の締結と生命保険募集人の権限	14
■ ご契約お申し込み手続きの際の留意点	14
■ クーリング・オフ制度 （ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除）	15
■ 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ	16
■ 現在のご契約の解約・減額を前提として 新たなご契約のお申し込みを検討されているお客さまへ	17
■ 告知義務	18
■ ご契約の成立と保障の責任開始期	20

保険契約の締結と生命保険募集人の権限

生命保険契約は、お客さまと当社との間で締結される契約であり、お客さまからお申し込みをいただき、当社が承諾したときに有効に成立します。当社の生命保険募集人はその媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

1 保険契約締結の「媒介」と「代理」

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申し込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約の申し込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

2 生命保険募集人

- 当社の生命保険募集人（当社の職員・募集代理店の担当者）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。
- 保険契約は、お客さまからのお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後に内容の変更などをされる場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要になります。
 - ・保険契約の復活 ・特約の中途付加 など

ご契約お申し込み手続きの際の留意点

ご契約のお申し込みから成立までのお手続きに際してご留意いただきたいことがらは、つぎのとおりです。

1 お申し込み・告知

- ご契約の前に、「保障設計書（契約概要）」「重要事項説明書（注意喚起情報）」をご確認ください。「保障設計書（契約概要）」「重要事項説明書（注意喚起情報）」にはそれぞれ、保険商品の内容をご理解いただくための情報やご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご注意ください事項を記載しています。必ず内容をご理解・ご了承のうえお申し込みください。
- お申込内容を十分お確かめのうえ、ご契約者・被保険者ご自身でお手続きください。また、ご契約者が法人の場合は申込書に押印してください。
- 告知^①は健康状態などをお知らせいただくものです。被保険者ご自身で正確にお答えください。

2 保険料のお払い込み

- 第1回保険料充当金などを現金にて当社の職員にお払い込みいただく際には、必ず引き換えに当社所定の領収証（社名・社印が印刷されたもの）をお受け取りください。
- 第1回保険料充当金などをデビットカードやクレジットカードでお払い込みいただく場合または金融機関からお振り込みいただく場合などは、お手続きの際にお渡しする当社所定の利用票控などを大切に保管してください。なお、当社所定の領収証が必要な場合は、担当の職員または取扱支社までご連絡ください。

3 お申込内容のご確認

- ご契約が成立した場合^②には、「保険証券」などをお送りしますので、お申込内容などに間違いがないか必ずご確認ください。万一、内容が相違していたり、ご不審な点がありましたら、すぐに取扱支社までご連絡ください。



・保険証券はご契約上のお手続きに必要なものですので、大切に保管してください。

① 告知については、「告知義務」（18ページ）をご参照ください。

② ご契約の成立については、「ご契約の成立と保障の責任開始期」（20ページ）をご参照ください。

クーリング・オフ制度（ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除）

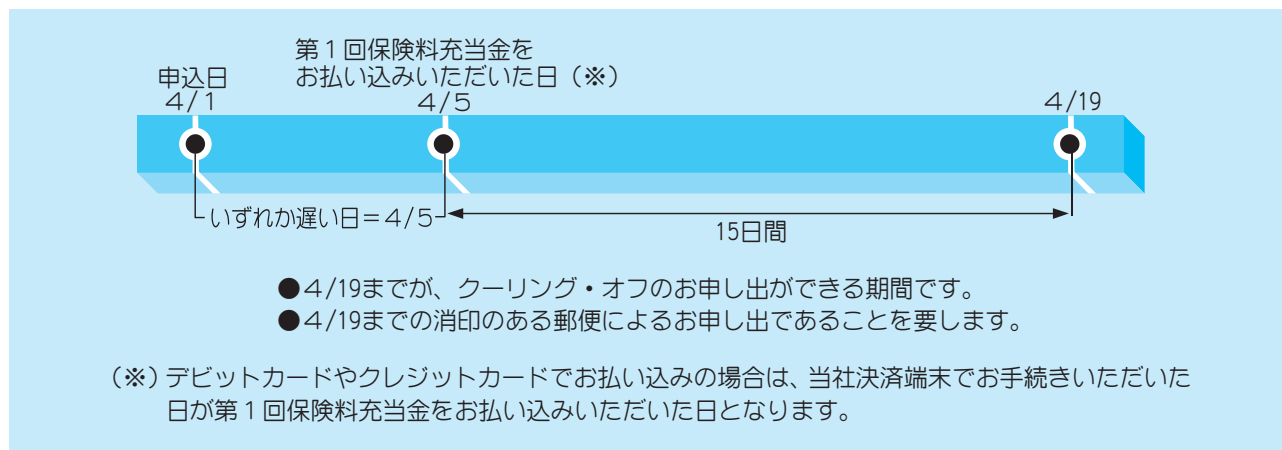
ご契約に納得がいけない場合、お申込者またはご契約者（以下「申込者など」といいます）は、ご契約の申込日または第1回保険料充当金をお支払いいただいた日のいずれか遅い日（*）から、その日を含めて15日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申し込みの撤回など」といいます）をすることができます。

（*）お申し込み時に「ご契約のしおりー約款」冊子の郵送を希望された場合またはご契約者の満年齢が70歳以上で「ご契約のしおりー約款」冊子を郵送する場合、「ご契約のしおりー約款」冊子の受領日とします。

1 お申し出方法

- お申し込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により上記期間内（15日以内の消印有効）に取扱支社または本店あてお申し出ください。
- 書面（封書、はがき）には、お申し込みの撤回などをする旨を明記し、申込者などの氏名・住所および保険料充当金領収証の番号（表面左上）をご記入ください。また、ご契約者が法人の場合は申込書と同一の印で押印してください。
- 第1回保険料充当金をデビットカードやクレジットカードでお支払いいただいた場合または金融機関からお振り込みいただいた場合などには、保険料充当金領収証は交付していませんので、書面への保険料充当金領収証の番号のご記入は不要です。

■クーリング・オフの例



2 お申し込みの撤回などできない場合

- つぎの場合には、お申し込みの撤回などのお取り扱いができません。

- ①当社指定の医師による診査が終了した場合
 - ②債務履行の担保のための保険契約である場合
 - ③ご契約の成立後に内容を変更（特約の中途付加など）される場合
 - ④ご契約者が団体で、一括式の保険証券を発行する場合

3 その他

- お申し込みの撤回などがあった場合には、お支払いいただいた金額は申込者などに全額お返しします。
- 当社はお申し込みの撤回などに関して、損害賠償または違約金その他金銭の支払いを請求しません。
- お申し込みの撤回などの書面の発信時に保険金などのお支払事由が生じている場合には、お申し込みの撤回などの効力は生じません。ただし、お申し込みの撤回などの書面の発信時に、申込者などが保険金などのお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

保障内容の見直しを検討されているお客さまへ

現在のご契約の保障内容を見直したいときには、つぎのような方法がご利用いただけます。

ご利用方法	図解	しくみと特長	留意事項
転換制度		現在のご契約の責任準備金や配当金など（転換価格）を新しいご契約の一部に充当する方法です。 保険の種類、保障額、期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。	新しいご契約の保険料は、転換制度ご利用時の契約年齢、保険料率により計算します。 現在のご契約は消滅します。
部分保障変更制度		現在のご契約の一部の責任準備金など（変更価格）を新しいご契約の一部に充当する方法です。 必要な保障は継続しつつ、保険の種類、保障額、期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。	新しいご契約の保険料は、部分保障変更制度ご利用時の契約年齢、保険料率により計算します。 現在のご契約のうち保障内容を見直した部分は消滅します。ご契約は、現在のご契約と新しいご契約の2件になります。
医療保障変更制度		現在のご契約に付加されている入院関係特約の責任準備金など（変更価格）を新しいご契約の「無配当終身医療保険」の一部に充当する方法です。	新しいご契約の保険料は、医療保障変更制度ご利用時の契約年齢、保険料率により計算します。 現在のご契約に付加されている入院関係特約は消滅します。ご契約は、現在のご契約と新しいご契約の2件になります。
特約の中途付加		現在のご契約に特約を新たに付加する方法です。 現在のご契約の保障内容や保障期間を変えずに、保障内容を充実させることができます。	付加する特約の保険料は、現在のご契約の保険料に加えてお支払いいただきます。
特約変更		現在のご契約に付加されている特約の一部を新しい特約に変更する方法です。	変更する前の特約の保険料のお支払いは不要になりますが、新しい特約の保険料を継続する部分の保険料とあわせてお支払いいただきます。
追加契約		現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。	現在のご契約の保険料と新しいご契約の保険料をお支払いいただきます。 ご契約は2件になります。

- 上記の方法のほか、保険金額・給付金額などを減額する方法や保険期間を変更する方法などがあります。
- 現在のご契約の種類や内容などによってはお取り扱いできない場合があります。また、それぞれの方法のご利用に際しては、所定の条件を満たすことが必要です。
- 保障内容見直し後の保険料は、どの方法をご利用いただくかによって異なります。
- 転換制度、部分保障変更制度、医療保障変更制度をご利用の場合、保険料の基礎となる予定利率などは、現在のご契約と新しいご契約で異なることがあります。たとえば、新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、主契約などの保険料が高くなり不利益となることがあります。
- 保障内容の見直しにあたっては、あらためて診査（または告知）が必要になります（ご利用いただく方法によっては不要な場合もあります）。健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。

現在のご契約の解約・減額を前提として新たなご契約のお申し込みを検討されているお客さまへ

現在ご契約されている保険契約（特約）について解約、減額などの契約内容変更をされるときには、一般的に、つぎのような場合、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- 現在ご契約されている保険契約の解約返還金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返還金の計算は、個々のご加入生命保険会社・ご契約内容により異なります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の権利などを失うこととなる場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率などは、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。たとえば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、主契約などの保険料が高くなり不利益となることがあります。
- 一般の契約と同様に告知義務があり、健康状態などによっては新たなご契約のお引き受けができない場合があります（保険種類によっては告知義務がない場合があります）。また、新たなご契約の責任開始期を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺によるご契約の取消の規定などについても新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。したがって、告知が必要な傷病歴などを告知されなかった場合、新たなご契約が解除・取消となることもあります。
- 現在のご契約のままであればお支払いができる場合であっても、告知義務違反による解除や詐欺による取消、責任開始期の属する日から3年以内（新たな保険契約が医療保障保険（個人型）の場合は1年以内）の自殺、責任開始期前の発病などの場合には保険金・給付金などが支払われないことがあります。
- 現在ご契約の保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取り扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、現在ご契約の保険契約を減額された場合、元のご契約に戻す（復旧する）お取り扱いに制限を受けることがあります。

(約款第18条～第20条、特約条項)

ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことがらについておたずねします。ご契約者や被保険者には、健康状態など当社がおたずねすることがらについて、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務があります。

1 告知義務とは

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件で契約されますと、保険料負担の公平性を保つことができません。したがって、公平性を保つためのルールとして告知義務があります。
- 告知義務とは、ご契約のお申し込みまたは復活に際して、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）・現在の健康状態・身体の障害状態・職業などについての質問に対して、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務のことをいいます。

2 告知の方法

- 当社指定の医師が診査を行う場合（診査医扱い）
まず被保険者ご自身で告知事項についてありのままをお答えください。つぎに診査医が口頭で告知を求める場合がありますので、そのときは事実をありのままお知らせください。口頭で告知された内容は診査医により記録されますので、ご確認のうえご署名ください。
- 医師の診査に代える扱い
勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法や、当社の生命保険面接士の面接報告による方法の場合には、被保険者ご自身で告知事項についてありのままをお答えください。
- 診査を行わない場合（告知扱い）
被保険者（またはご契約者）ご自身で告知事項についてありのままをお答えください。



- ・告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有していますので、告知事項についてお答えいただいたことと、当社指定の医師に口頭でお話しいただいたことが告知となります。生命保険募集人（当社の医師以外の職員や募集代理店の担当者）や生命保険面接士にお話しいただいても、告知をいただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3 傷病歴などがある場合のご契約のお引き受け

- 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態などに応じてご契約のお引き受けの判断を行っています。
- 傷病歴や通院の事実などを告知された場合には、所定の検査や追加のくわしい告知などが必要となる場合があります。
- 傷病歴などがある場合にはご契約をお断りすることもあります。すべてお断りするものではなく、「保険料の割増」「保険金の削減」等の特別条件を付けてお引き受けすることや、告知いただいた傷病などによっては特別条件を付けずにお引き受けできる場合もあります。

4 告知内容が事実と異なる場合のご契約または特約の解除

- 告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり事実と違うことを告知されたりした場合、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除し、保険金のお支払いや保険料のお払い込みの免除ができないことがあります。ただし、当社がご契約または特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときもしくは過失のため知らなかったとき、当社が解除の原因があることを知った日の翌日から1か月を経過したとき、または責任開始期の属する日から2年を経過したときは、当社はご契約または特約を解除することができません。

具体例

糖尿病の治療中にもかかわらず、これを告知されなかった場合には、ご契約が解除されることがあります。この場合には、たとえ糖尿病により保険金をお支払いする事由が発生していても、お支払いすることができません。

- 責任開始期の属する日から2年を経過していても、保険金のお支払事由や保険料のお払い込みの免除事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- 告知にあたり、当社の生命保険募集人（当社の職員・募集代理店の担当者）が、解除の原因となる事実について、告知をすることを妨げたとき、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めたときは、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、当社の生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、当社はご契約または特約を解除することができます。
- ご契約または特約が解除される場合で、すでに保険金をお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただき、また、すでに保険料のお払い込みを免除していた場合には、保険料のお払い込みを免除しなかったものとして取り扱います。
- ご契約または特約が解除された場合には、解除時点での解約返還金があればその金額をご契約者にお支払いします。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金のお支払いや保険料のお払い込みの免除ができないことがあります。この場合、
 - ・2年経過後にも取消となることがあります。
 - ・すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。



- ・ご契約のお申し込み後または保険金および保険料のお払い込みの免除のご請求があったときに、当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについてご確認させていただく場合があります。

告知に関するご照会先

生命保険ご加入時の告知に関してつぎのような場合は、下記フリーダイヤルにてお問い合わせを承ります。

- 「告知の前にご確認いただきたい事項」についてご不明な点がある場合
- お身体の状態について告知すべきか判断に迷われる場合
なお、当社の職員・募集代理店の担当者は、告知内容についてご相談をお受けすること等はできません。
- 告知内容のお客さま控をご確認いただき、告知内容にもれや間違いが判明した場合
なお、追加・訂正された告知内容をもとにご契約の引き受け・継続またはご契約内容の変更などについて再度検討させていただきます。

告知専用フリーダイヤル



0120-845-871 <通話料無料>

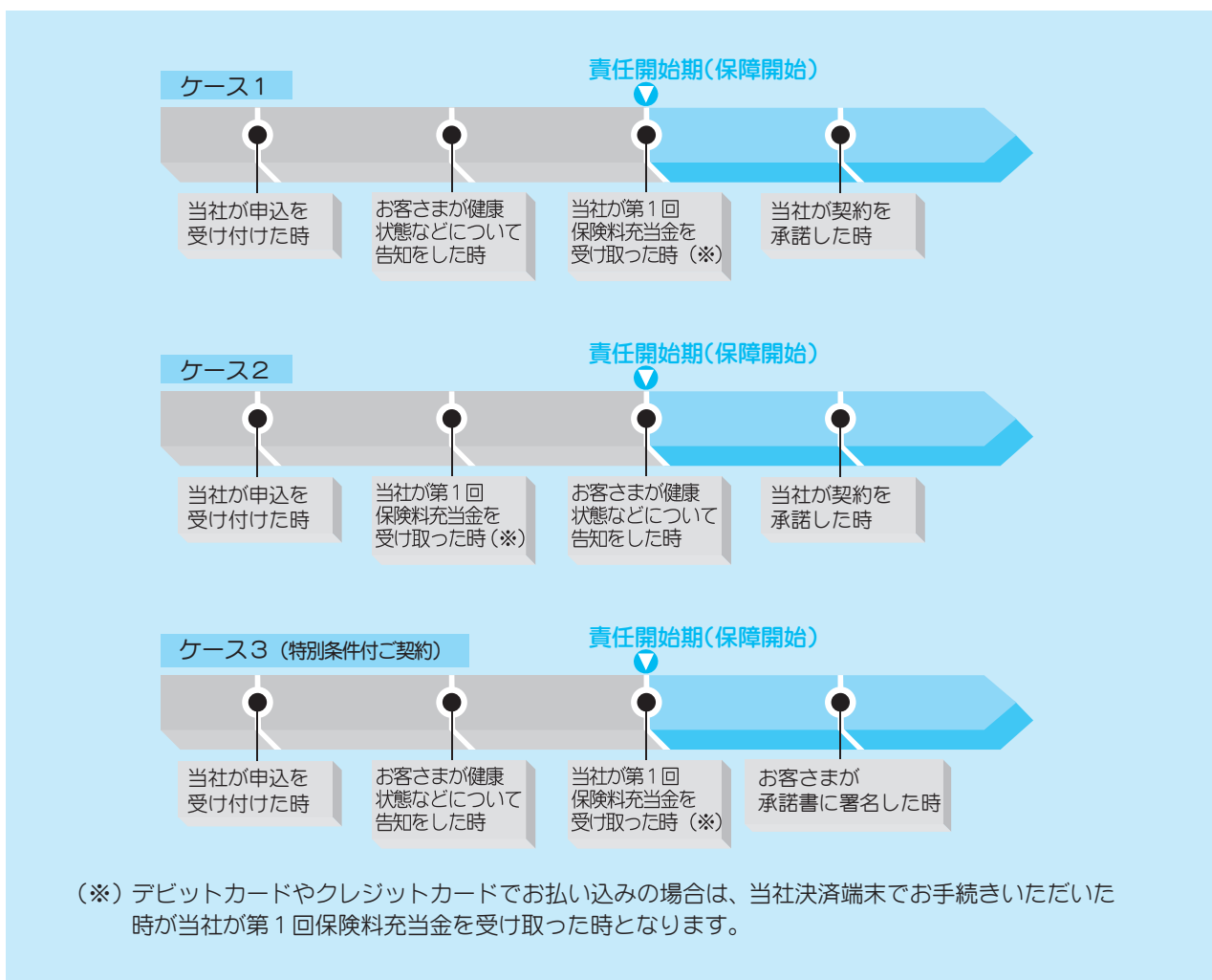
受付時間 月～金曜日 9:00-18:00
土曜日 9:00-17:00
(祝日・年末年始を除く)

- * プライバシー保護のため、お問い合わせ・お申し出は必ず被保険者ご本人さまからお願いいたします。
- * 告知専用フリーダイヤルへのお電話は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から録音させていただきます。

ご契約の成立と保障の責任開始期

(約款第9条、特約条項)

ご契約は、お客さまからのお申し込みに対して当社が承諾した時に有効に成立します。当社がご契約をお引き受けすることを承諾した場合には、第1回保険料充当金を当社が受け取った時（告知の前に受け取った場合は告知の時）からご契約上の保障が開始されます。



- 特別条件付のご契約は、特別条件のお取り扱いを記載した承諾書に署名していただいた場合（ご契約者が法人の場合は署名・押印していただいた場合）に、第1回保険料充当金を当社が受け取った時（告知の前に受け取った場合は告知の時）にさかのぼって保障が開始されます。なお、「特別保険料領収法」のお取り扱いをするご契約については、そのほかに特別保険料のお払い込みが必要となります。
- 第1回保険料充当金を現金にて当社の職員にお払い込みいただく際には、当社所定の領収証（当社の社名・社印が印刷されたもの）を必ずお受け取りください。
- 第1回保険料充当金をデビットカードやクレジットカードでお払い込みいただく場合または金融機関からお振り込みいただく場合などは、お手続きの際にお渡しする当社所定の利用票控などを大切に保管してください。
- ご契約が成立した場合には、当社は「保険証券」をお送りし承諾の通知とします。「保険証券」はご契約上のお手続きに必要なものですので、大切に保管してください。

保険のしくみ

■主契約について	22
● 5年ごと配当付特定疾病保障定期保険「シールドU(定期型)」	22
■特約について	23

5年ごと配当付特定疾病保障定期保険「シールドU（定期型）」

1 しくみ

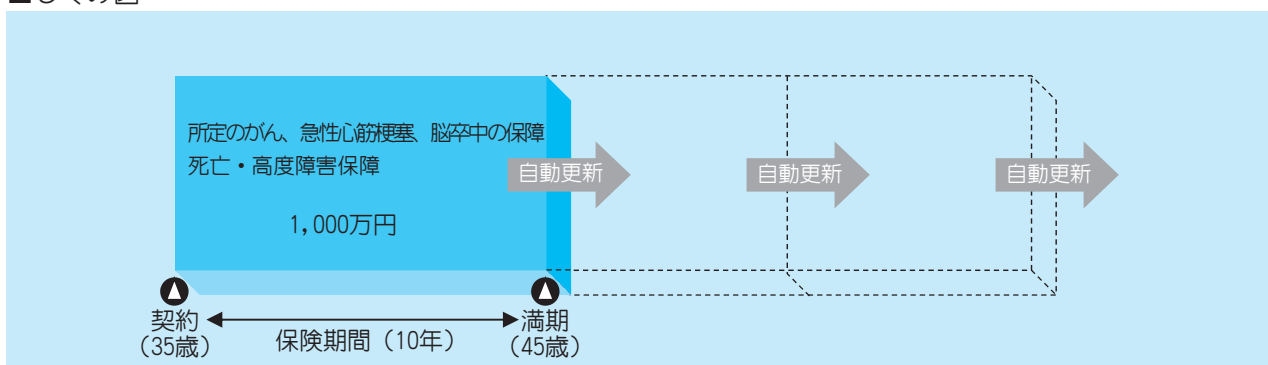
- この保険は、所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態になられた場合、所定の高度障害状態になられた場合または死亡された場合の保障を確保できる保険です。

2 ご契約例

5年ごと配当付特定疾病保障定期保険「シールドU（定期型）」

- 35歳契約
- 10年満期
- 保険金額 1,000万円

■しくみ図



3 自動更新

- ご契約は、保険期間満了日の2か月前までに、継続しない旨のお申し出がない限り、被保険者の健康状態にかかわらず、保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。
- 更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一（10年または15年）とします。
- 更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の保険年齢および保険料率によって計算します。したがって、更新後の保険料は更新前の保険料と異なります。また、更新後のご契約には更新日における約款が適用されます。更新日に当社がこの保険契約の締結を取り扱っていないときは、この保険契約にかえて、当社所定の保険契約により、更新とみなして取り扱うことがあります。
- つぎの場合には更新をお取り扱いしません。
 - ・更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるとき（※1）
 - ・特別保険料領収法による特別条件が付加されているとき

（※1）この場合、80歳をこえないように5年～14年の範囲内で保険期間を変更して更新をお取り扱いします。したがって、80歳までの保険期間が5年未満の場合は更新をお取り扱いしません。



- ・被保険者の契約年齢・保険期間などによっては、被保険者が所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態になられたとき、高度障害状態に該当されたとき、または死亡されたときまでの経過年数により、特定疾病保険金額、高度障害保険金額または死亡保険金額が払込保険料の累計額を下回る場合があります。
- ・この保険には、満期保険金はありません。
- ・この保険には、当社が保険料をお立て替えし継続させる制度（保険料の自動貸付）のお取り扱いはありません。
- ・この保険では、契約者貸付制度はご利用いただけません。

特約について

主契約には、以下の特約が付加できます。特約については、つぎのとおり取り扱います。なお、特約の保障内容については、38ページ以降をご参照ください。

1 特約の保険期間

- ご契約時に付加できる特約の種類、保険期間および保険料払込期間は、つぎのとおりです。ただし、ご契約内容によっては特約を付加できない場合があります。

付加できる特約	保険期間および保険料払込期間
5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約	主契約の保険期間と同一 なお、主契約の更新を取り扱う場合には、特約も更新を取り扱います。(※1)

- (※1)
- ・特約の更新を取り扱う場合、特約の保険期間満了日の2か月前までに、継続しない旨のお申し出がない限り、被保険者の健康状態にかかわらず、特約の保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。
 - ・更新後の保険料は更新日現在の被保険者の保険年齢および保険料率によって計算します。したがって、更新後の特約保険料は更新前の特約保険料と異なります。また、更新後の特約には更新日における特約条項が適用されます。更新日に当社がその特約の締結を取り扱っていないときは、その特約にかえて、所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。
 - ・特別保険料領収法による特別条件が付加されているときは、更新をお取り扱いしません。

2 特約の消滅

- 主契約が消滅した場合、特約は消滅します。



MEMO

Dotted lines for writing.

保険金などのお支払い

■ 保険金などのご請求方法	26
■ 5年ごと配当付特定疾病保障定期保険 「シールドU(定期型)」【主契約】	29
■ 5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約 「シールドプラス特約」	38
■ 保険金などをお支払いできない場合	43

保険金などのご請求方法

保険金などのお支払事由に該当された場合、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合、ご不明な点が生じた場合などには、担当の職員またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

1 ご請求手続きについて

ご請求手続きについては、ご契約のお申し込み時に別途お渡ししている「保険金などのご請求手続きとお支払事例」に詳しく記載しています。

- どのような場合に保険金などが支払われるかは、29ページ～42ページをご覧ください。なお、日本国外で死亡された場合などでも、国内と同様に約款の規定にもとづき保険金などをお支払いしますので、ご請求ください。
- 保険金などのご請求には時効があります。保険金、解約返還金、保険料払込の免除などのご請求の権利は、3年をすぎますとなくなりますので、ご注意ください。

■保険金などの支払時期

保険金などは請求書類が当社に到着した日（※1）の翌日からその日を含めて5営業日（※2）以内にお支払いします。ただし、保険金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合のお支払期限は、つぎのとおりとします。

保険金などをお支払いするための確認等が必要な場合		お支払期限（※3）
①保険金などをお支払いするための確認が必要な場合	・保険金などのお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・保険金などの免責事由に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した日（※1）の翌日からその日を含めて45日以内
②上記①の確認を行うための特別な照会や調査が必要な場合	・弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合 ・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ・ご契約者、被保険者または保険金などの受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ・日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日（※1）の翌日からその日を含めて180日以内

（※1）営業日でない場合は、翌営業日とします。なお、請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

（※2）営業日とは、以下の日を除く日をいいます。（2015年2月現在）

- ・土曜日、日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月31日から翌年1月3日まで

（※3）ご契約者、被保険者または保険金などの受取人などが、正当な理由がなく確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金などをお支払いしません。

■保険金などの請求訴訟

保険金などの請求に関する訴訟については、当社の本店所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内の支社所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

2 代理請求制度

(指定代理請求特約条項)

ご契約者が被保険者の同意を得て「指定代理請求特約」を付加された場合、被保険者が受取人となる保険金などの代理請求を取り扱います。

①代理請求の対象となる保険金など

主契約・特約	代理請求の対象となる保険金などの種類
5年ごと配当付特定疾病保障定期保険	高度障害保険金、特定疾病保険金、被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料払込の免除
5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約	特約高度障害保険金、特約指定疾病保険金、特約特定疾病保険金
—	被保険者とご契約者が同一人である場合の契約者配当金

・上表の代理請求の対象となる保険金などについては、すえ置かれたものを含みます。

②代理請求できる場合

- 被保険者が受取人となる保険金などのお支払事由が生じた場合、その受取人が保険金などを請求できないつぎの特別な事情があるときは、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が保険金などを請求することができます。ただし、保険金などの受取人が法人である場合には、保険金などの代理請求はできません。

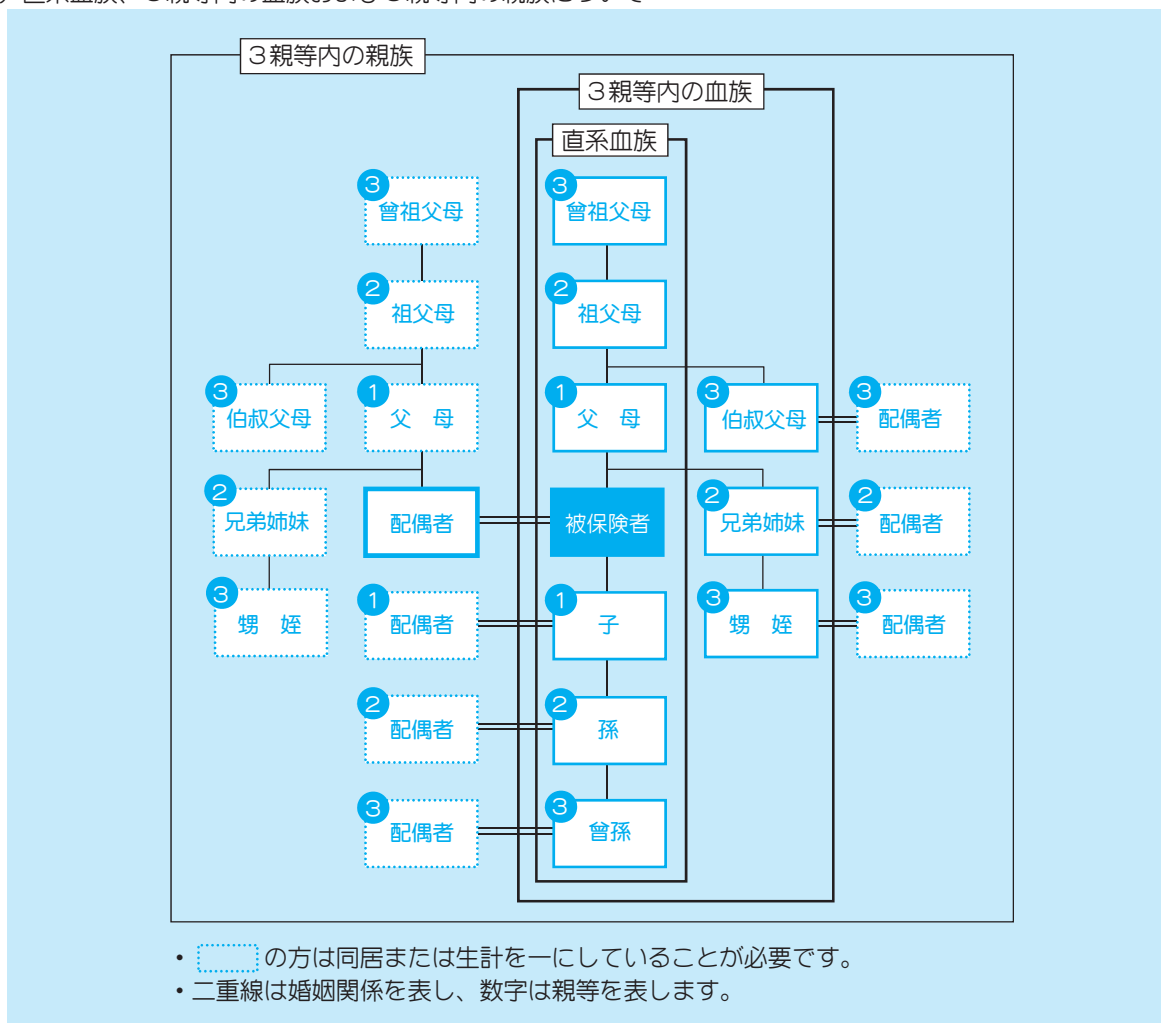
- ・被保険者が、精神上的の障害により判断能力を欠く常況にあるため、保険金などを請求できないとき
- ・被保険者ご本人が、病名を知らされていないため（がん等の当社が認める傷病名の場合）、保険金などを請求できないときなど

③代理請求できる方

- 保険金などを代理請求できる方は、つぎのとおりとします。ただし、故意に保険金などのお支払事由を生じさせた方または故意に被保険者を保険金などの請求ができない状態に該当させた方を除きます。

- ・ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人。ただし、請求時において、つぎのいずれかに該当することを要します。
 - (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族または3親等内の血族（※1）
 - (3) 被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族（※1）
 - (4) (3) 以外で被保険者と同居または生計を一にしている方で、当社が認めた方
 - (5) 被保険者の財産管理を行っている方で、当社が認めた方
 - (6) (4) または (5) と同等の特別な事情があると当社が認めた方
- ・上記に該当する方がいない場合には、死亡保険金受取人（※2）。ただし、請求時において、つぎのいずれかに該当することを要します。
 - (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族または3親等内の血族（※1）
 - (3) 被保険者と同居または生計を一にしている方

(※1) 直系血族、3親等内の血族および3親等内の親族について



(※2) ・該当する死亡保険金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。

・ 死亡保険金受取人が死亡されたことにより主契約の規定にもとづき死亡保険金受取人となった方を除きます。

④代理請求のその他の留意点

- 万一の際に備え、お支払事由および代理請求できる旨をあらかじめ指定代理請求人、死亡保険金受取人にお伝えください。
- 指定代理請求人または死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更を行った後は、変更前に請求可能な保険金などであっても、変更を行う前の指定代理請求人または死亡保険金受取人による保険金などの代理請求は取り扱いません。
- 保険金などの受取人の代理人（以下「代理請求人」といいます）に保険金などをお支払いしたときは、その後保険金などの請求を受けても、当社は重複してのお支払いはしません。
- 代理請求人に保険金などをお支払いした後、ご契約者または被保険者からのお問い合わせがあった場合、当社はその支払状況について事実にもとづいて回答せざるを得ませんので、ご承知おき願います。この場合、回答により万一不都合が生じても、当社は責任を負いかねますので、関係者で解決していただくことになります。
- 代理請求人から保険金などをご請求いただいた場合、当社が必要と認めたときは、代理請求人に必要な事項の確認についてご協力いただくことがあります。
- ご契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。変更される場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

5年ごと配当付特定疾病保障定期保険「シールドU（定期型）」【主契約】

所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態になられたとき、所定の高度障害状態になられたとき、または死亡されたときに保険金をお支払いします。また、不慮の事故により所定の身体障害の状態になられたときに、以後の保険料のお払い込みを免除します。

お支払いする保険金・ 保険料払込の免除	保険金をお支払いする場合 保険料のお払い込みを免除する場合		お支払額	受取人
特定疾病保険金	悪性新生物 (がん)	被保険者が責任開始期以後、保険期間中に、生まれて初めて悪性新生物（※１）に罹患し、かつ、医師により病理組織学的所見（生検）によって診断確定（病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります）されたとき ・上皮内がん（非浸潤がん、大腸の粘膜がんを含みます）、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除きます。 ・責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に罹患した乳房の悪性新生物（乳がん）については、お支払いしません。ただし、その後（乳房の悪性新生物については責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後）、被保険者が新たに悪性新生物に罹患し、医師により診断確定されたときはお支払いします。	保険金額	被保険者（＊）
	急性心筋梗塞	被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、保険期間中に、急性心筋梗塞（※１）を発病し、その急性心筋梗塞の初診日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ・急性心筋梗塞には再発性心筋梗塞を含みます。狭心症などは含まれません。 ・「労働の制限を必要とする状態」とは、「軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態」をいいます。		
	脳卒中	被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、保険期間中に、脳卒中（※１）を発病し、その脳卒中の初診日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき		
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に対象となる高度障害状態（※２）に該当されたとき			
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき			死亡保険金受取人
保険料払込の免除	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故（※３）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内、かつ、保険料払込期間中に、対象となる身体障害の状態（※４）に該当されたとき		—	—

（*）ご契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人がご契約者である場合には、ご契約者とします。

●主契約の保険料のお払い込みが免除された場合、付加されている特約の保険料のお払い込みも免除されます。

ご契約に際して

保険のしくみ

保険金などのお支払い

保険料について

ご契約後について

会社・制度のご案内



- ・責任開始期前にすでにがんに罹患していたときは、責任開始期以後に新たにがんに罹患しても特定疾病保険金はお支払いしません。
- ・上皮内がん（非浸潤がん、大腸の粘膜がんを含みます）、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんについては、特定疾病保険金はお支払いしません。
- ・責任開始期の属する日から90日以内に罹患した乳がんについては、特定疾病保険金はお支払いしません。
- ・急性心筋梗塞は「初診日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたこと」が特定疾病保険金のお支払いの要件です。
- ・脳卒中は「初診日から60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたこと」が特定疾病保険金のお支払いの要件です。
- ・特定疾病保険金の支払事由に複数該当した場合でも、特定疾病保険金は重複してはお支払いしません。
- ・対象となる高度障害状態および身体障害の状態は、公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。
- ・高度障害状態に複数該当した場合でも、高度障害保険金は重複してはお支払いしません。
- ・特定疾病保険金をお支払いした場合、ご契約は特定疾病保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとします。
- ・高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は高度障害状態に該当した時に消滅したものとします。
- ・特定疾病保険金、高度障害保険金、死亡保険金は重複してはお支払いしません。
- ・保険料のお払い込みが免除された場合、保険金額の減額などのご契約内容の変更や転換などはお取り扱いできません。
- ・死亡保険金のお支払いについて、重大事故で将来失踪宣告が認められることが確実な場合などには、死亡されたものと認めて死亡保険金をお支払いする場合があります。
- ・責任開始期前にすでに発病していた疾病により、急性心筋梗塞もしくは脳卒中による所定の状態、または高度障害状態に該当した場合でも、当社が、ご契約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病により、急性心筋梗塞もしくは脳卒中による所定の状態、または高度障害状態に該当したものとみなして取り扱います。

（※１）対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中はつぎのとおりです。

■約款抜粋

【５年ごと配当付特定疾病保障定期保険 表１】

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、次表によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾 病 名	疾 病 の 定 義	分 類 項 目	基本分類 コード
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病。ただし、上皮内癌（D00－D09）、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌（C44）を除く。	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 ・口唇の悪性新生物 ・舌根<基底>部の悪性新生物 ・舌のその他および部位不明の悪性新生物 ・歯肉の悪性新生物 ・口（腔）底の悪性新生物 ・口蓋の悪性新生物 ・その他および部位不明の口腔の悪性新生物 ・耳下腺の悪性新生物 ・その他および部位不明の大唾液腺の悪性新生物 ・扁桃の悪性新生物 ・中咽頭の悪性新生物 ・鼻<上>咽頭の悪性新生物 ・梨状陥凹<洞>の悪性新生物 ・下咽頭の悪性新生物 ・その他および部位不明確の口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00－C14 C00 C01 C02 C03 C04 C05 C06 C07 C08 C09 C10 C11 C12 C13 C14

疾 病 名	疾 病 の 定 義	分 類 項 目	基本分類 コード
		消化器の悪性新生物	C15－C26
		・食道の悪性新生物 ・胃の悪性新生物 ・小腸の悪性新生物 ・結腸の悪性新生物 ・直腸S状結腸移行部の悪性新生物 ・直腸の悪性新生物 ・肛門および肛門管の悪性新生物 ・肝および肝内胆管の悪性新生物 ・胆のう<嚢>の悪性新生物 ・その他および部位不明の胆道の悪性新生物 ・膵の悪性新生物 ・その他および部位不明確の消化器の悪性新生物	C15 C16 C17 C18 C19 C20 C21 C22 C23 C24 C25 C26
		呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30－C39
		・鼻腔および中耳の悪性新生物 ・副鼻腔の悪性新生物 ・喉頭の悪性新生物 ・気管の悪性新生物 ・気管支および肺の悪性新生物 ・胸腺の悪性新生物 ・心臓、縦隔および胸膜の悪性新生物 ・その他および部位不明確の呼吸器系および胸腔内臓器の悪性新生物	C30 C31 C32 C33 C34 C37 C38 C39
		骨および関節軟骨の悪性新生物	C40－C41
		・（四）肢の骨および関節軟骨の悪性新生物 ・その他および部位不明の骨および関節軟骨の悪性新生物	C40 C41
		皮膚の悪性黒色腫	C43
		中皮および軟部組織の悪性新生物	C45－C49
		・中皮腫 ・カボジ肉腫 ・末梢神経および自律神経系の悪性新生物 ・後腹膜および腹膜の悪性新生物 ・その他の結合組織および軟部組織の悪性新生物	C45 C46 C47 C48 C49
		乳房の悪性新生物	C50
		女性生殖器の悪性新生物	C51－C58
		・外陰（部）の悪性新生物 ・膣の悪性新生物 ・子宮頸部の悪性新生物 ・子宮体部の悪性新生物 ・子宮の悪性新生物、部位不明 ・卵巣の悪性新生物 ・その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物 ・胎盤の悪性新生物	C51 C52 C53 C54 C55 C56 C57 C58
		男性生殖器の悪性新生物	C60－C63
		・陰茎の悪性新生物 ・前立腺の悪性新生物 ・精巣<嚢丸>の悪性新生物 ・その他および部位不明の男性生殖器の悪性新生物	C60 C61 C62 C63
		腎尿路の悪性新生物	C64－C68
		・腎盂を除く腎の悪性新生物 ・腎盂の悪性新生物 ・尿管の悪性新生物 ・膀胱の悪性新生物 ・その他および部位不明の尿路の悪性新生物	C64 C65 C66 C67 C68

ご契約に際して

保険のしくみ

保険金などのお支払い

保険料について

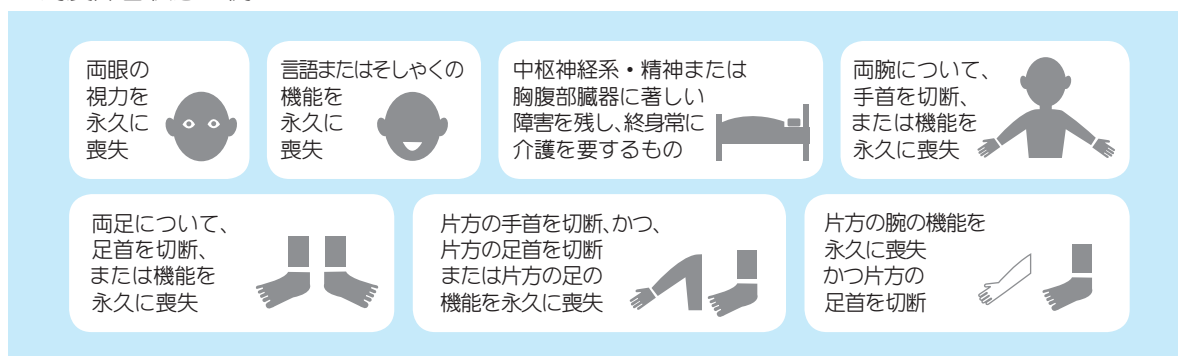
ご契約後について

会社・制度のご案内

疾 病 名	疾 病 の 定 義	分 類 項 目	基本分類 コード
		眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69－C 72
		・眼および付属器の悪性新生物 ・髄膜の悪性新生物 ・脳の悪性新生物 ・脊髄、脳神経およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69 C 70 C 71 C 72
		甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73－C 75
		・甲状腺の悪性新生物 ・副腎の悪性新生物 ・その他の内分泌腺および関連組織の悪性新生物	C 73 C 74 C 75
		部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76－C 80
		・その他および部位不明確の悪性新生物 ・リンパ節の続発性および部位不明の悪性新生物 ・呼吸器および消化器の続発性悪性新生物 ・その他の部位の続発性悪性新生物 ・部位の明示されない悪性新生物	C 76 C 77 C 78 C 79 C 80
		リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81－C 96
		・ホジキン病 ・ろく濾>胞性〔結節性〕非ホジキンリンパ腫 ・びまん性非ホジキンリンパ腫 ・末梢性および皮膚T細胞リンパ腫 ・非ホジキンリンパ腫のその他および詳細不明の型 ・悪性免疫増殖性疾患 ・多発性骨髄腫および悪性形質細胞性新生物 ・リンパ性白血病 ・骨髄性白血病 ・単球性白血病 ・細胞型の明示されたその他の白血病 ・細胞型不明の白血病 ・リンパ組織、造血組織および関連組織のその他および詳細不明の悪性新生物	C 81 C 82 C 83 C 84 C 85 C 88 C 90 C 91 C 92 C 93 C 94 C 95 C 96
		独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 97
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇	虚血性心疾患（I 20－I 25）のうち、 ・急性心筋梗塞 ・再発性心筋梗塞	I 21 I 22
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病	脳血管疾患（I 60－I 69）のうち、 ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞	I 60 I 61 I 63

(※2) 対象となる高度障害状態はつぎのとおりです。

■高度障害状態の例



■約款抜粋

【5年ごと配当付特定疾病保障定期保険 表2、5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約 表2】

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる高度障害状態	備考								
両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。								
言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、つぎの(A)から(I)までのうち3つ以上の状態に該当し、その回復の見込がない場合 (A) いずれの口唇音についても発音ができない状態 (イ) いずれの歯舌音についても発音ができない状態 (ウ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態 (I) いずれの喉頭音についても発音ができない状態 <table border="1"> <tr> <td>口唇音</td><td>ま行音、ば行音、ぱ行音、わ行音、ふ</td></tr> <tr> <td>歯舌音</td><td>な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ</td></tr> <tr> <td>口蓋音</td><td>か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん</td></tr> <tr> <td>喉頭音</td><td>は行音</td></tr> </table> ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、口腔（舌を含みます。）の運動障害または欠損により、流動食以外のものは摂取できない状態（流動食を摂取できない状態も含みます。）で、その回復の見込のない場合をいいます。	口唇音	ま行音、ば行音、ぱ行音、わ行音、ふ	歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ	口蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん	喉頭音	は行音
口唇音	ま行音、ば行音、ぱ行音、わ行音、ふ								
歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ								
口蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん								
喉頭音	は行音								
中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「終身常に介護を要するもの」とは、つぎの1から8までの項目すべてについて、それぞれつぎに定める行為が自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。								

対象となる高度障害状態	備考	
	項目	行為
	1. 食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと
	2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）
	3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）
	4. 排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること
	5. 衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること
	6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと
	7. 歩行	立った状態から歩くこと
	8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること
両上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 上肢の3大関節（肩関節、肘関節および手関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 (2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 下肢の3大関節（股関節、膝関節および足関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合	
両上肢の運動機能を全く永久に失ったもの		
1 上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1 上肢の運動機能を全く永久に失ったもの		
両下肢を足関節以上で失ったもの		
両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの		
1 下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1 下肢の運動機能を全く永久に失ったもの		
1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの		
1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢の運動機能を全く永久に失ったもの		
1 上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの		

（※3）対象となる不慮の事故はつぎのとおりです。

■約款抜粋

【5年ごと配当付特定疾病保障定期保険 別表2】

対象となる不慮の事故とは表Aの定義による急激かつ偶発的な外来の事故とします。ただし、表Aの定義をすべて満たす場合であっても、表Bに掲げるものは対象となる不慮の事故に該当しません。

表A 急激・偶発・外来の定義

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません。）
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者の故意にもとづかず、かつ、被保険者にとって予見できないことをいいます。
外来	事故および事故の原因が被保険者の身体の外から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因する外因等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表B 不慮の事故に該当しないもの

1. 軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因
2. 疾病の診断、治療を目的としたもの	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、処置および医薬品等の使用による有害作用（いずれも患者の行った場合を含みます。）
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温、気圧の変化等および環境的要因によるもの	つぎに掲げるもの (1) 気象条件による過度の高温（熱中症（日射病、熱射病）等の原因となったもの） (2) 高圧、低圧および気圧の変化（高山病、航空病、潜水病等の原因となったもの） (3) 食料、水分の不足（飢餓、脱水症等の原因となったもの） (4) 身体の動揺（乗り物酔い等の原因となったもの）、騒音、振動
5. 過度の肉体行使、運動	過度の肉体行使、レクリエーションその他の活動における過度の運動
6. 化学物質、薬物の作用、飲食物の摂取等	つぎに掲げるもの (1) 接触皮膚炎の原因となった洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質の作用 (2) アレルギー、皮膚炎等の原因となった外用薬の作用または薬物接触 (3) 細菌性の食中毒またはアレルギー性、中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎等の原因となった飲食物等の摂取
7. 処刑	司法当局の命令により執行されたすべての処刑

備 考

該当例	非該当例
つぎのようなものは、表Aの定義をすべて満たす場合に、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・転落、転倒 ・火災 ・溺水 ・窒息	つぎのようなものは、表Aの定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・公害 ・職業病の原因となったもの ・自殺および自傷行為 ・感染症 ・疾病の症状に起因する入浴中の溺水

（※4）対象となる身体障害の状態はつぎのとおりです。

■約款抜粋

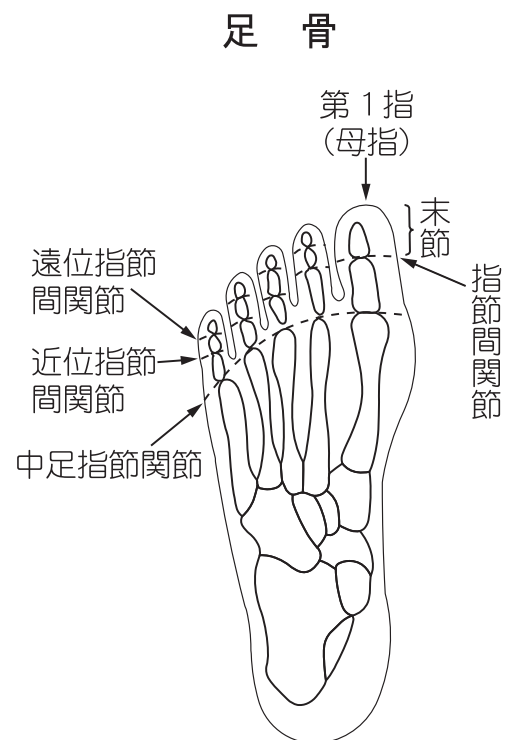
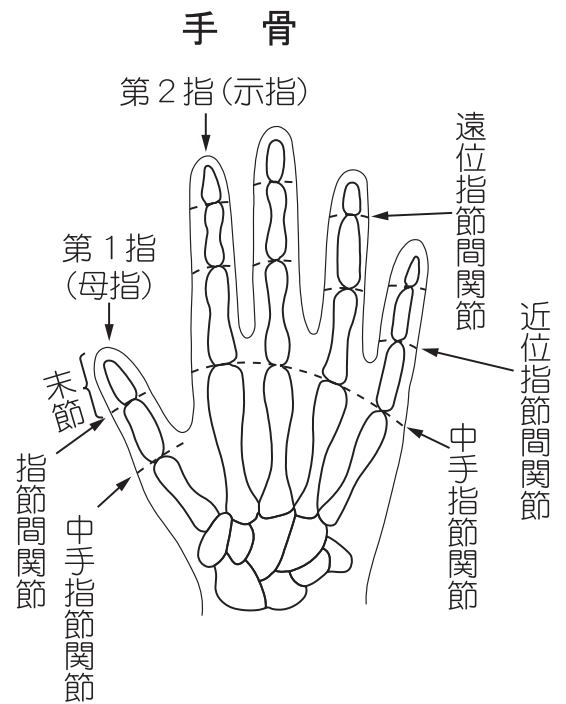
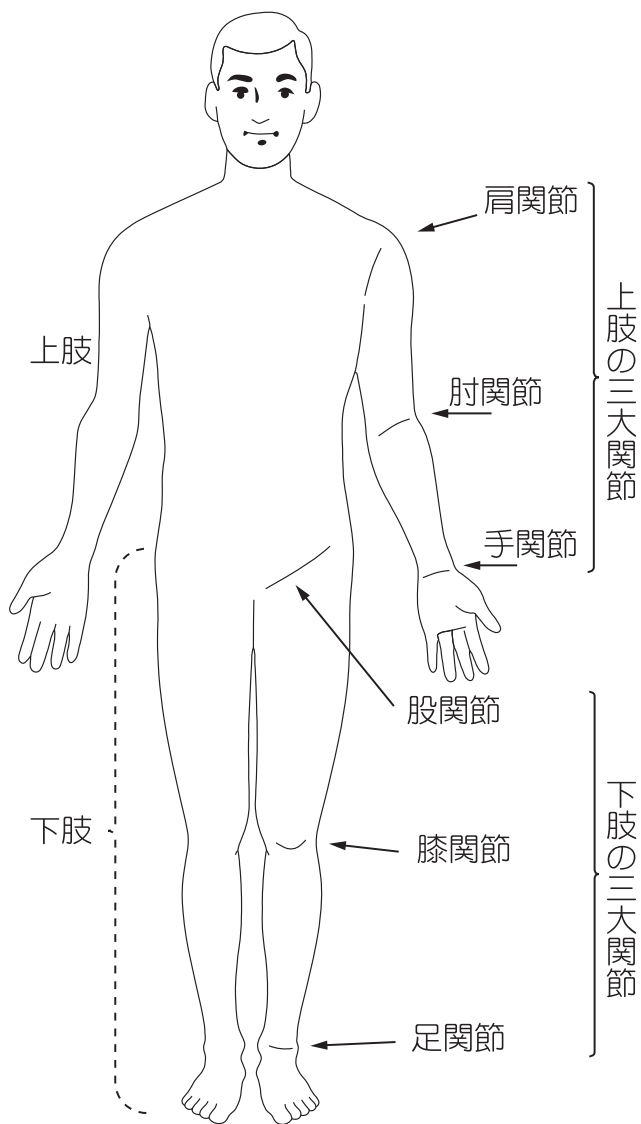
【5年ごと配当付特定疾病保障定期保険 表3】

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる身体障害の状態	備考
1 眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
両耳の聴力を全く永久に失ったもの	(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。 (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、 $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

対象となる身体障害の状態	備考
脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	(1)「脊柱に著しい奇形を永久に残すもの」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上で回復の見込のない場合をいいます。 (2)「脊柱に著しい運動障害を永久に残すもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 頸椎について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合
1 上肢を手関節以上で失ったもの	(1)「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 上肢の3大関節（肩関節、肘関節および手関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 (2)「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 下肢の3大関節（股関節、膝関節および足関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 (3)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 関節について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合
1 上肢の運動機能を全く永久に失ったもの	
1 上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	
1 下肢を足関節以上で失ったもの	
1 下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	
1 下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	
1 手の5手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
1 手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの	
10手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合
10足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約「シールドプラス特約」

5年ごと配当付特定疾病保障定期保険「シールドU（定期型）」の保険金をお支払いする場合^①に加えて、上皮内がん等と診断されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中により入院されたときに保険金をお支払いします。

お支払いする保険金	お支払いする場合		お支払額	受取人
特約指定疾病保険金	上皮内新生物等（上皮内がん等）	被保険者が責任開始期前に悪性新生物（※1）および上皮内新生物等（※1）のいずれにも罹患したことがなく、かつ、責任開始期以後、この特約の保険期間中に、上皮内新生物等（※1）に罹患し、医師により病理組織学的所見（生検）によって診断確定（病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下「診断確定」といいます）されたとき ・責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に罹患した乳房の上皮内新生物（上皮内がん）についてはお支払いしません。（※2）	特約保険金額	被保険者（*）
	急性心筋梗塞	被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に、急性心筋梗塞（※1）を発病し、その治療を目的として1日以上入院されたとき（※3） ・急性心筋梗塞には再発性心筋梗塞を含みます。狭心症などは含まれません。		
	脳卒中	被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に、脳卒中（※1）を発病し、その治療を目的として1日以上入院されたとき（※3）		
特約特定疾病保険金	5年ごと配当付特定疾病保障定期保険「シールドU（定期型）」の保険金をお支払いする場合 ^① と同じ			主契約の死亡保険金受取人
特約高度障害保険金				
特約死亡保険金				

（*）ご契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人がご契約者である場合には、ご契約者とします。

① 5年ごと配当付特定疾病保障定期保険「シールドU（定期型）」の保険金をお支払いする場合については、「5年ごと配当付特定疾病保障定期保険「シールドU（定期型）」」（29ページ）をご参照ください。



- 責任開始期前にすでにがんまたは上皮内がん等（※１）に罹患していたときは、責任開始期以後に新たに上皮内がん等に罹患しても特約指定疾病保険金はお支払いしません。
- 責任開始期前にすでにがんに関し罹患していたときは、責任開始期以後に新たにがんに関し罹患しても特約特定疾病保険金はお支払いしません。
- 責任開始期の属する日から90日以内に罹患した乳房の上皮内がんおよび乳がんについては、特約指定疾病保険金および特約特定疾病保険金はお支払いしません。
- 特約指定疾病保険金の支払事由に複数該当した場合でも、特約指定疾病保険金は重複してはお支払いしません。
- 特約特定疾病保険金の支払事由に複数該当した場合でも、特約特定疾病保険金は重複してはお支払いしません。
- 対象となる高度障害状態は、公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。
- 高度障害状態に複数該当した場合でも、特約高度障害保険金は重複してはお支払いしません。
- 特約指定疾病保険金をお支払いした場合、この特約は特約指定疾病保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとします。
- 特約特定疾病保険金をお支払いした場合、この特約は特約特定疾病保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとします。
- 特約高度障害保険金をお支払いした場合、この特約は高度障害状態に該当した時に消滅したものとします。
- 特約指定疾病保険金、特約特定疾病保険金、特約高度障害保険金、特約死亡保険金は重複してはお支払いしません。
- 責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因として、急性心筋梗塞・脳卒中により入院した場合もしくは所定の状態に該当した場合、または高度障害状態に該当した場合でも、当社が、この特約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病により、入院したまたはそれらの状態に該当したものとみなして取り扱います。

（※１）・対象となる悪性新生物、上皮内新生物等、急性心筋梗塞、脳卒中はつぎのとおりです。

■約款抜粋

【５年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約 表１】

対象となる悪性新生物、上皮内新生物等、急性心筋梗塞、脳卒中とは、次表によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成６年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾 病 名	疾病の定義	分 類 項 目	基本分類コード
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病。ただし、上皮内癌（D00～D09）、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌（C44）を除く。	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
		・口唇の悪性新生物	C00
		・舌根<基底>部の悪性新生物	C01
		・舌のその他および部位不明の悪性新生物	C02
		・歯肉の悪性新生物	C03
		・口（腔）底の悪性新生物	C04
		・口蓋の悪性新生物	C05
		・その他および部位不明の口腔の悪性新生物	C06
		・耳下腺の悪性新生物	C07
		・その他および部位不明の大唾液腺の悪性新生物	C08
		・扁桃の悪性新生物	C09
		・中咽頭の悪性新生物	C10
		・鼻<上>咽頭の悪性新生物	C11
		・梨状陥凹<洞>の悪性新生物	C12
		・下咽頭の悪性新生物	C13
		・その他および部位不明の口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C14

疾 病 名	疾病の定義	分 類 項 目	基本分類 コード
		消化器の悪性新生物	C15－C26
		・食道の悪性新生物	C15
		・胃の悪性新生物	C16
		・小腸の悪性新生物	C17
		・結腸の悪性新生物	C18
		・直腸S状結腸移行部の悪性新生物	C19
		・直腸の悪性新生物	C20
		・肛門および肛門管の悪性新生物	C21
		・肝および肝内胆管の悪性新生物	C22
		・胆のう<嚢>の悪性新生物	C23
		・その他および部位不明の胆道の悪性新生物	C24
		・膵の悪性新生物	C25
		・その他および部位不明確の消化器の悪性新生物	C26
		呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30－C39
		・鼻腔および中耳の悪性新生物	C30
		・副鼻腔の悪性新生物	C31
		・喉頭の悪性新生物	C32
		・気管の悪性新生物	C33
		・気管支および肺の悪性新生物	C34
		・胸腺の悪性新生物	C37
		・心臓、縦隔および胸膜の悪性新生物	C38
		・その他および部位不明確の呼吸器系および胸腔内臓器の悪性新生物	C39
		骨および関節軟骨の悪性新生物	C40－C41
		・（四）肢の骨および関節軟骨の悪性新生物	C40
		・その他および部位不明の骨および関節軟骨の悪性新生物	C41
		皮膚の悪性黒色腫	C43
		中皮および軟部組織の悪性新生物	C45－C49
		・中皮腫	C45
		・カボジ肉腫	C46
		・末梢神経および自律神経系の悪性新生物	C47
		・後腹膜および腹膜の悪性新生物	C48
		・その他の結合組織および軟部組織の悪性新生物	C49
		乳房の悪性新生物	C50
		女性生殖器の悪性新生物	C51－C58
		・外陰（部）の悪性新生物	C51
		・膣の悪性新生物	C52
		・子宮頸部の悪性新生物	C53
		・子宮体部の悪性新生物	C54
		・子宮の悪性新生物、部位不明	C55
		・卵巣の悪性新生物	C56
		・その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物	C57
		・胎盤の悪性新生物	C58
		男性生殖器の悪性新生物	C60－C63
		・陰茎の悪性新生物	C60
		・前立腺の悪性新生物	C61
		・精巣<嚢丸>の悪性新生物	C62
		・その他および部位不明の男性生殖器の悪性新生物	C63
		腎尿路の悪性新生物	C64－C68
		・腎盂を除く腎の悪性新生物	C64
		・腎盂の悪性新生物	C65
		・尿管の悪性新生物	C66
		・膀胱の悪性新生物	C67
		・その他および部位不明の尿路の悪性新生物	C68

疾 病 名	疾病の定義	分 類 項 目	基本分類 コード
		眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69－C 72
		・眼および付属器の悪性新生物 ・髄膜の悪性新生物 ・脳の悪性新生物 ・脊髄、脳神経およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69 C 70 C 71 C 72
		甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73－C 75
		・甲状腺の悪性新生物 ・副腎の悪性新生物 ・その他の内分泌腺および関連組織の悪性新生物	C 73 C 74 C 75
		部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76－C 80
		・その他および部位不明確の悪性新生物 ・リンパ節の続発性および部位不明の悪性新生物 ・呼吸器および消化器の続発性悪性新生物 ・その他の部位の続発性悪性新生物 ・部位の明示されない悪性新生物	C 76 C 77 C 78 C 79 C 80
		リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81－C 96
		・ホジキン病 ・ろく濾>胞性〔結節性〕非ホジキンリンパ腫 ・びまん性非ホジキンリンパ腫 ・末梢性および皮膚T細胞リンパ腫 ・非ホジキンリンパ腫のその他および詳細不明の型 ・悪性免疫増殖性疾患 ・多発性骨髄腫および悪性形質細胞性新生物 ・リンパ性白血病 ・骨髄性白血病 ・単球性白血病 ・細胞型の明示されたその他の白血病 ・細胞型不明の白血病 ・リンパ組織、造血組織および関連組織のその他および詳細不明の悪性新生物	C 81 C 82 C 83 C 84 C 85 C 88 C 90 C 91 C 92 C 93 C 94 C 95 C 96
		独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 97
上皮内新生物 等	悪性腫瘍細胞が存在するが、上皮内に限局しており、組織への浸潤的な増殖がないことで特徴付けられる疾病および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌（C 44）	上皮内新生物	D 00－D 09
		・口腔、食道および胃の上皮内癌 ・その他および部位不明の消化器の上皮内癌 ・中耳および呼吸器系の上皮内癌 ・上皮内黒色腫 ・皮膚の上皮内癌 ・乳房の上皮内癌 ・子宮頸（部）の上皮内癌 ・その他および部位不明の性器の上皮内癌 ・その他および部位不明の上皮内癌	D 00 D 01 D 02 D 03 D 04 D 05 D 06 D 07 D 09
		皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物（C 43－C 44）のうち、 ・皮膚のその他の悪性新生物	C 44

疾 病 名	疾病の定義	分 類 項 目	基本分類 コード
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇	虚血性心疾患（I 20－I 25）のうち、 ・急性心筋梗塞 ・再発性心筋梗塞	I 21 I 22
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病	脳血管疾患（I 60－I 69）のうち、 ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞	I 60 I 61 I 63

- ・上皮内新生物等には、子宮頸部の高度異形成を含みます。
- ・境界悪性腫瘍および良性腫瘍は、悪性新生物、上皮内新生物等に含まれません。
- (※2) 責任開始期の属する日から90日以内に乳房の悪性新生物（乳がん）に罹患した場合はお支払いしません。
- ・責任開始期の属する日から90日以内に乳がんまたは乳房の上皮内がん（乳がん）に罹患した場合でも、その後（乳房の上皮内がんについては責任開始期の属する日から90日経過後）、新たに上皮内がん等に罹患し、医師により診断確定された場合にはお支払いします。
- (※3) 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（*）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この「入院」に該当するかどうかは、主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況等を確認のうえ、入院当時の医学的水準・常識等に照らして判断します。この「入院」に該当しないときは、特約指定疾病保険金をお支払いできません。
- (*) 「病院または診療所」とは、医療法に定める日本国内にある病院もしくは患者を収容する施設を有する診療所またはこれと同等の日本国外にある医療施設をいいます。
- ・治療処置を伴わない検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。
- ・「入院の日数が1日となる入院」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

保険金などをお支払いできない場合

保険金をお支払いできない場合、保険料のお払い込みを免除できない場合があります。保険金などをお支払いできない場合の具体的な事例については、ご契約のお申し込み時に別途お渡ししている「保険金などのご請求手続きとお支払事例」をご参照ください。

1

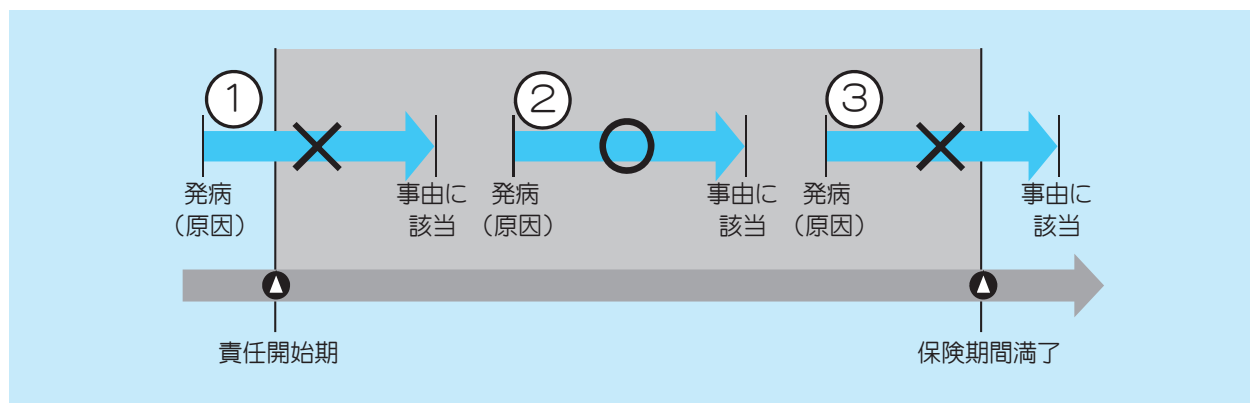
支払事由、保険料払込の免除事由に該当しない場合の例

責任開始期前の傷害や疾病を原因とする場合

- 保険金のお支払いについては、その要件を「**支払事由^①**」として約款に定めています。したがって、要件を満たさず、支払事由に該当しない場合には、保険金のお支払いはできません。また、保険料のお払い込みの免除についても、その要件である「**保険料払込の免除事由^②**」に該当しない場合には、保険料のお払い込みの免除はできません。
- 保険金（死亡保険金を除きます）のお支払いおよび保険料のお払い込みの免除は、その原因となる傷害または疾病がご契約または特約の**責任開始期^②**（復活が行われたご契約においては、最後の復活の際の責任開始期をいいます）以後に生じたことが、その要件となっています。したがって、責任開始期より前にすでに発生していた傷害または発病していた疾病（*）を原因とする場合（下図の①）には、保険金のお支払いおよび保険料のお払い込みの免除はできません。

（*）「責任開始期より前にすでに発病していた疾病」とは、その疾病およびその疾病と医学上重要な関係にある疾病について、責任開始期より前につぎのいずれかに該当するものをいいます。

- ・ 医師の診療を受けたことがある。
- ・ 健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます）を受けたことがある。
- ・ 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した、またはご契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した。



上図の①は原因が責任開始期前に生じているため、また③は保険期間中に事由に該当していないため、いずれも保険金のお支払いおよび保険料のお払い込みの免除の対象とはなりません。したがって、保険金のお支払いおよび保険料のお払い込みの免除の対象となるのは②のみです。

なお、死亡保険金については、責任開始期以後の傷害や疾病を原因とすることがお支払いの要件とはなっていないため、死亡の原因が責任開始期前に生じていた場合でもお支払いの対象となります。ただし、告知義務違反によりご契約（特約）が解除されたり、免責事由に該当した場合などには、お支払いできません。

具体的に対象となるものはつぎのとおりです。

主契約・特約	保険金・保険料払込の免除
5年ごと配当付特定疾病保障定期保険	高度障害保険金（※1）
	特定疾病保険金（※2）（※3）
	保険料払込の免除
5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約	特約高度障害保険金（※1）
	特約指定疾病保険金（※4）（※5）
	特約特定疾病保険金（※2）（※3）

（※1）責任開始期前にすでに発病していた疾病により高度障害状態に該当した場合でも、当社が、ご契約もしくは特約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病により高度障害状態に該当したものとみなして取り扱います。

① **支払事由、保険料払込の免除事由**については、29ページ～42ページをご参照ください。

② **責任開始期**については、「ご契約の成立と保障の責任開始期」（20ページ）をご参照ください。

- (※2) 責任開始期前にすでに別の悪性新生物(がん)に罹患していたとき、および責任開始期の属する日から90日以内に乳房の悪性新生物(乳がん)に罹患したときについても、お支払いできません。
- (※3) 責任開始期前にすでに発病していた疾病により急性心筋梗塞または脳卒中による所定の状態に該当した場合でも、当社が、ご契約もしくは特約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病により急性心筋梗塞または脳卒中による所定の状態に該当したものみなして取り扱います。
- (※4) 責任開始期前にすでに別の悪性新生物(がん)または別の上皮内新生物(上皮内がん)等に罹患していたとき、および責任開始期の属する日から90日以内に乳房の悪性新生物(乳がん)または乳房の上皮内がんに罹患したときについても、お支払いできません。
- (※5) 責任開始期前にすでに発病していた疾病により急性心筋梗塞または脳卒中による入院をした場合でも、当社が、特約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病により入院したものみなして取り扱います。

2 免責事由に該当する場合

- お支払事由や保険料のお払い込みの免除事由に該当する場合であっても、約款に定める免責事由に該当する場合には、保険金のお支払いおよび保険料のお払い込みの免除はできません。具体的な免責事由はつぎのとおりです。

主契約・特約	保険金・ 保険料払込の免除	免責事由 (保険金をお支払いできない事由・ 保険料のお払い込みを免除できない事由)
5年ごと配当付特定疾病保障定期保険	死亡保険金	- ご契約の責任開始期(復活が行われたご契約においては、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ)の属する日からその日を含めて3年以内の自殺(※1) - ご契約者または死亡保険金受取人の故意(※2) - 戦争その他の変乱(※3)
	高度障害保険金	- ご契約者または被保険者の故意 - 戦争その他の変乱(※3)
	保険料払込の免除	- ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 - 被保険者の犯罪行為 - 被保険者の精神障害を原因とする事故 - 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 - 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 - 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 - 地震、噴火または津波(※3) - 戦争その他の変乱(※3)
5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約	特約死亡保険金	- この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺(※1) - ご契約者または特約死亡保険金受取人の故意(※2) - 戦争その他の変乱(※3)
	特約高度障害保険金	- ご契約者または被保険者の故意 - 戦争その他の変乱(※3)

- (※1) 自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡保険金をお支払いする場合があります。
- (※2) 一部の受取人によるときは、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額をその受取人以外の受取人にお支払いします。
- (※3) 該当する被保険者の数の増加が、主契約・特約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額もしくは一部をお支払いし、または、保険料のお払い込みを免除します。

3 告知義務違反による解除の場合

- ご加入（復活）に際して、故意または重大な過失によって事実を告知^①しなかったり事実と異なることを告知したりしたために、告知義務違反^②によりご契約（特約）が解除された場合は、保険金のお支払いや保険料のお払い込みの免除はできません。すでに保険金をお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただき、また、すでに保険料のお払い込みを免除していた場合には、保険料のお払い込みを免除しなかったものとして取り扱います。ただし、保険金のお支払事由や保険料のお払い込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金をお支払いし、または保険料のお払い込みを免除します。

4 重大事由による解除の場合

- つぎのような重大な事由に該当し、ご契約（特約）が解除された場合で、重大な事由の発生時以後に、保険金のお支払事由または保険料のお払い込みの免除事由が生じていたときは、保険金のお支払いや保険料のお払い込みの免除はできません。すでにそのお支払事由により保険金をお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただき、また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料のお払い込みを免除していた場合には、保険料のお払い込みを免除しなかったものとして取り扱います。
 - ・ご契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他のご契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称を問いません）を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）
 - ・ご契約者、被保険者または保険金の受取人がこのご契約の死亡保険金以外の保険金（保険料のお払い込みの免除を含みます）を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）
 - ・このご契約の保険金の請求に関して保険金の受取人（保険料のお払い込みの免除の請求についてはご契約者）に詐欺行為があったとき（未遂を含みます）
 - ・ご契約者、被保険者または保険金の受取人が、反社会的勢力（※１）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき等（※２）
（この事由にのみ該当した場合で、該当したのが一部の保険金の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき保険金をお支払いしません）
 - ・このご契約に付加されている特約または他のご契約が重大事由によって解除されることにより、当社のご契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、このご契約を継続することを期待しえない上記と同等の事由があるとき
 - ・当社のご契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由があるとき
 - （※１）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力のことをいいます。
 - （※２）反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与するなどの関与をしていると認められること、反社会的勢力を不当に利用していると認められること、ご契約者または保険金の受取人が法人である場合に反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められることをいいます。

5 詐欺による取消の場合

- ご加入（復活）に際して、ご契約者、被保険者または保険金の受取人の詐欺が行われたものと認められるために、ご契約（特約）が取消となった場合は、保険金のお支払いや保険料のお払い込みの免除はできません。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

6 不法取得目的による無効の場合

- ご契約締結の状況、ご契約の成立後の保険金の請求の状況などから、ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的でご加入（復活）されたものと認められるためにご契約（特約）が無効となった場合は、保険金のお支払いはできません。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

7 ご契約が失効した場合

- 保険料のお払い込みがなかったためご契約が失効した後に、保険金のお支払事由に該当された場合は、保険金のお支払いはできません。

① 告知、告知義務違反については、「告知義務」（18ページ）をご参照ください。



MEMO

Dotted lines for writing.

保険料について

■ 保険料のお払い込み	48
■ 保険料をまとめて払い込む方法	50
■ 払込猶予期間とご契約の効力	51
■ 効力を失ったご契約の復活	52
■ お払い込みが困難なときの継続方法	52
■ 保険金などのお支払いの際の保険料精算	53

保険料の払込方法（経路）について

保険料の払込方法（経路）にはつぎの方法があります。

1 口座振替によるお払い込み

(保険料口座振替特約条項)

- 当社と提携している金融機関などの指定された口座から、保険料が振替日に自動的に振り替えられます。保険料は振替日の前日までにご準備ください（同一口座から、複数の生命保険料または他の料金等の振り替えを行う場合には、振替順序の指定はできません）。
- 振り替えられた保険料については領収証を発行しませんので、振替結果につきましては、通帳等でご確認ください。
- 振替日に残高不足で保険料が振り替えられなかった場合、通知でお知らせのうえ、月払契約においては、翌月の振替日に前月と当月の2か月分の保険料の口座振替を行い、年一括払契約および半年一括払契約においては、翌月の振替日に再度口座振替を行います。

2 団体を通じてのお払い込み

(各種団体取扱特約条項)

- 所属する会社や官公署などの団体を経由して保険料をお払い込みいただきます。
- この場合、領収証は個々のご契約者ではなく、団体代表者にまとめて1枚お渡しします。
- 団体が当社に保険料を払い込んだ日をもって個々のご契約の保険料の払い込みがあった日とします。
- 月払・半年一括払契約の場合、団体の加入者数が20名以上と20名未満では、適用される保険料率が異なります。
- 所定の人数を下回る場合など、この団体を通じての払込方法をお取り扱いできなくなる場合があります。

3 送金によるお払い込み

- 払込期月ごとの払込取扱票をお送りしますので、郵便局または払込取扱票に記載された銀行窓口などでお払い込みください。
- 受領証は保険料領収証の代わりになりますので、大切に保管してください。
- ご契約のお申し込み手続き時に送金扱月払によるお払い込みを指定することはできません。
- 万一、払込取扱票が届かなかった場合などには、コンタクトセンターまでご連絡ください。



- ・払込方法（経路）の変更により、保険料が変更されることがあります。
- ・払込方法（経路）の変更をご希望の場合、転居の場合、または勤務先団体からの退社などによる脱退の場合も、すみやかに、担当の職員またはコンタクトセンターまでお申し出ください。この場合、新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料は、別途お払い込みいただく必要があります。
- ・いずれの場合でも、当社の職員に直接保険料をお払い込みいただく際には、必ず引き換えに当社所定の領収証（社名・社印が印刷されたもの）をお受け取りください。

保険料の払込方法（回数）について

保険料の払込方法（回数）にはつぎの方法があります。払込方法（回数）の変更をご希望の場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

- 月払……………毎月1回お支払いいただく方法です。
- 半年一括払……………年2回の所定の期間内にお支払いいただく方法です。
- 年一括払……………年1回の所定の期間内にお支払いいただく方法です。

保険料の払込期月について

保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じてつぎの期間内にお支払いください。

- 月払……………月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- 半年一括払……………半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- 年一括払……………年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

保険料が充当される期間（保険料期間）について

保険料の払込方法（回数）に応じて、つぎのとおりです。

- 月払……………月単位の契約応当日からつぎの月単位の契約応当日の前日まで
- 半年一括払……………半年単位の契約応当日からつぎの半年単位の契約応当日の前日まで
- 年一括払……………年単位の契約応当日からつぎの年単位の契約応当日の前日まで

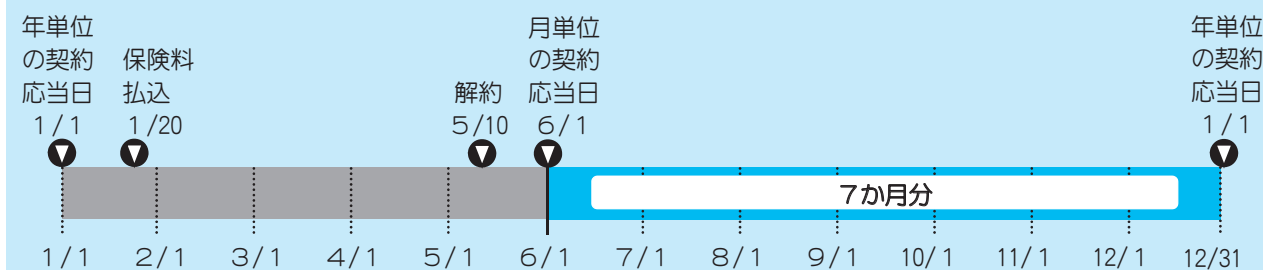
保険料のお支払いが不要となった場合の取り扱い

保険料の払込方法（回数）が年一括払・半年一括払のご契約の場合、保険料のお支払いが不要となったときの取り扱いはつぎのとおりです。

- 保険料をお支払いいただいた後に、ご契約の消滅、保険金額の減額、保険料のお支払いの免除などにより、保険料のお支払いが不要となった場合は、すでに払い込まれた保険料のうち、保険料のお支払いが不要となった日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額の返還金をお支払いします。なお、保険金のお支払いによりご契約が消滅するときは、保険料の残額に相当する金額の返還金を、その保険金の受取人にお支払いします。
- 保険金額の減額などにより保険料の一部のお支払いを要しなくなった場合は、そのお支払いを要しなくなった部分に限ります。

■年一括払の例

- ・年単位の契約応当日が1月1日で1月20日に年一括払保険料を払い込んだ後、5月10日にご契約を解約した場合、保険料のお支払いを要しなくなったのはご契約を解約した5月10日であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料の残額に相当する金額の返還金をお支払いします。



- ・保険料の払込方法（回数）が月払のご契約については、保険料のお支払いが不要となった場合の取り扱いはありません。

保険料をまとめて払い込む方法

(約款第12条、第13条)

ボーナス、預貯金、退職金などお手持ちの余裕資金を活用し、保険料をまとめて払い込むことにより、割引を受けることができます。保険料をまとめてお払い込みになる場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

1 保険料の一括払（月払契約の場合）

- 当月分以後の保険料を3か月分以上まとめてお払い込みいただくお取り扱いがあります。
 - この場合、割引があります。割引額は、「口座振替によるお払い込み」「団体を通じてのお払い込み」などの払込方法（経路）により異なることがあります。
 - 保険料のお払い込みを要しなくなった場合に一括払された保険料に残額があるときは払い戻します（お申し出による一括払された保険料の残額の払い戻しはできません）。なお、保険金のお支払いによりご契約が消滅するときは、一括払された保険料の残額を、その保険金の受取人にお支払いします。

2 保険料の前納（年一括払契約の場合）

- 将来の保険料を2年以上まとめてお払い込みいただくお取り扱いがあります。
 - この場合、当社所定の利率（金利水準などにより変更することがあります）で割り引いて計算した保険料前納金をお払い込みいただきます。
 - この保険料前納金は、当社所定の利率（金利水準などにより変更することがあります）による利息をつけて積み立てておき、年単位の契約応当日ごとに年一括払保険料のお払い込みにあてられます。
 - 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、次期以後の年単位の契約応当日ごとに、年一括払保険料のお払い込みに順次あてられます。
 - 保険料のお払い込みを要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは払い戻します。なお、保険金のお支払いによりご契約が消滅するときは、保険料前納金の残額を、その保険金の受取人にお支払いします。
 - 月払・半年一括払のご契約は払込方法（回数）を年一括払に変更のうえ、前納のお取り扱いをします。



- お申し出による保険料前納金の残額の払い戻しはできません。
- 前納期間中途での保険金額の減額などのご契約内容の変更はお取り扱いできません。また、新たな保険料のお払い込みを要しない「指定代理請求特約」などを除き、特約の中途付加もお取り扱いできません。

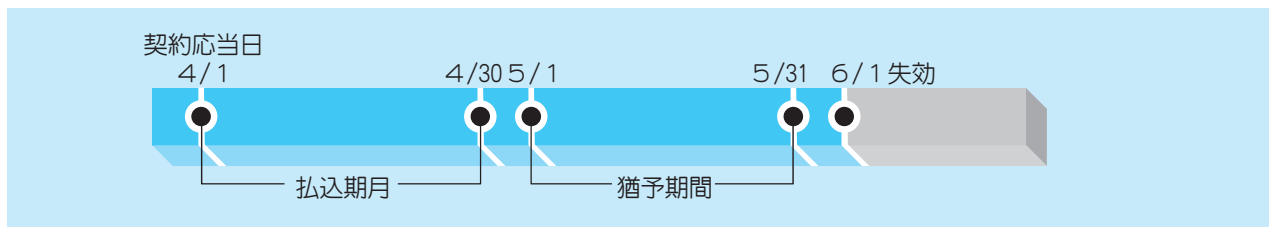
払込猶予期間とご契約の効力

(約款第14条)

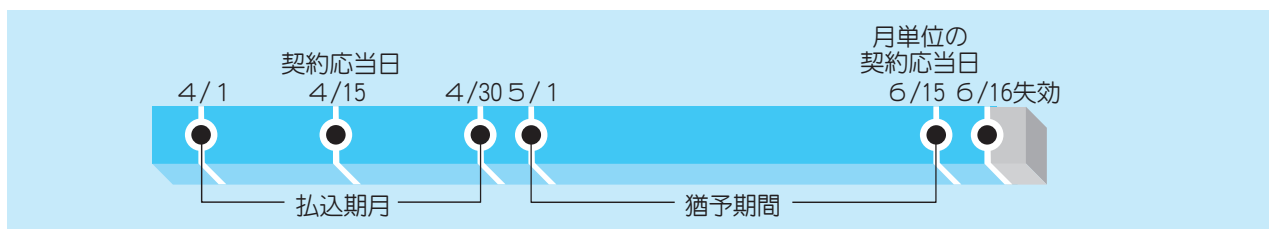
保険料のお払い込みには、猶予期間があります。保険料の払込方法（回数）に応じて、つぎのとおりです。

- 月払の場合……………払込期月の翌月初日から末日まで
- 年一括払・半年一括払の場合……………払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）

■月払の例



■年一括払・半年一括払の例



- 猶予期間内にお払い込みがない場合、ご契約は効力がなくなります。これを失効といいます。
- なお、失効日から3年以内であれば、ご契約の復活^①を申し込むことができます。



- ・ご契約が失効すると、保障がない状態になり、保険金などを受け取れないことになります。
- ・失効したご契約に解約返還金がある場合には、ご契約者は解約返還金と同額の返還金を請求することができます。
- ・当社が保険料をお立て替えし継続させる制度（保険料の自動貸付）のお取り扱いはありません。

① 復活については、「効力を失ったご契約の復活」（52ページ）をご参照ください。

効力を失ったご契約の復活

（約款第15条）

保険料のお払い込みがなく効力がなくなったご契約を、有効な状態に戻すことを復活といいます。失効日から3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。ご契約を復活される場合は、担当の職員またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

1 必要なお手続き

- あらためて告知または診査^①をしていただきます。健康状態などによっては、復活できないこともあります。
- 当社が復活を承諾したときは、お払い込みを中止された時から復活する時までの保険料（復活保険料）を一括して払い込んでいただきます。



- ・解約返還金と同額の返還金を請求された後は復活のお取り扱いはしません。

2 責任開始期

- お申し込みをいただいた復活を当社が承諾した場合には、復活保険料を当社が受け取った時（告知の前に受け取った場合は告知の時）からご契約上の保障が開始されます。



- ・復活時の告知義務違反による解除、復活日から3年以内の自殺、復活前の発病などがある場合には、保険金のお支払いや保険料のお払い込みの免除のお取り扱いができないことがあります。
- ・告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合は、詐欺による取消を理由として、保険金のお支払いや保険料のお払い込みの免除のお取り扱いができないことがあります。

お払い込みが困難なときの継続方法

（約款第24条、特約条項）

保険料のご都合がつかないときでも、保険金額を減額^②し、保険料のご負担を軽減して継続する方法があります。

- 保険金額を減らすことによりお払い込みいただく保険料が少なくなります。

① 告知または診査については、「告知義務」（18ページ）をご参照ください。

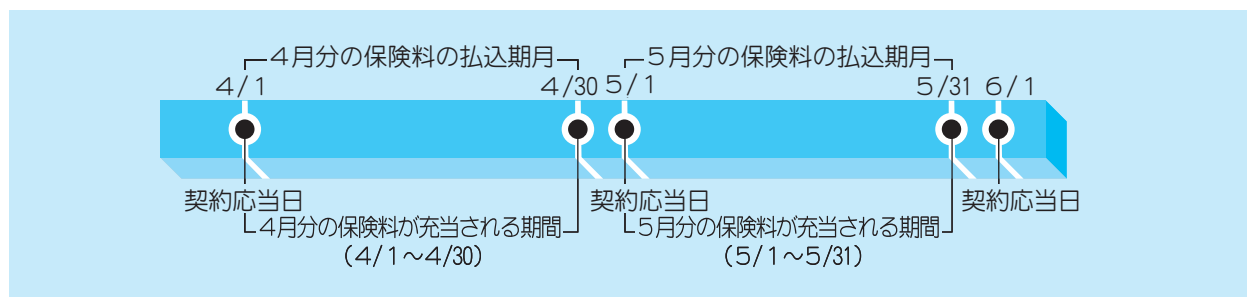
② 減額については、「保険金額の減額」（59ページ）をご参照ください。

保険金などのお支払いの際の保険料精算

(約款第10条、第14条、特約条項)

保険料は毎回の払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。

■月払の例



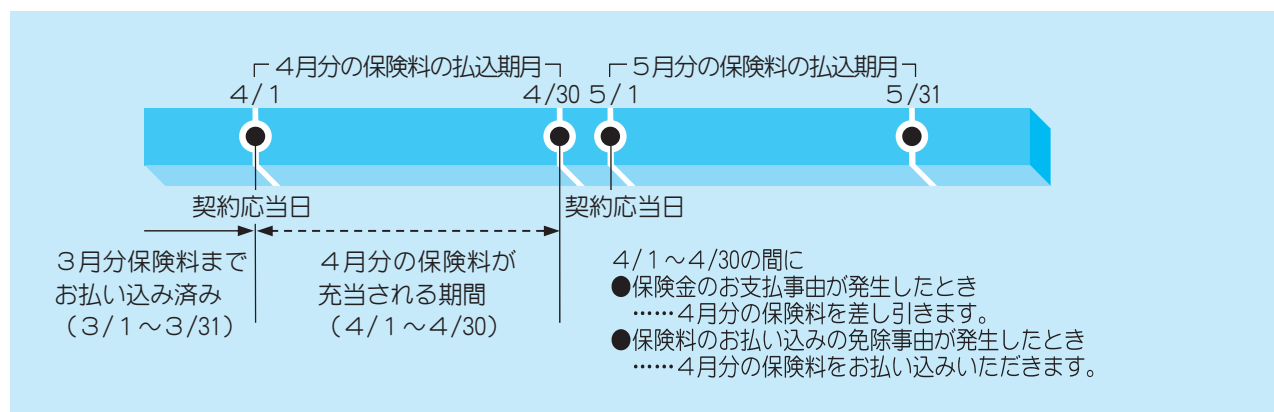
したがって、保険金のお支払事由または保険料のお払い込みの免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、つぎのように取り扱います。

1 未払込保険料の精算

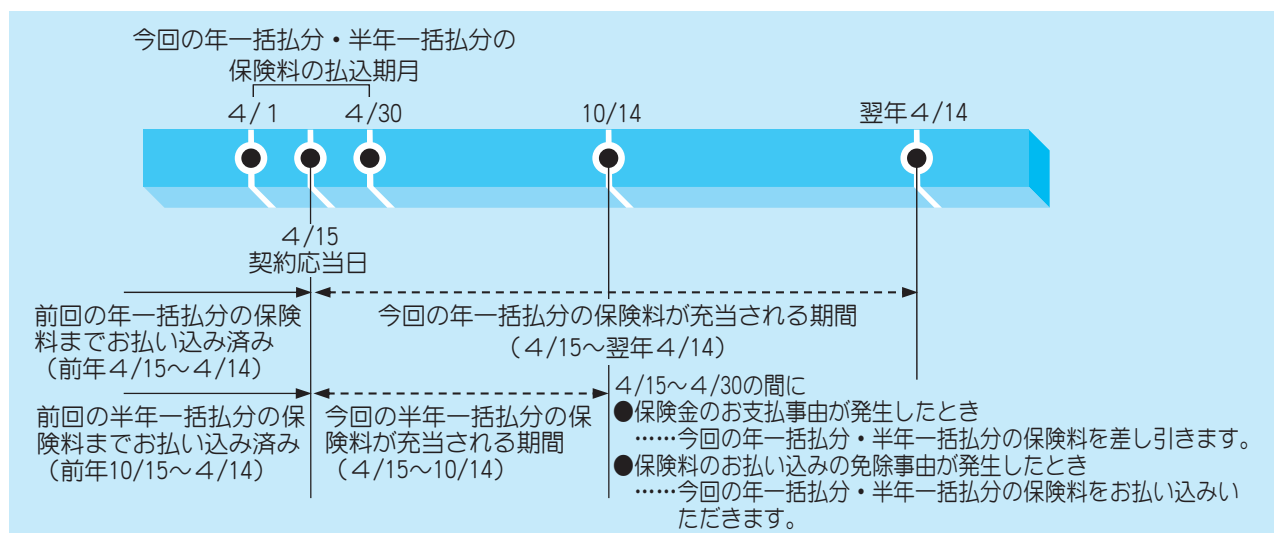
事由別につぎのとおり取り扱います。

- 保険金をお支払いするとき…………… 未払込保険料を保険金から差し引きます。
(保険金が未払込保険料より少ないときは、**猶予期間**^①に未払込保険料をお払い込みいただきます)
- 保険料のお払い込みを免除するとき…………… 猶予期間内に未払込保険料をお払い込みいただきます。

■月払の未払込保険料を差し引くか、払い込んでいただく場合の例



■年一括払・半年一括払の未払込保険料を差し引くか、払い込んでいただく場合の例

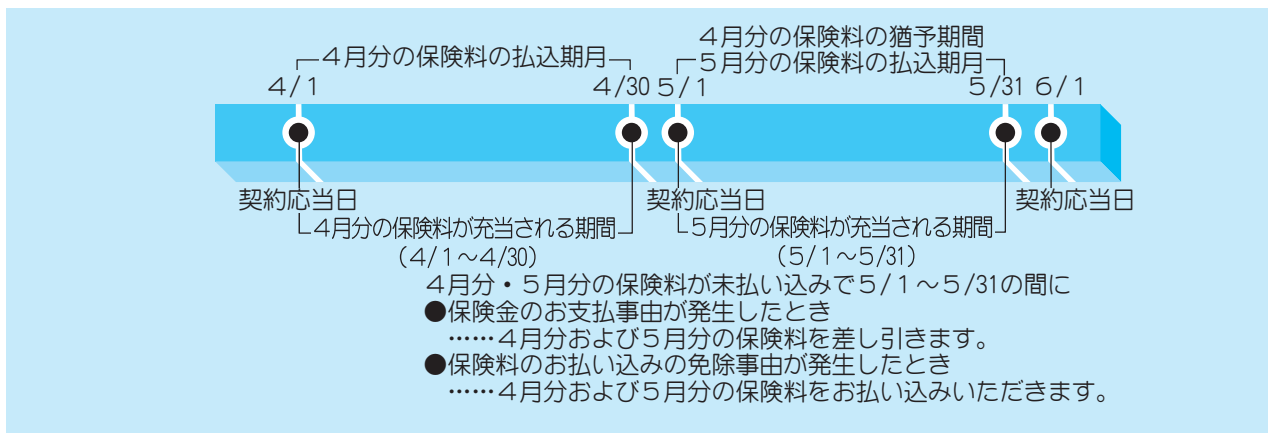


① **猶予期間**については、「払込猶予期間とご契約の効力」(51ページ)をご参照ください。

2 保険料払込の猶予期間中の場合の未払込保険料の精算

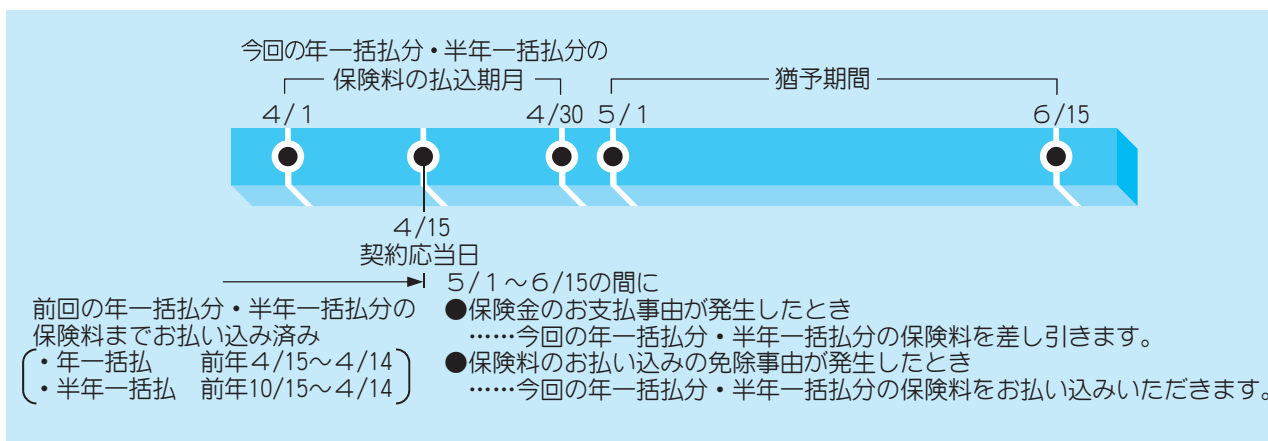
●月払契約で猶予期間中の契約応当日以降に保険金のお支払事由または保険料のお払い込みの免除事由が発生した場合は、2か月分の保険料を保険金から差し引くか、払い込んでいただきます。

■2か月分の未払込保険料を差し引くか、払い込んでいただく場合の例



●年一括払・半年一括払契約で猶予期間中に保険金のお支払事由または保険料のお払い込みの免除事由が発生した場合は、今回の年一括払分・半年一括払分の保険料を保険金から差し引くか、払い込んでいただきます。

■年一括払・半年一括払で未払込保険料を差し引くか、払い込んでいただく場合の例



ご契約後について

■ 保障内容を見直す諸制度	56
■ 解約と解約返還金	57
■ 保険金額の減額	59
■ 保険期間の短縮	59
■ 保険契約者・死亡保険金受取人の変更	60
■ 通信先変更などの場合	61
■ 契約者配当金	61
■ 生命保険料控除	62
■ 保険金などの税法上の取り扱い	63
■ 保険証券の紛失または盗難の場合	63

保障内容を見直す諸制度

現在のご契約の保障内容を見直したいときには、つぎのような方法がご利用いただけます。ご利用に際しては、所定の条件を満たす必要があります。くわしくは、担当の職員またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

※2015年5月現在のお取り扱いをご説明しており、将来的に変更されることもあります。ご加入後、保障内容の見直しを検討される場合は、その時点での最新の制度をご案内しますので、担当の職員またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

1 転換制度（転換特約条項）

- 現在のご契約の責任準備金や配当金などを新しいご契約の一部に充当する方法です。保険の種類、保障額、期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。
- この制度をご利用いただく際には、あらためて診査（または告知）が必要です。健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。
- 新しいご契約の保険料は、この制度のご利用時の契約年齢・保険料率により計算します。保険料の基礎となる予定利率などは、現在のご契約と新しいご契約で異なることがあります。たとえば、新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、主契約などの保険料が高くなる場合があります。
- 現在のご契約は消滅します。現在のご契約の配当金は、新しいご契約の一部に充当されますので、お引き出しはできません。

2 部分保障変更制度「安心リレープラン」（部分保障変更特約条項）

現在のご契約の一部を活用し、保障内容を見直す制度

- 現在のご契約の一部の責任準備金などを新しいご契約の一部に充当する方法です。必要な保障は継続しつつ、保険の種類、保障額、期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。
- この制度をご利用いただく際には、あらためて診査（または告知）が必要です。健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。
- 新しいご契約の保険料は、この制度のご利用時の契約年齢・保険料率により計算します。保険料の基礎となる予定利率などは、現在のご契約と新しいご契約で異なる場合があります。たとえば、新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、主契約などの保険料が高くなる場合があります。

3 特約の中途付加

- 現在のご契約に特約を新たに付加する方法です。現在のご契約の保障内容や保険期間を変えずに、所定の特約を中途付加することができます。付加する特約の保険料は、現在のご契約の保険料に加えてお支払いいただきます。
- 中途付加のお取り扱いに際しては、あらためて診査（または告知）が必要です。健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。
- 付加する特約の保険料は、付加時の被保険者の保険年齢・保険料率により計算します。

4 家族内保障承継制度「バトンタッチプラン」（家族内保障承継特約条項）

現在のご契約をご家族の新たなご契約に活用する制度

- 現在のご契約の責任準備金などを、ご家族を被保険者とする新しいご契約の一部に充当する方法です。現在のご契約内容を見直して、新たに加入されるご家族のご契約に承継することができます。
- この制度をご利用いただく際には、診査（または告知）が必要です。新しい被保険者の健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。
- 新しいご契約の保険料は、この制度のご利用時の新しい被保険者の契約年齢・保険料率により計算します。
- 現在のご契約が法人をご契約者とするご契約の場合には、この制度をご利用いただけません。

ご契約の解約はいつでもできます。また、特約のみを解約することもできます。ご契約（特約）を解約された場合には解約返還金をお支払いしますが、ご契約後短期間で解約されたときは、解約返還金がない場合があります。

1 解約と解約返還金

- 解約はいつでもできますが、解約された時点でご契約（特約）は消滅し、以後の保障はなくなります。
- 生命保険は、多くの人々が保険料を出しあってお互いを保障しあう助けあいの制度です。したがって、お払い込みいただく保険料は、預貯金のようにそのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の死亡保険金などのお支払いに、また他の一部は、ご契約の締結・維持に必要な経費にあてられます。
- 解約された際には、お払い込みいただいた保険料からそれらを除いた残額を解約返還金としてお支払いするため、多くの場合、お払い込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額になります。
- 特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

■債権者等によりご契約が解約される場合の取り扱い

差押債権者、破産管財人等（以下「債権者等」といいます）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。ただし、つぎの条件をいずれも満たす保険金の受取人が、ご契約者の同意を得て、解約の効力が生じるまでの間に、解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当社にその旨を通知したときは、解約の効力は生じません。

- ・ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ・ご契約者でないこと

■被保険者によるご契約者への解除の請求

被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、つぎの事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解除を請求することができます。この場合、被保険者から解除の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ・ご契約者または保険金の受取人が、当社に保険給付を行わせることを目的として保険金のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ・保険金の受取人が、このご契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ・上記のほか、被保険者のご契約者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ・ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合



- ・現在ご加入のご契約を解約された場合は、新たなご契約のお取り扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約を元に戻すことはできません。
- ・新たなご契約に加入しようとしても、健康状態などによってはお引き受けできない場合もあります。
- ・保険料のご都合がつかないときでも、解約以外に、**ご契約を有効に継続させる制度^①**があります。

① **ご契約を有効に継続させる制度**については、「お払い込みが困難なときの継続方法」（52ページ）をご参照ください。

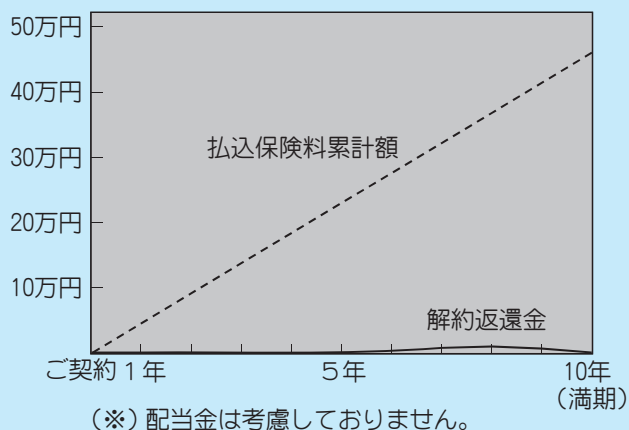
2 解約返還金と払込保険料累計額

- 解約返還金の額は、年齢・性別・経過年月数・払込年月数などによって異なります。
- 解約返還金は年々増加するものとは限りません。ご契約によっては減少することがあります。
- 効力のなくなったご契約についても解約返還金と同額の返還金をお支払いできる場合があります。

■ご契約例

5年ごと配当付特定疾病保障定期保険「シールドU（定期型）」

- ・30歳契約
- ・保険金額 1,000万円
- ・男性
- ・10年満期
- ・月払（口座振替扱）



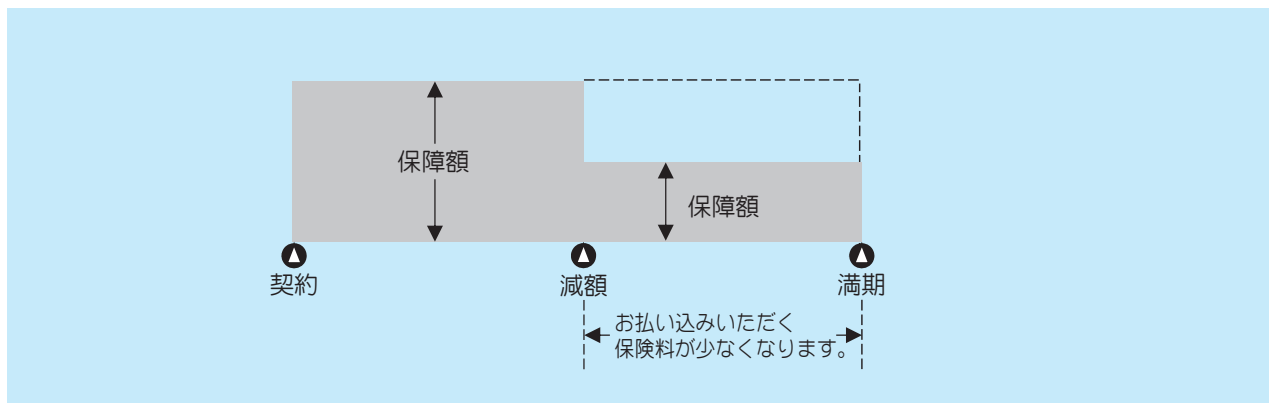
保険金額の減額

(約款第24条、特約条項)

ご契約後に保険金額を減額することができます。また、特約についても減額することができます。

- お申し出により所定の取扱範囲内で保険金額を減額することができます。
- 減額分は解約したものとして取り扱います。
- 減額後に元のご契約に戻す（復旧する）お取り扱いはありません。

■減額の例



保険期間の短縮

(約款第25条)

ご契約後に保険期間を短縮することができます。保険期間を短縮される場合は、担当の職員またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

- お申し出により所定の取扱範囲内で主契約の保険期間を短縮することができます。
- 主契約の保険期間の短縮に伴い、付加されている特約の保険期間が変更されます。
- 保険期間の短縮は、契約日または直前の更新日後2年以上経過している場合に限りお取り扱いします。
- 保険期間を短縮するときは、所定の方法で計算した差額金をお払い込みいただくか、もしくはお支払いします。また、その後の保険料を改めます。

ご契約に際して

保険のしくみ

保険金などのお支払い

保険料について

ご契約後について

会社・制度のご案内

保険契約者・死亡保険金受取人の変更

(約款第3条、第27条、第28条、第30条)

ご契約者・死亡保険金受取人はつぎのお取り扱いで変更できます。ご契約者や死亡保険金受取人を変更される場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

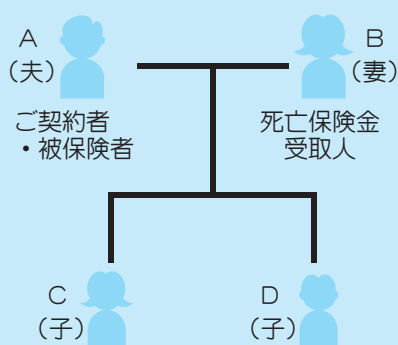
1 保険契約者の変更

- ご契約者は、被保険者と当社の同意を得て、ご契約者を変更することができます。
- ご契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利、保険料を払い込む義務など）はすべて新たなご契約者に引き継がれます。

2 死亡保険金受取人の変更

- ご契約者は、死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。死亡保険金受取人を変更される場合は、当社へご通知ください。
- ご契約者は、死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。
- 遺言により死亡保険金受取人を変更される場合は、ご契約者が亡くなられた後、すみやかにご契約者の相続人から当社へご通知ください。
- 死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかにコンタクトセンターまでご連絡ください。
 - ・新しい死亡保険金受取人に変更するお手続きをしていただきます。
 - ・死亡保険金のお支払事由の発生以前に死亡保険金受取人が死亡され、死亡保険金受取人の変更手続きをされていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。死亡保険金受取人となった方が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等となります。

■死亡保険金受取人の変更をされる前に、被保険者が死亡された場合の例



【ご契約者・被保険者 Aさん】
【死亡保険金受取人 Bさん】

Bさんが死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きをされていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。

その後、Aさんが死亡（死亡保険金のお支払事由が発生）した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等（それぞれ5割ずつ）となります。（Aさんの死亡時の法定相続人がCさんとDさんのみの場合）



- ・当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社は死亡保険金をお支払いしません。
- ・死亡保険金受取人の範囲や受取割合は、ご契約の形態、ご親族の構成、死亡された順序などにより決まります。くわしくは、コンタクトセンターまでお問い合わせください。

3 保険金などの税法上の取り扱い

- 生命保険金は、ご契約者（保険料負担者）・被保険者・受取人の関係によって税法上の取り扱いが異なります。ご契約者または受取人を変更される際は、税法上の取り扱いを十分ご確認のうえご請求ください。くわしくは、「[保険金などの税法上の取り扱い](#)」^①をご参照ください。

① 「保険金などの税法上の取り扱い」については、63ページをご参照ください。

通信先変更などの場合

(約款第31条)

転居、住居表示の変更などによって、当社にお届けいただいている通信先を変更されるとき、またご契約者・被保険者・死亡保険金受取人が改姓または改名されたときは、コンタクトセンターまでご連絡ください。

1 当社にお届けいただいている通信先を変更されるとき

- ご連絡いただきたい事項
 - ・証券番号（同時に変更すべき他のご契約もお知らせください）
 - ・ご契約者名
 - ・新住所と電話番号
 - ・旧住所
- 通信先の変更のご連絡がない場合、当社にお届けの通信先に送付した通知は、通常到達するために必要な期間を経過した時に、ご契約者に到達したものとします。

2 ご契約者・被保険者・死亡保険金受取人が改姓または改名されたとき

- すみやかにコンタクトセンターまでご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内します。

契約者配当金

(約款第34条、第35条)

契約者配当金は毎年の決算により積み立てた契約者配当準備金の中から、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。ただし、毎年の決算の状況によっては契約者配当金が支払われないこともあります。

- 契約者配当金は、当社所定の利率（金利水準などにより変更することがあります。利率については当社ホームページ（<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>）をご覧ください）による利息をつけて積み立てておき、ご契約が消滅したとき、またはご契約者から請求があったときにお支払いします。なお、保険金のお支払いによりご契約が消滅するときは、契約者配当金をその保険金の受取人にお支払いします。
- つぎのような場合には、5年ごとのお支払時期に該当しないときでも、毎年の決算の状況に応じて契約者配当金をお支払いします。

- ・保険期間が満了する場合
- ・ご契約を転換される場合
- ・保険金のお支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合
- ・解約・減額などをされる場合

- ご加入から長期間継続したご契約に対して特別配当をお支払いすることがあります。



- ・契約日から2年以内に解約・減額などをされる場合、契約者配当金はありません。
- ・解約・減額などをされる場合にお支払いする契約者配当金は、保険金のお支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合よりも少なくなります。

ご契約に際して

保険のしくみ

保険金などのお支払い

保険料について

ご契約後について

会社・制度のご案内

生命保険料控除 (2015年2月現在)

当年中（1月から12月まで）にお払い込みの保険料に応じた額がその年の所得から控除されますので、所得税と住民税が軽減されます。

1 所得控除の取り扱い

- 受取人すべてが、保険料のお払い込みをする方または、その配偶者、その他の親族となっているご契約に限ります。
- 控除の対象となる正味払込保険料は、1月から12月までにお払い込みいただいた保険料から、その年に受け取られた配当金（その年に新たに積み立てられた配当金を含みます）を差し引いたものです。
- 年末調整または確定申告のときに、お忘れなくご申告ください。
- 「生命保険料控除証明書」は毎年10月以降に当社からお送りします。ただし、団体扱契約は所属の団体で証明しますので、「生命保険料控除証明書」の発行はしません。なお、「生命保険料控除証明書」の発行の時期や方法等については、変更する場合があります。

2 所得税の所得控除額

- 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高40,000円、あわせて120,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	控除額
20,000円以下	全額
20,000円超40,000円以下	年間正味払込保険料×1/2+10,000円
40,000円超80,000円以下	年間正味払込保険料×1/4+20,000円
80,000円超	一律 40,000円

3 住民税の所得控除額

- 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高28,000円、あわせて70,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	控除額
12,000円以下	全額
12,000円超32,000円以下	年間正味払込保険料×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	年間正味払込保険料×1/4+14,000円
56,000円超	一律 28,000円



- ・2012年1月1日より前にご加入のご契約についてはお取り扱いが異なります。
- ・税務の取り扱いについては、2015年2月現在の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、顧問税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

保険金などの税法上の取り扱い (2015年2月現在)

保険金などを受け取る際には、所得税・相続税・贈与税のいずれかの税金がかかるもの、また非課税となるものがあります。課税される税金は、ご契約者（保険料負担者）・被保険者・受取人の関係で決まります。

1 死亡保険金お受け取り時の課税取り扱い

●ご契約者（保険料負担者）・被保険者・受取人の関係によって、つぎのとおり死亡保険金に対する税金が異なります。

	ご契約形態	ご契約例			課税の種類
		ご契約者	被保険者	受取人	
死亡保険金	ご契約者と被保険者が同一人	 夫	 夫	妻	相続税（※1）
	ご契約者と受取人が同一人	夫	 妻	夫	所得税（一時所得）（※2）
	ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	夫	 妻	子	贈与税（※3）

（※1）保険料のご負担者である方（ご契約者）が死亡されたことにより死亡保険金をお受け取りになるため、相続税の対象となります。

（※2）保険料のご負担者である方（ご契約者）ご自身が死亡保険金をお受け取りになるため、所得税の対象となります。

（※3）保険料のご負担者である方（ご契約者）の生存中に別の方（上記のご契約例では子）が死亡保険金をお受け取りになるため、贈与税の対象となります。

2 生命保険金の非課税扱い

●ご契約者（保険料負担者）と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が被保険者の相続人の場合、死亡保険金（ご契約が2件以上の場合は合計します）について相続税法上一定の範囲内で非課税扱いを受けることができます。

3 高度障害保険金や特定疾病保険金などの非課税扱い

●傷害や疾病を原因として支払われる保険金（高度障害保険金や特定疾病保険金など）については、その受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合には、非課税扱いになります。



- ・所得税の課税の対象となるものについては住民税が課税されます。
- ・ご契約者が法人の場合の税法上の取り扱いについては、コンタクトセンターにご照会ください。
- ・税務の取り扱いについては、2015年2月現在の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、顧問税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

保険証券の紛失または盗難の場合

保険証券を紛失された場合や盗難に遭われた場合には、すみやかにコンタクトセンターまでご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内します。



- ・保険証券は大切に保管してください。



MEMO

Dotted lines for writing.

会社・制度のご案内

■ 当社の組織形態について	66
■ 個人情報のお取り扱いについて	66
■ 契約内容登録制度・契約内容照会制度	67
■ 支払査定時照会制度	68
■ 保険金額などの削減	69
■ 生命保険契約者保護機構	69

当社の組織形態について

保険会社には「相互会社」と「株式会社」がありますが、当社は「株式会社」です。株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は、相互会社の保険契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

個人情報のお取り扱いについて

当社では、お客さまの個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

- 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・ご提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

※個人情報保護方針については、[当社ホームページ（http://www.dai-ichi-life.co.jp/）](http://www.dai-ichi-life.co.jp/)でご覧いただけます。

契約内容登録制度・契約内容照会制度

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます）のお引き受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます）にもとづき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申し込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申し込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引き受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
なお、登録の期間ならびにお引き受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます）から5年間（被保険者が満15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が満15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引き受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お近くの当社窓口にお問い合わせください。

登録事項

つぎの事項が登録されます。

- ①保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします）
- ②死亡保険金額および災害死亡保険金額
- ③入院給付金の種類および日額
- ④契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- ⑤取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申し込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、[一般社団法人生命保険協会ホームページ（http://www.seiho.or.jp/）](http://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。

ご契約に際して

保険のしくみ

保険金などのお支払い

保険料について

ご契約後について

会社・制度のご案内

支払査定時照会制度

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または死亡保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、「個人情報の保護に関する法律」に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お近くの当社窓口にお問い合わせください。

相互照会事項

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）

②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとし）

③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、[一般社団法人生命保険協会ホームページ](http://www.seiho.or.jp/)（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

保険金額などの削減

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法にもとづき設立された生命保険契約者保護機構により、会員である生命保険会社（当社は会員として加入しています）が万一経営破綻に陥った場合に、保険契約者保護の措置が図られますが、この場合でも、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等の削減など、契約条件が変更されることがあります。

生命保険契約者保護機構（2015年2月現在）

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買い取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（※1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります）。

（※2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（※1）を超えていた契約を指します（※2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$

（※1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

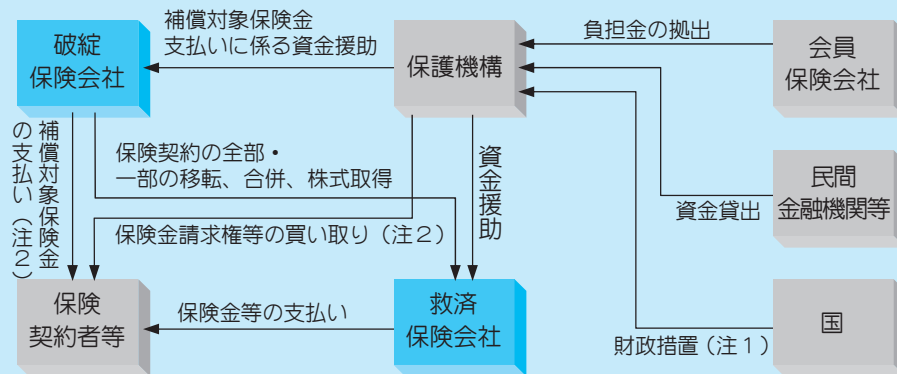
（※2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

（※3）責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

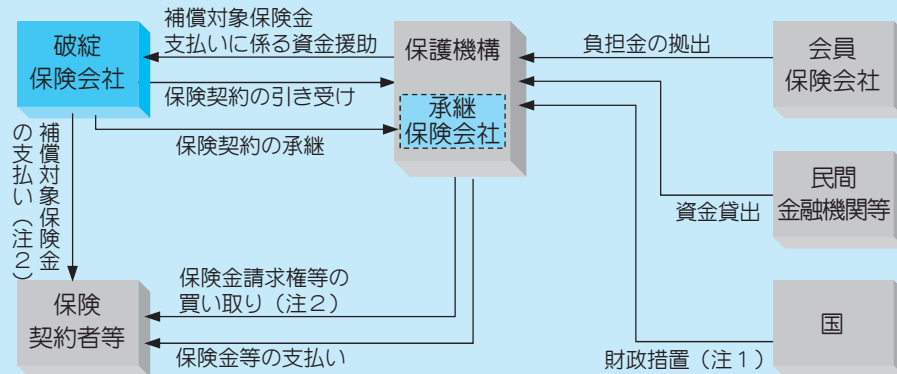
（※4）個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

■しくみの概略図

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



（注1）上記の「財政措置」は、2017年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

（注2）破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、（※2）に記載の率となります）。



補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて2015年2月現在の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 電話 03-3286-2820

受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

約 款

「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

「約款」の構成

「約款」は、基本的にはつぎのような構成になっています。条文によっては「項」や「号」がない場合もあります。

条 … 「第X条」と表記されています。「第X条」の右には、「条」の内容を簡潔に表現した「条題」が記載されています。

項 … 「X. 」と表記されています。

号 … 「(X)」と表記されています。「条」や「項」の中で、列挙することがらがある場合に「号」を設けて記載します。

※文中のXは数字です。

【例】「5年ごと配当付特定疾病保障定期保険」の第9条の場合

第9条

第9条（当会社の責任開始期）

第1項

1. 当会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

第1号

(1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時

第2号

(2) 第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料充当金を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合にはその告知の時）

第2項

2. 第1項により当会社の責任が開始される日を契約日とします。

第3項

3. 保険期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。

第4項

4. 当会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。この場合、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、第2項の契約日を記載します。

この保険の概要

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 保険金の支払

- 第2条 保険金の支払
- 第3条 保険金の支払に関する補則
- 第4条 保険金の免責事由に該当した場合の取扱
- 第5条 保険金支払方法の選択
- 第6条 保険金の請求、支払時期および支払場所

3. 保険料払込の免除

- 第7条 保険料払込の免除
- 第8条 保険料払込免除の請求

4. 当会社の責任開始期

- 第9条 当会社の責任開始期

5. 保険料の払込

- 第10条 保険料の払込
- 第11条 保険料の払込方法（経路）
- 第12条 年一括払保険料の前納
- 第13条 月払保険料の一括払

6. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

- 第14条 猶予期間および保険契約の失効

7. 保険契約の復活

- 第15条 保険契約の復活

8. 保険契約の無効および取消

- 第16条 保険金不法取得目的による無効
- 第17条 詐欺による取消

9. 告知義務および保険契約の解除

- 第18条 告知義務
- 第19条 告知義務違反による解除
- 第20条 保険契約を解除できない場合
- 第21条 重大事由による解除

10. 解約および解約返還金

- 第22条 解約および解約返還金
- 第23条 債権者等により保険契約が解約される場合の取扱

11. 契約内容の変更

- 第24条 保険金額の減額
- 第25条 保険期間の短縮

12. 保険金の受取人

- 第26条 保険金の受取人の代表者
- 第27条 当会社への通知による死亡保険金受取人の変更
- 第28条 遺言による死亡保険金受取人の変更

13. 保険契約者

- 第29条 保険契約者の代表者
- 第30条 保険契約者の変更
- 第31条 保険契約者の住所の変更

14. 年齢の計算その他の取扱

- 第32条 年齢の計算
- 第33条 契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱

15. 契約者配当金の割当および支払

- 第34条 契約者配当金の割当
- 第35条 契約者配当金の支払

16. 時効

- 第36条 時効

17. 被保険者の業務、転居および旅行

- 第37条 被保険者の業務、転居および旅行

18. 保険契約の更新

- 第38条 保険契約の更新

19. 管轄裁判所

- 第39条 管轄裁判所

20. 契約内容の登録

- 第40条 契約内容の登録

21. 死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特則

- 第41条 死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則

22. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

- 第42条 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

23. 契約日が平成22年3月1日以前の保険契約が更新された場合の特則

- 第43条 契約日が平成22年3月1日以前の保険契約が更新された場合の特則

24. 契約日が平成24年10月1日以前の保険契約における特定疾病保険金および高度障害保険金の代理請求

- 第44条 契約日が平成24年10月1日以前の保険契約における特定疾病保険金および高度障害保険金の代理請求

25. 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則

- 第45条 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則

（ご参考）

ご契約者の便宜のため、各条文の下に主な参照条文をかかげてあります。

5年ごと配当付特定疾病保障定期保険普通保険約款

(2015年5月21日改正)

(この保険の概要)

この保険は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。なお、死亡保険金額、特定疾病保険金額および高度障害保険金額は同額です。

	給付の内容
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したときに支払います。
特定疾病保険金	被保険者が保険期間中に特定の疾病（悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞または脳卒中）により所定の状態に該当したときに支払います。
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態に該当したときに支払います。
保険料払込の免除	被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態に該当したときにその後の保険料の払込を免除します。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この普通保険約款において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

	用語の意義
保険金	死亡保険金、特定疾病保険金および高度障害保険金をいいます。
保険金額	保険金を支払う場合の金額として、保険契約の締結の際、当会社の定める取扱範囲で、保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、保険契約の締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。
責任開始期	保険契約の締結または復活に際して、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。なお、復活の取扱が行われた保険契約においては最後の復活の際の責任開始期をいうものとします。
契約応当日	毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日をいうものとします。

⇒●責任開始期——第9条 ●復活——第15条

2. 保険金の支払

第2条（保険金の支払）

1. この保険契約において支払う保険金はずぎのとおりです。

	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保 険 金 額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
特定疾病保険金	(1) 被保険者が責任開始期以後、保険期間中に、生まれて初めて悪性新生物（表1）に罹患し、医師により病理組織学的所見（生検）によって診断確定（病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下「診断確定」といいます。）されたとき (2) 被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、保険期間中につぎのいずれかの状態に該当したとき (ア) 急性心筋梗塞（表1）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき (イ) 脳卒中（表1）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき		被 保 険 者	
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態（表2）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、その障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。		被 保 険 者	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

2. 第1項の特定疾病保険金の支払事由の(1)に該当した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物（表1中、基本分類コードC50の悪性新生物。以下同じ。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、当会社は、特定疾病保険金を支払いません。ただし、その後（乳房の悪性新生物については責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後）、保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物（表1）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特定疾病保険金を支払います。

⇒●責任開始期、保険金額——第1条

表 1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、次表によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾 病 名	疾 病 の 定 義	分 類 項 目	基本分類 コード
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病。ただし、上皮内癌（D00－D09）、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌（C44）を除く。	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00－C14
		・口唇の悪性新生物	C00
		・舌根<基底>部の悪性新生物	C01
		・舌のその他および部位不明の悪性新生物	C02
		・歯肉の悪性新生物	C03
		・口（腔）底の悪性新生物	C04
		・口蓋の悪性新生物	C05
		・その他および部位不明の口腔の悪性新生物	C06
		・耳下腺の悪性新生物	C07
		・その他および部位不明の大唾液腺の悪性新生物	C08
		・扁桃の悪性新生物	C09
		・中咽頭の悪性新生物	C10
		・鼻<上>咽頭の悪性新生物	C11
		・梨状陥凹<洞>の悪性新生物	C12
		・下咽頭の悪性新生物	C13
		・その他および部位不明確の口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C14
		消化器の悪性新生物	C15－C26
		・食道の悪性新生物	C15
		・胃の悪性新生物	C16
		・小腸の悪性新生物	C17
		・結腸の悪性新生物	C18
		・直腸S状結腸移行部の悪性新生物	C19
		・直腸の悪性新生物	C20
		・肛門および肛門管の悪性新生物	C21
		・肝および肝内胆管の悪性新生物	C22
		・胆のう<嚢>の悪性新生物	C23
		・その他および部位不明の胆道の悪性新生物	C24
		・膵の悪性新生物	C25
		・その他および部位不明確の消化器の悪性新生物	C26
		呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30－C39
		・鼻腔および中耳の悪性新生物	C30
		・副鼻腔の悪性新生物	C31
		・喉頭の悪性新生物	C32
		・気管の悪性新生物	C33
		・気管支および肺の悪性新生物	C34
		・胸腺の悪性新生物	C37
		・心臓、縦隔および胸膜の悪性新生物	C38
		・その他および部位不明確の呼吸器系および胸腔内臓器の悪性新生物	C39
		骨および関節軟骨の悪性新生物	C40－C41
		・（四）肢の骨および関節軟骨の悪性新生物	C40
		・その他および部位不明の骨および関節軟骨の悪性新生物	C41
		皮膚の悪性黒色腫	C43
		中皮および軟部組織の悪性新生物	C45－C49
		・中皮腫	C45
		・カポジ肉腫	C46
		・末梢神経および自律神経系の悪性新生物	C47
		・後腹膜および腹膜の悪性新生物	C48
		・その他の結合組織および軟部組織の悪性新生物	C49
		乳房の悪性新生物	C50

疾 病 名	疾 病 の 定 義	分 類 項 目	基本分類 コード
		女性生殖器の悪性新生物	C51－C58
		・外陰（部）の悪性新生物 ・膣の悪性新生物 ・子宮頸部の悪性新生物 ・子宮体部の悪性新生物 ・子宮の悪性新生物、部位不明 ・卵巣の悪性新生物 ・その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物 ・胎盤の悪性新生物	C51 C52 C53 C54 C55 C56 C57 C58
		男性生殖器の悪性新生物	C60－C63
		・陰茎の悪性新生物 ・前立腺の悪性新生物 ・精巣<睪丸>の悪性新生物 ・その他および部位不明の男性生殖器の悪性新生物	C60 C61 C62 C63
		腎尿路の悪性新生物	C64－C68
		・腎盂を除く腎の悪性新生物 ・腎盂の悪性新生物 ・尿管の悪性新生物 ・膀胱の悪性新生物 ・その他および部位不明の尿路の悪性新生物	C64 C65 C66 C67 C68
		眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69－C72
		・眼および付属器の悪性新生物 ・髄膜の悪性新生物 ・脳の悪性新生物 ・脊髄、脳神経およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69 C70 C71 C72
		甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73－C75
		・甲状腺の悪性新生物 ・副腎の悪性新生物 ・その他の内分泌腺および関連組織の悪性新生物	C73 C74 C75
		部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76－C80
		・その他および部位不明確の悪性新生物 ・リンパ節の続発性および部位不明の悪性新生物 ・呼吸器および消化器の続発性悪性新生物 ・その他の部位の続発性悪性新生物 ・部位の明示されない悪性新生物	C76 C77 C78 C79 C80
		リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81－C96
		・ホジキン病 ・ろく瘰>胞性〔結節性〕非ホジキンリンパ腫 ・びまん性非ホジキンリンパ腫 ・末梢性および皮膚T細胞リンパ腫 ・非ホジキンリンパ腫のその他および詳細不明の型 ・悪性免疫増殖性疾患 ・多発性骨髄腫および悪性形質細胞性新生物 ・リンパ性白血病 ・骨髄性白血病 ・単球性白血病 ・細胞型の明示されたその他の白血病 ・細胞型不明の白血病 ・リンパ組織、造血組織および関連組織のその他および詳細不明の悪性新生物	C81 C82 C83 C84 C85 C88 C90 C91 C92 C93 C94 C95 C96
		独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97

疾 病 名	疾 病 の 定 義	分 類 項 目	基本分類 コード
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇	虚血性心疾患（I 20－I 25）のうち、 ・急性心筋梗塞 ・再発性心筋梗塞	I 21 I 22
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病	脳血管疾患（I 60－I 69）のうち、 ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞	I 60 I 61 I 63

表 2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる高度障害状態	備考								
両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。								
言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、つぎの(ア)から(イ)までのうち3つ以上の状態に該当し、その回復の見込みがない場合 (ア) いずれの口唇音についても発音ができない状態 (イ) いずれの歯舌音についても発音ができない状態 (ウ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態 (エ) いずれの喉頭音についても発音ができない状態 <table border="1"> <tr> <td>口唇音</td><td>ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ</td></tr> <tr> <td>歯舌音</td><td>な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ</td></tr> <tr> <td>口蓋音</td><td>か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん</td></tr> <tr> <td>喉頭音</td><td>は行音</td></tr> </table> ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合 ③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、口腔（舌を含みます。）の運動障害または欠損により、流動食以外のものは摂取できない状態（流動食を摂取できない状態も含みます。）で、その回復の見込みのない場合をいいます。	口唇音	ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ	歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ	口蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん	喉頭音	は行音
口唇音	ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ								
歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ								
口蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん								
喉頭音	は行音								

対象となる高度障害状態	備考																		
中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「終身常に介護を要するもの」とは、つぎの1から8までの項目すべてについて、それぞれつぎに定める行為が自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>行為</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 食物の摂取</td><td>はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと</td></tr> <tr> <td>2. 排便</td><td>洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）</td></tr> <tr> <td>3. 排尿</td><td>洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）</td></tr> <tr> <td>4. 排便および排尿の後始末</td><td>排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること</td></tr> <tr> <td>5. 衣服の着脱</td><td>ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること</td></tr> <tr> <td>6. 起居</td><td>横になった状態から起き上がり、座位を保つこと</td></tr> <tr> <td>7. 歩行</td><td>立った状態から歩くこと</td></tr> <tr> <td>8. 入浴</td><td>一般家庭浴槽に入浴すること</td></tr> </tbody> </table>	項目	行為	1. 食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと	2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）	3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）	4. 排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること	5. 衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること	6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと	7. 歩行	立った状態から歩くこと	8. 入浴	一般家庭浴槽に入浴すること
項目	行為																		
1. 食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと																		
2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）																		
3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）																		
4. 排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること																		
5. 衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること																		
6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと																		
7. 歩行	立った状態から歩くこと																		
8. 入浴	一般家庭浴槽に入浴すること																		
両上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 上肢の3大関節（肩関節、肘関節および手関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 (2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 下肢の3大関節（股関節、膝関節および足関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合																		
両上肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
両下肢を足関節以上で失ったもの																			
両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの																			
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの																			

第3条（保険金の支払に関する補則）

- 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、第2条（保険金の支払）の規定にかかわらず、特定疾病保険金の受取人および高度障害保険金の受取人は保険契約者とします。
- 特定疾病保険金の受取人および高度障害保険金の受取人を被保険者（第2項の規定が適用される場合には、保険契約者）以外の者に変更することはできません。
- 死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡保険金受取人が死亡し、死亡保険金受取人の変更が行われていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 第4項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第4項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 第4項および第5項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 当会社が特定疾病保険金を支払った場合には、保険契約は、被保険者が特定疾病保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなします。
- 当会社が高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、被保険者が高度障害状態（表2）に該当した時に消滅したものとみなします。
- 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、当会社は、死亡保険金

を支払いません。また、死亡保険金または高度障害保険金を支払う前に特定疾病保険金の請求を受け、特定疾病保険金が支払われるときは、当会社は、死亡保険金または高度障害保険金のいずれも支払いません。

10. 死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。また、死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に特定疾病保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
11. 被保険者が責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因として責任開始期以後に第2条の特定疾病保険金の支払事由の(2)に定める状態または高度障害状態（表2）に該当した場合でも、当会社が、保険契約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（第20条（保険契約を解除できない場合）に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病を原因として第2条の特定疾病保険金の支払事由の(2)に定める状態または高度障害状態に該当したものとみなして、第2条の特定疾病保険金および高度障害保険金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
12. 保険期間の満了日（更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。以下本条において同じ。）からその日を含めて60日以内に、被保険者が第2条に定める特定疾病保険金の支払事由の(2)に該当した場合には、保険期間の満了日に該当したものとみなして第2条の規定を適用します。
13. 保険期間の満了日に、高度障害状態（表2）のうち回復の見込みがないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、回復の見込みがないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第2条の規定を適用します。ただし、保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込みがないこととなった場合を除きます。
14. 第12項の規定により特定疾病保険金が支払われる場合または第13項の規定により高度障害保険金が支払われる場合で、保険期間の満了に伴う契約者配当金の支払がすでに行われているときは、当会社は、支払うべき特定疾病保険金または高度障害保険金からその金額を差し引くものとします。

⇒●保険金の支払、高度障害状態——第2条 ●保険金の請求——第6条

第4条（保険金の免責事由に該当した場合の取扱）

1. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、当会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、第2項の場合を除きます。）
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
2. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
3. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については第1項の規定を適用し、その部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
4. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（表2）に該当した場合には、当会社は、死亡保険金または高度障害保険金を支払いません。ただし、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

⇒●保険金の支払、保険金の免責事由、高度障害状態——第2条 ●責任開始期——第1条

第5条（保険金支払方法の選択）

保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、保険金（特定疾病保険金は除きます。）の一時支払にかえて、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払または年金支払を選択することができます。

第6条（保険金の請求、支払時期および支払場所）

1. 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた保険金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、その保険金を請求してください。
3. 本条の規定により保険金の請求を受けた場合、保険金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。
4. 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、第3項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
 - 第2条（保険金の支払）に定める支払事由発生の有無

- (2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
- (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号および第3号に定める事項、第21条（重大事由による解除）第1項第4号の事由に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
5. 第4項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および第4項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合でも180日）を経過する日とします。
 - (1) 第4項第1号から第4号までに定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 第4項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (3) 第4項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第4項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (4) 第4項第1号から第4号までに定める事項についての日本国外における調査 180日
6. 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
7. 第4項または第5項に掲げる必要な事項の確認を行うときは、当会社は、保険金を請求した者にその旨を通知します。

⇒●保険金の支払事由——第2条

3. 保険料払込の免除

第7条（保険料払込の免除）

1. 次表の保険料の払込を免除する場合に該当したときは、当会社は、つぎに到来する第10条（保険料の払込）第2項の保険料期間以降の保険料の払込を免除します。ただし、次表の保険料払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のいずれかに該当するときは保険料の払込を免除しません。

保険料の払込を免除する場合（以下「保険料払込の免除事由」といいます。）	保険料払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（表3）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害の状態に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の保険料払込の免除事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱

2. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって身体障害の状態（表3）に該当した場合には、当会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、その原因によって身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、保険料の払込を免除します。
3. 保険料の払込が免除された場合には、当会社は、以後第10条に定める払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
4. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料払込の免除事由の発生時以後、つぎの各号の取扱に関する規定は適用しません。
 - (1) 保険金額の減額
 - (2) 保険期間の短縮

⇒●責任開始期、契約応当日——第1条 ●保険金額の減額——第24条 ●保険期間の短縮——第25条

表3 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる身体障害の状態	備考
1眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
両耳の聴力を全く永久に失ったもの	(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。 (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、 $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	(1) 「脊柱に著しい奇形を永久に残すもの」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上で回復の見込のない場合をいいます。 (2) 「脊柱に著しい運動障害を永久に残すもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 頸椎について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合
1上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
1上肢の運動機能を全く永久に失ったもの	② 上肢の3大関節（肩関節、肘関節および手関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	(2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
1下肢を足関節以上で失ったもの	② 下肢の3大関節（股関節、膝関節および足関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	(3) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 関節について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合
1手の5手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの	
10手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合
10足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

第8条（保険料払込免除の請求）

1. 保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 保険契約者は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、保険料払込の免除を請求してください。
3. 保険料払込の免除の請求については、第6条（保険金の請求、支払時期および支払場所）第3項から第7項までの規定を準用します。

⇒●保険料払込の免除事由——第7条

4. 当会社の責任開始期**第9条（当会社の責任開始期）**

1. 当会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料充当金を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合にはその告知の時）
2. 第1項により当会社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 保険期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。
4. 当会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。この場合、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、第2項の契約日を記載します。

⇒●告知——第18条

5. 保険料の払込**第10条（保険料の払込）**

1. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回次表の保険料の払込方法（回数）にしたがい、第11条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める保険料の払込方法（経路）により、保険料の払込方法（回数）ごとにつぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

保険料の払込方法（回数）	払込期月
月払	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
半年一括払	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
年一括払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

2. 第1項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
3. 第1項の保険料が第1項の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したとき、または保険料の払込を要しなくなったときは、当会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。
4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日までに保険金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を支払うべき保険金から差し引きます。
5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日までに保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、第14条（猶予期間および保険契約の失効）に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込の免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。
6. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
7. 月払の保険契約が保険金額の減額等によって当会社の定める月払取扱の範囲外となったときは、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を年一括払または半年一括払に変更します。
8. 年一括払契約または半年一括払契約の場合で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の途中でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、当会社は、その事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額の返還金を保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に支払います。
 - (1) 保険契約の消滅。ただし、第4条（保険金の免責事由に該当した場合の取扱）第2項、第16条（保険金不法取得目的による無効）または第17条（詐欺による取消）に該当する場合を除きます。
 - (2) 保険金額の減額
 - (3) 保険料払込の免除事由
9. 第8項の規定は、年一括払契約および半年一括払契約の第1回保険料について準用します。
10. 保険料の払込が免除されている保険契約については、第8項の規定は適用しません。
11. 月払契約の場合、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の途中で第8項各号の事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応する保険料を払い戻しません。
12. 第11項の規定は、月払契約の第1回保険料について準用します。

参考

たとえば、契約日が2015年5月1日の保険契約の場合、第2回目および第3回目の保険料の払込期月は保険料の払込方法（回数）ごとにそれぞれ次表のとおりとなります。

保険料の払込方法（回数）	第2回目の保険料の払込期月	第3回目の保険料の払込期月
月払	2015年6月1日～2015年6月30日	2015年7月1日～2015年7月31日
半年一括払	2015年11月1日～2015年11月30日	2016年5月1日～2016年5月31日
年一括払	2016年5月1日～2016年5月31日	2017年5月1日～2017年5月31日

- ⇒●契約応当日、保険金額——第1条 ●保険契約の消滅——第2条、第22条
●保険金の支払事由——第2条 ●保険料払込の免除事由——第7条

第11条（保険料の払込方法（経路））

- 保険契約者は、当会社の定める取扱範囲で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
 - 当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - 金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - 所属団体または集団を通じ払い込む方法（所属団体または集団と当会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限りします。）
 - 当会社の本店または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法
- 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、第1項各号の保険料の払込方法（経路）の範囲内で、保険料の払込方法（経路）を変更することができます。
- 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号または第3号である保険契約において、その保険契約が当会社の取扱範囲外となったときまたは当会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、第2項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第12条（年一括払保険料の前納）

- 年一括払契約の場合、保険契約者は、将来の年一括払保険料2年分以上を前納することができます。この場合には、当会社所定の利率で割り引いて計算した保険料前納金を払い込んでください。
- 第1項の保険料前納金は、当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立て置き、年単位の契約応当日ごとに年一括払保険料の払込に充当します。
- 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、当会社の定める取扱にもとづき、次期（保険契約が更新される場合には更新時を含みます。）以後の年単位の契約応当日ごとに、その残額を年一括払保険料の払込に順次充当します。
- 保険料の払込を要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときはその保険金の受取人に払い戻します。

- ⇒●契約応当日——第1条

第13条（月払保険料の一括払）

- 月払契約の場合、保険契約者は、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、当会社所定の割引率で保険料を割引します。
- 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときはその保険金の受取人に払い戻します。

6. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第14条（猶予期間および保険契約の失効）

- 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料の払込方法（回数）	猶予期間
月払	払込期月の翌月初日から末日まで
半年一括払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
年一括払	

- 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は解約返還金と同額の返還金を請求することができます。
- 猶予期間中に保険金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を保険金から差し引きします。
- 猶予期間中に保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込の免除事由の発生により免除

すべき保険料の払込を免除しません。

参考

たとえば、契約日が2015年5月1日の保険契約の場合、第2回目の保険料の払込期月と猶予期間は保険料の払込方法（回数）ごとにそれぞれ次表のとおりとなります。

保険料の払込方法（回数）	第2回目の保険料の払込期月	第2回目の保険料の払込の猶予期間
月払	2015年6月1日～2015年6月30日	2015年7月1日～2015年7月31日
半年一括払	2015年11月1日～2015年11月30日	2015年12月1日～2016年1月1日
年一括払	2016年5月1日～2016年5月31日	2016年6月1日～2016年7月1日

⇒●払込期月——第10条 ●契約応当日——第1条 ●解約返還金——第22条
●保険金の支払事由——第2条 ●保険料払込の免除事由——第7条

7. 保険契約の復活

第15条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、保険契約の復活を請求することができます。
2. 保険契約の復活を請求するときは、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 保険契約の復活を当会社が承諾したときは、保険契約者は、当会社の指定した日までに、保険料期間がすでに到来している未払込保険料を当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。
4. 保険契約の復活を行う場合、当会社は第3項に定める未払込保険料を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）から復活後の保険契約上の責任を負います。
5. 保険契約の復活を行う場合、当会社は、新たな保険証券を交付しません。

⇒●保険契約の失効——第14条

8. 保険契約の無効および取消

第16条（保険金不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活をしたときは、保険契約を無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第17条（詐欺による取消）

保険契約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に詐欺の行為があったときは、当会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

9. 告知義務および保険契約の解除

第18条（告知義務）

当会社が、保険契約の締結または復活の際、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

⇒●責任開始期——第9条 ●復活——第15条

第19条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第18条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 当会社は、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 第2項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払い、または保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

⇒●保険金の支払事由——第2条 ●保険料払込の免除事由——第7条

●解約返還金——第22条

第20条（保険契約を解除できない場合）

当会社は、つぎのいずれかの場合には第19条（告知義務違反による解除）の規定による保険契約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第18条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第18条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第18条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

⇒●責任開始期——第1条 ●保険金の支払事由——第2条

●保険料払込の免除事由——第7条

第21条（重大事由による解除）

1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者、特定疾病保険金の受取人または高度障害保険金の受取人がこの保険契約の特定疾病保険金もしくは高度障害保険金（保険料払込の免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この保険契約の保険金（保険料払込の免除を含みます。）の請求に関し、その受取人（保険料払込の免除の請求については保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または保険金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、当会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 当会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から第5号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 当会社は、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（第1項第4号の事由にのみ該当した場合で、第1項第4号の事由に該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金。以下本号において同じ。）を支払いません。また、すでにその支払事由により保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとしします。
3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
5. 第4項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人について

て第2項第1号の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

⇒●保険金の支払事由——第2条 ●保険料払込の免除事由——第7条
●解約返還金——第22条

10. 解約および解約返還金

第22条（解約および解約返還金）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。
2. 解約返還金は、経過年月数（経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数）により計算します。
3. 第1項の請求をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 解約返還金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。

第23条（債権者等により保険契約が解約される場合の取扱）

1. 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）により保険契約が解約されるときは、解約する旨の通知が当会社に到着した時から1か月を経過した日にその効力が生じます。
2. 第1項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、第1項の解約の効力が生じるまでの間に、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、第1項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第2項の通知をするときは、保険金の受取人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が当会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、当会社が保険金を支払うべきときは、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 当会社は、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、保険金の支払事由の発生により支払うべき金額を限度とします。
 - (2) 当会社は、保険金の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を保険金の受取人に支払います。

⇒●解約——第22条 ●保険金の支払事由——第2条

11. 契約内容の変更

第24条（保険金額の減額）

1. 保険契約者は、保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
2. 保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 保険金額の減額をしたときは、減額分は解約したものとして取り扱います。
4. 保険金額の減額をしたときは、その後の保険料を改めます。

⇒●保険金額——第1条 ●解約——第22条

第25条（保険期間の短縮）

1. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、保険期間を短縮することができます。
2. 保険期間の短縮をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 保険期間の短縮をするときは、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の保険料を改めます。
4. 契約日または直前の更新日後2年未満のときは、保険期間の短縮は取り扱いません。

⇒●契約日——第9条 ●更新日——第38条

12. 保険金の受取人

第26条（保険金の受取人の代表者）

1. 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険金の受取人を代理するものとします。
2. 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第27条（当会社への通知による死亡保険金受取人の変更）

1. 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、当会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 第1項の通知をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 第1項の通知が当会社に到着したときは、死亡保険金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
4. 第3項の規定にかかわらず、第1項の通知が当会社に到着する前に、変更前の死亡保険金受取人に対して死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。

第28条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

1. 第27条（当会社への通知による死亡保険金受取人の変更）の規定によるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 第1項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 遺言による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を当会社に通知しなければ、当会社に対抗することができません。
4. 第3項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。

13. 保険契約者**第29条（保険契約者の代表者）**

1. 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
2. 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第30条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者の変更をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 本条の規定により保険契約者の変更が行われたときは、保険証券に表示します。

第31条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。
2. 保険契約者が第1項の通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所（通信先を含みます。）に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

14. 年齢の計算その他の取扱**第32条（年齢の計算）**

1. 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月をこえるものは1年とします。
2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、第1項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

⇒●契約日——第9条 ●契約応当日——第1条

第33条（契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱）

1. 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。
 - (1) 契約日における実際の契約年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 実際の契約年齢にもとづいて保険料を改め、すでに払い込まれた保険料の超過分があるときは、当会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当会社に払い込んでください。
 - (イ) 前(ア)の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生後で、保険金が支払われる場合、保険金の受取人に保険料の超過分を支払い、または支払うべき保険金から保険料の不足分を差し引きます。
 - (2) 契約日における実際の契約年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約を無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。この場合、当会社からの支払金があるときは、すでに払い込まれた保険料からその金額を差し引きます。
 - (イ) 前(ア)の規定にかかわらず、契約日においては最低契約年齢に足りなかったものの、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日に契約したものととして、第1号と同様に取り扱います。

2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづいて保険料を改め、第1項第1号の規定を準用して取り扱います。

⇒●契約年齢——第32条 ●契約日——第9条

15. 契約者配当金の割当および支払

第34条（契約者配当金の割当）

- 当会社は、当会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの保険契約に対して、契約者配当金を割り当てます。
 - つぎの事業年度中に、つぎの(ア)または(イ)のいずれかの日（以下「5年ごとの契約応当日等」といいます。）が到来する保険契約。ただし、5年ごとの契約応当日等が保険契約の有効中に到来する場合に限ります。
 - 契約日（保険契約が更新された場合には更新日）から5年ごとに到来する年単位の契約応当日
 - 更新日
 - つぎの事業年度中に、保険期間の満了日の翌日が到来する保険契約。ただし、保険契約が更新される場合を除きます。
 - つぎの事業年度中に消滅（保険期間が満了して消滅する場合を除きます。以下本項において同じ。）するつぎの保険契約。この場合、消滅の事由が(イ)に該当するときは、(ア)に該当するときよりも下回る金額を割り当てるものとします。
 - 死亡保険金、特定疾病保険金または高度障害保険金の支払によって消滅する場合には、契約日および直前の5年ごとの契約応当日等からその日を含めて1年以上経過して消滅する保険契約
 - 死亡保険金、特定疾病保険金または高度障害保険金の支払以外の事由によって消滅する場合には、契約日からその日を含めて2年以上経過して消滅（直前の5年ごとの契約応当日等からその日を含めて1年以内に消滅する場合を除きます。）する保険契約。ただし、保険金額の減額により保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。
- 第1項のほか、契約日（保険契約が更新された場合には、直前の更新日）から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす保険契約に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。

⇒●契約応当日、保険金額——第1条 ●契約日——第9条
 ●保険契約の更新、更新日——第38条 ●保険契約の消滅——第2条、第22条
 ●死亡保険金・高度障害保険金の支払——第2条

第35条（契約者配当金の支払）

- 第34条（契約者配当金の割当）第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎの事業年度に到来する5年ごとの契約応当日等の前日までの保険料が払い込まれている場合に限り、つぎの各号のとおり支払います。
 - つぎの事業年度に到来する5年ごとの契約応当日等から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置いて、保険契約が消滅したとき、または保険契約者から請求があったときに支払います。
 - 第1号の規定によって支払う契約者配当金は、死亡保険金、特定疾病保険金または高度障害保険金を支払うときはその保険金の受取人に、その他のときは保険契約者に支払います。
- 第34条第1項第2号の規定によって割り当てた契約者配当金は、保険期間の満了時に保険契約者に支払います。ただし、保険期間の満了日までの保険料が払い込まれていることを要します。
- 第34条第1項第3号の規定によって割り当てた契約者配当金は、死亡保険金、特定疾病保険金または高度障害保険金を支払うときは保険金とともにその受取人に、その他のときは保険契約者に支払います。ただし、消滅する直前の年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれていることを要します。
- 第34条第2項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。
- 契約者配当金の支払時期および支払場所については、第6条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

⇒●契約応当日——第1条 ●保険契約の消滅——第2条、第22条
 ●死亡保険金・高度障害保険金の支払——第2条

16. 時効

第36条（時効）

保険金、解約返還金、契約者配当金その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料払込の免除を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

17. 被保険者の業務、転居および旅行

第37条（被保険者の業務、転居および旅行）

保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、当会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

18. 保険契約の更新

第38条（保険契約の更新）

- この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約（保険期間の満了日までの保険料が払い込まれているものに限ります。）は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続されるものとし、この日を更新日とします。
- 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は更新できません。
 - 保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳のとき
 - 保険期間を歳満期で定めたとき
- 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえる場合には、保険契約は、当会社の定める取扱にもとづき、短期の保険期間に変更して更新します。
- 第3項の規定により更新後の保険契約の保険期間が5年未満となる場合には、保険契約の更新は取り扱いません。
- 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、第10条（保険料の払込）ならびに第14条（猶予期間および保険契約の失効）第1項、第3項および第4項の規定を準用します。この場合、更新後の保険契約の第1回保険料が猶予期間中に払い込まれなかったときは、保険契約の更新はなかったものとし、保険契約は更新前の保険契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
- 保険契約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - 更新された保険契約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算するものとし、保険料は更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
 - 更新後の保険契約には、更新日における普通保険約款および保険料率が適用されます。
 - 第2条（保険金の支払）、第7条（保険料払込の免除）および第20条（保険契約を解除できない場合）に関しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとし、
 - 更新前の保険契約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後の保険契約を解除することができます。
 - 当会社は、新たな保険証券を交付しません。
- 更新日に当会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないときは、この保険契約にかえて、当会社所定の保険契約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

⇒●契約日——第9条 ●年齢の計算——第32条

19. 管轄裁判所

第39条（管轄裁判所）

- この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、つぎのいずれかの裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
 - 当会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所
 - 保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）の住所地と同一の都道府県内にある当会社の支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所
- この保険契約における保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、第1項の規定を準用します。

20. 契約内容の登録

第40条（契約内容の登録）

- 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - 死亡保険金の金額
 - 契約日（復活が行われた場合は、最後の復活の日。以下第2項において同じ。）
 - 当会社名
- 第1項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間）以内とします。
- 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとし、この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとし、
- 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとし、
- 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、

復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

21. 死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特則

第41条（死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則）

1. 官公署、会社、組合、工場その他の団体（個人事業主を含み、以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約において、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際、請求に必要な書類（別表1）に加え、つぎの各号の書類を必要とします。
 - （1）死亡退職金等の受給者が死亡保険金の請求内容を了知していることがわかる書類（死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。）
 - （2）保険契約者である団体が第1号の死亡退職金等の受給者について受給者本人であることを確認した書類
2. 団体を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約において、保険契約者である団体が当該保険契約の高度障害保険金の全部またはその相当部分を弔慰金等として被保険者に支払うときは、高度障害保険金の請求の際、請求に必要な書類（別表1）に加え、被保険者が高度障害保険金の請求内容を了知していることがわかる書類を必要とします。

22. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

第42条（第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

1. 保険契約の締結の際、第1回保険料または第1回保険料充当金（以下「第1回保険料等」といいます。）をつぎの各号のいずれかの方法により払い込む場合、それぞれつぎに定める時に当会社が第1回保険料等を受け取ったものとします。
 - （1）当会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により払い込む場合
当会社が、クレジットカードの有効性および第1回保険料等が利用限度額内であること等の確認を行った時（当会社所定の利用票（以下「利用票」といいます。）を使用するときは、利用票を作成した時）
 - （2）当会社の指定するデビットカード（以下「デビットカード」といいます。）により払い込む場合
当会社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）にデビットカードを読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が表示された時
2. 第1項第1号の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれにも該当するときは、第1回保険料等の払込はなかったものとします。
 - （1）当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を受け取ることができないこと
 - （2）クレジットカード発行会社が、クレジットカードの名義人（クレジットカード発行会社の会員規約等により、クレジットカード利用にもとづく支払債務を負う者を含みます。）から保険料相当額を受け取ることができないこと
3. 第1項第1号に定める方法により第1回保険料等が払い込まれた場合で、当会社が保険契約の申込を承諾したときは、当会社が責任を開始する日を保険契約者に通知します。ただし、利用票を作成した場合を除きます。

⇒●責任開始期——第1条、第9条

23. 契約日が平成22年3月1日以前の保険契約が更新された場合の特則

第43条（契約日が平成22年3月1日以前の保険契約が更新された場合の特則）

契約日が平成22年3月1日以前の保険契約が更新された場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- （1）本普通保険約款中「年一括払」とあるのは「年払」と、「半年一括払」とあるのは「半年払」と読み替えます。
- （2）第10条（保険料の払込）第8項から第10項までの規定は適用しません。
- （3）第10条第11項および第12項の規定は、年払契約および半年払契約について準用します。
- （4）第22条（解約および解約返還金）第2項の規定にかかわらず、解約返還金は、保険料の払込年月数により計算します。

⇒●保険契約の更新——第38条

24. 契約日が平成24年10月1日以前の保険契約における特定疾病保険金および高度障害保険金の代理請求

第44条（契約日が平成24年10月1日以前の保険契約における特定疾病保険金および高度障害保険金の代理請求）

1. 契約日が平成24年10月1日以前の保険契約における特定疾病保険金の代理請求については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 特定疾病保険金の受取人が特定疾病保険金を自ら請求できないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、第2号に定める者が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、特定疾病保険金の受取人の代理人として特定疾病保険金を請求することができます。ただし、特定疾病保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (ア) 特定疾病保険金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
 - (イ) 悪性新生物（表1）との病名の告知を受けていない場合
 - (ウ) その他前(ア)または(イ)に準じる状態であると当社が認めた場合
 - (2) 第1号の規定により特定疾病保険金の受取人の代理人として特定疾病保険金を請求することができる者は保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第3項の規定により変更したつぎの者（以下「指定代理請求人」といいます。）とします。ただし、故意に特定疾病保険金の受取人を第1号に定める状態に該当させた者を除きます。
 - (ア) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - (3) 指定代理請求人の指定または変更が行われた場合、指定または変更前に支払事由が生じた特定疾病保険金については、第1号および第2号の規定による請求は取り扱いません。
 - (4) 本項の規定により当社が特定疾病保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特定疾病保険金の請求を受けても、当社は、これを支払いません。
 - (5) 本項の規定により特定疾病保険金の請求を受けた場合、特定疾病保険金の支払時期および支払場所については、第6条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。
2. 契約日が平成24年10月1日以前の保険契約における高度障害保険金の代理請求については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 高度障害保険金の受取人が高度障害保険金を自ら請求できないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、第2号に定める者が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、高度障害保険金の受取人の代理人として高度障害保険金を請求することができます。ただし、高度障害保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (ア) 高度障害保険金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
 - (イ) その他前(ア)に準じる状態であると当社が認めた場合
 - (2) 第1号の規定により高度障害保険金の受取人の代理人として高度障害保険金を請求することができる者はつぎの者とします。ただし、故意に高度障害保険金の支払事由を生じさせた者または故意に高度障害保険金の受取人を第1号(ア)または(イ)に定める状態に該当させた者を除きます。
 - (ア) この保険契約において指定代理請求人があらかじめ指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居しまたは生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
 - (イ) 前(ア)に該当する者がいない場合には、請求時において、被保険者と同居しまたは生計を一にしている死亡保険金受取人（第3条（保険金の支払に関する補則）第4項および第5項の規定により死亡保険金受取人となった者を除きます。）
 - (3) 指定代理請求人の指定もしくは変更または死亡保険金受取人の変更が行われた場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 指定代理請求人の指定または変更が行われた場合、指定または変更前に支払事由が生じた高度障害保険金については、第1号および第2号の規定による請求は取り扱いません。
 - (イ) 死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更前に支払事由が生じた高度障害保険金については、変更後の死亡保険金受取人による高度障害保険金の受取人の代理人としての請求は取り扱いません。
 - (4) 本項の規定により高度障害保険金を請求する場合、第2号(イ)に該当する死亡保険金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。
 - (5) 本項の規定により高度障害保険金を請求する場合には、高度障害保険金のすえ置支払または年金支払は取り扱いません。
 - (6) 本項の規定により当社が高度障害保険金を高度障害保険金の受取人の代理人に支払ったときは、その後高度障害保険金の請求を受けても、当社は、これを支払いません。
 - (7) 本項の規定により高度障害保険金の請求を受けた場合、高度障害保険金の支払時期および支払場所については、第6条の規定を準用します。
 - (8) すえ置かれた高度障害保険金については本項の規定は適用しません。
3. 契約日が平成24年10月1日以前の保険契約における指定代理請求人については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の変更をすることができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第1項第2号の規定の範囲内の者であることを要します。
 - (2) 指定代理請求人の変更をするときは、保険契約者は、当社所定の書類（別表1）を提出してください。
 - (3) 指定代理請求人の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、当社に対抗することができません。
 - (4) 第19条（告知義務違反による解除）および第21条（重大事由による解除）の規定による解除の通知について、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

第45条（電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則）

1. 保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法）により、保険契約の申込および告知をすることができるものとします。
2. 第1項のほか、当会社は、別表1に定める請求書類について、書面に代えて電磁的方法により提出することを認めることがあります。
3. 保険契約に特約を中途付加する場合または保険契約に付加されている特約について請求書類を提出する場合、第1項および第2項の規定を準用します。

別表 1 請求書類

(1) 保険金、保険料払込の免除の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	死亡保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2	特定疾病保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特定疾病保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
3	高度障害保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
4	保険料払込の免除	(1) 当会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 当会社所定の様式による医師の診断書 (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券
5	特定疾病保険金の代理請求	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 特定疾病保険金の受取人が特定疾病保険金を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (4) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (5) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険証の写し (7) 最終の保険料払込を証する書類 (8) 保険証券
6	高度障害保険金の代理請求	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 高度障害保険金の受取人が高度障害保険金を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (4) 被保険者および代理人の戸籍抄本 (5) 代理人の住民票と印鑑証明書 (6) 被保険者または代理人の健康保険証の写し (7) 最終の保険料払込を証する書類 (8) 保険証券
(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

(2) その他の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	保険契約の復活	(1) 当会社所定の復活請求書 (2) 被保険者についての当会社所定の告知書
2	解約および解約返還金	(1) 当会社所定の解約および解約返還金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
3	保険金の受取人による 保険契約の存続	(1) 当会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る保険金の受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4) 保険契約の存続を申し出る保険金の受取人の印鑑証明書（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
4	契約内容の変更 ・ 保険金額の減額 ・ 保険期間の短縮	(1) 当会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
5	当会社への通知による 死亡保険金受取人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6	遺言による死亡保険金 受取人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券
7	保険契約者の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
8	積み立てた契約者配当金	(1) 当会社所定の支払請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
9	指定代理請求人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、1の請求については、当会社の指定した医師に被保険者の診断を行わせることがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは表Aの定義による急激かつ偶発的な外来の事故とします。ただし、表Aの定義をすべて満たす場合であっても、表Bに掲げるものは対象となる不慮の事故に該当しません。

表A 急激・偶発・外来の定義

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません。）
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者の故意にもとづかず、かつ、被保険者にとって予見できないことをいいます。
外来	事故および事故の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因する外因等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表B 不慮の事故に該当しないもの

1. 軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因
2. 疾病の診断、治療を目的としたもの	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、処置および医薬品等の使用による有害作用（いずれも患者の行った場合を含みます。）
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温、気圧の変化等および環境的要因によるもの	つぎに掲げるもの （1）気象条件による過度の高温（熱中症（日射病、熱射病）等の原因となったもの） （2）高圧、低圧および気圧の変化（高山病、航空病、潜水病等の原因となったもの） （3）食料、水分の不足（飢餓、脱水症等の原因となったもの） （4）身体の動揺（乗り物酔い等の原因となったもの）、騒音、振動
5. 過度の肉体行使、運動	過度の肉体行使、レクリエーションその他の活動における過度の運動
6. 化学物質、薬物の作用、飲食物の摂取等	つぎに掲げるもの （1）接触皮膚炎の原因となった洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質の作用 （2）アレルギー、皮膚炎等の原因となった外用薬の作用または薬物接触 （3）細菌性の食中毒またはアレルギー性、中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎等の原因となった飲食物等の摂取
7. 処刑	司法当局の命令により執行されたすべての処刑

備 考

該当例	非該当例
つぎのようなものは、表Aの定義をすべて満たす場合に、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・転落、転倒 ・火災 ・溺水 ・窒息	つぎのようなものは、表Aの定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・公害 ・職業病の原因となったもの ・自殺および自傷行為 ・感染症 ・疾病の症状に起因する入浴中の溺水

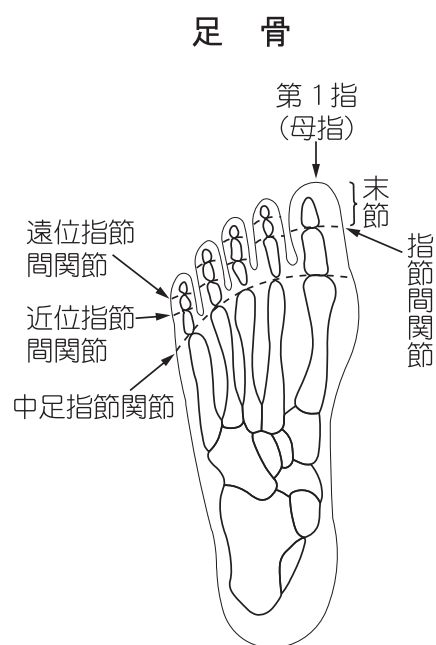
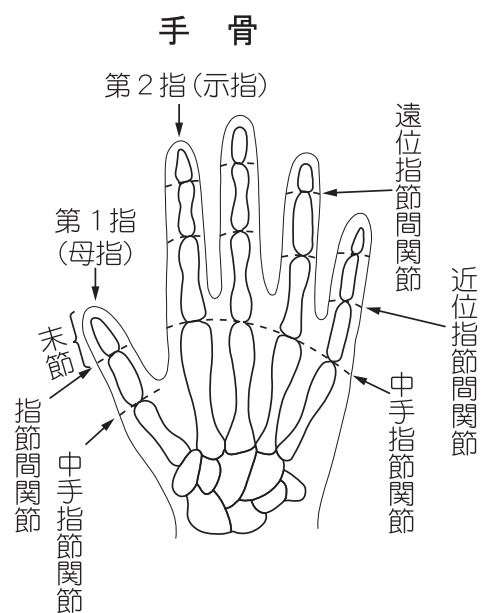
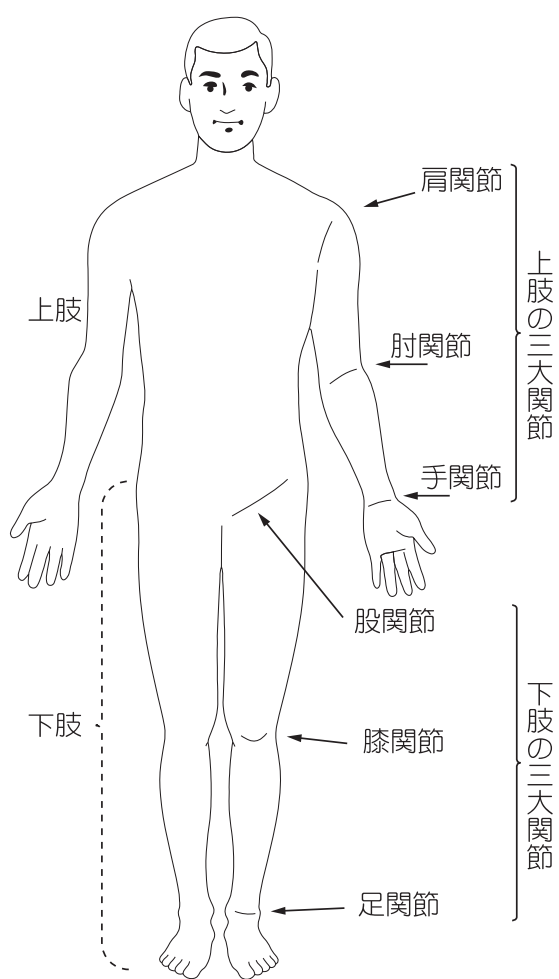
備 考

責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病（医学上重要な関係にある疾病を含みます。）について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- （1）被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- （2）被保険者が健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがある場合
- （3）被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



特別条件付保険特約条項 (5年ごと配当付特定疾病保障定期保険)

(平成24年3月2日改正)

第1条 (特約条項の適用)

保険契約申込の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しないときは、普通保険約款のほか、この特約条項を適用します。

第2条 (特別条件)

この特約により保険契約に付ける特別条件は、その危険の程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つの方法によります。

(1) 保険金額削減支払法

契約日からその日を含めて当会社の定める削減期間内に被保険者が死亡し、または高度障害状態（普通保険約款表2）に該当したときは、保険金額につぎの割合を乗じて得た金額を死亡保険金または高度障害保険金の支払額として普通保険約款の規定を適用します。ただし、災害または所定の感染症（別表1）による場合には、保険金額と同額を死亡保険金または高度障害保険金の支払額として普通保険約款の規定を適用します。

死亡日または高度障害状態 該当日の属する保険年度	削 減 期 間				
	1年	2年	3年	4年	5年
第1年度	50%	30%	25%	20%	15%
第2年度		60%	50%	40%	30%
第3年度			75%	60%	45%
第4年度				80%	60%
第5年度					80%

(2) 特別保険料領収法

- (ア) 普通保険料に当会社の定める特別保険料を加算した金額を払い込むべき保険料とします。
- (イ) 普通保険約款の規定によって普通保険料の払込が免除された場合には、同時に特別保険料の払込を免除します。
- (ウ) 特別保険料に対する解約返還金については、普通保険約款の規定を適用します。

第3条 (普通保険約款の規定の適用除外)

この特約付契約については、普通保険約款に定めるつぎの各号の取扱は行いません。

- (1) 保険期間の変更
- (2) 保険契約の更新。ただし、保険金額削減支払法の場合には、保険契約の更新を取り扱います。この場合、更新後の保険契約には更新前の保険金額削減支払法は適用しません。

別表 1 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分 類 項 目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ出血熱	A98.0
マールブルグウイルス病	A98.3
エボラウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U04
(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 特約保険金の支払
- 第2条 特約保険金の支払に関する補則
- 第3条 特約保険金の免責事由に該当した場合の取扱
- 第4条 特約保険金の請求、支払時期および支払場所
- 第5条 特約の保険料払込の免除
- 第6条 特約の締結
- 第7条 特約の責任開始期
- 第8条 特約の保険期間および保険料払込期間
- 第9条 特約の保険料の払込
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 特約の失効
- 第12条 特約の復活
- 第13条 告知義務
- 第14条 告知義務違反による解除
- 第15条 特約を解除できない場合
- 第16条 重大事由による解除
- 第17条 特約の解約
- 第18条 特約の返還金
- 第19条 特約の消滅とみなす場合
- 第20条 債権者等により特約が解約される場合の取扱
- 第21条 特約保険金額の減額
- 第22条 特約の更新
- 第23条 特約の契約者配当金
- 第24条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱
- 第25条 主契約について保険料の自動貸付の規定を適用する場合の取扱
- 第26条 主契約を払済保険に変更する場合の取扱
- 第27条 管轄裁判所
- 第28条 契約内容の登録
- 第29条 主約款の規定の準用
- 第30条 5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則
- 第31条 5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則

- 第32条 5年ごと配当付通増定期保険または5年ごと利差配当付通増定期保険に付加した場合の特則
- 第33条 5年ごと配当付特定疾病保障定期保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則
- 第34条 5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則
- 第35条 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
- 第36条 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険、保険料払込期間が終身の5年ごと配当付特定疾病保障終身保険、保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険に付加した場合の特則
- 第37条 5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則
- 第38条 5年ごと配当付更新型終身移行保険等に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
- 第39条 5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則
- 第40条 5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則
- 第41条 転換後契約または変更後契約に付加した場合の特則
- 第42条 特別条件を付けた場合の特則
- 第43条 契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則
- 第44条 契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の特約指定疾病保険金、特約特定疾病保険金および特約高度障害保険金の代理請求

5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約条項

(2015年5月21日改正)

(この特約の概要)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金額、特約指定疾病保険金額、特約特定疾病保険金額および特約高度障害保険金額は同額です。

	給付の内容
特約死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したときに支払います。
特約指定疾病保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に上皮内新生物等と診断されたときまたは急性心筋梗塞もしくは脳卒中の治療を目的として入院したときに支払います。
特約特定疾病保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に悪性新生物と診断されたときまたは急性心筋梗塞もしくは脳卒中により所定の状態に該当したときに支払います。
特約高度障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に所定の高度障害状態に該当したときに支払います。

第1条（特約保険金の支払）

1. この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	特約死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
特約指定疾病保険金	(1) 被保険者が、この特約の責任開始期前に悪性新生物（表1）および上皮内新生物等（表1）のいずれにも罹患したことがなく、かつ、この特約の責任開始期以後、この特約の保険期間中に、上皮内新生物等（表1）に罹患し、医師により病理組織学的所見（生検）によって診断確定（病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下「診断確定」といいます。）されたとき (2) 被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に、急性心筋梗塞（表1）または脳卒中（表1）を発病し、その疾病の治療を目的として別表2に定める病院または診療所における別表3に定める入院をし、その入院の日数が1日以上となったとき		特約指定疾病保険金受取人	_____
特約特定疾病保険金	(1) 被保険者がこの特約の責任開始期以後、この特約の保険期間中に、生まれて初めて悪性新生物（表1）に罹患し、医師により診断確定されたとき (2) 被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中につぎのいずれかの状態に該当したとき (ア) 急性心筋梗塞（表1）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき (イ) 脳卒中（表1）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき		特約特定疾病保険金受取人	_____

	支払事由	支払額	受取人	免責事由
特約高度障害保険金	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（表2）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、その障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	特約保険金額	特約高度障害保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

2. 第1項の特約指定疾病保険金の支払事由の(1)に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に乳房の上皮内癌（表1中、基本分類コードD05の上皮内新生物。以下同じ。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、当会社は、特約指定疾病保険金を支払いません。ただし、その後（乳房の上皮内癌についてはこの特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後）、この特約の保険期間中に、被保険者がその乳房の上皮内癌と因果関係のない上皮内新生物等（表1）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特約指定疾病保険金を支払います。
3. 第1項の特約指定疾病保険金の支払事由の(1)または特約特定疾病保険金の支払事由の(1)に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物（表1中、基本分類コードC50の悪性新生物。以下同じ。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、当会社は、特約指定疾病保険金および特約特定疾病保険金を支払いません。ただし、その後（乳房の上皮内癌および乳房の悪性新生物についてはこの特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後）、この特約の保険期間中に、被保険者がその乳房の悪性新生物と因果関係のない上皮内新生物等（表1）または悪性新生物（表1）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特約指定疾病保険金または特約特定疾病保険金を支払います。

表1 対象となる悪性新生物、上皮内新生物等、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、上皮内新生物等、急性心筋梗塞、脳卒中とは、次表によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」CD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病。ただし、上皮内癌（D00－D09）、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌（C44）を除く。	□唇、□腔および咽頭の悪性新生物 ・□唇の悪性新生物 ・舌根<基底>部の悪性新生物 ・舌のその他および部位不明の悪性新生物 ・歯肉の悪性新生物 ・□（腔）底の悪性新生物 ・□蓋の悪性新生物 ・その他および部位不明の□腔の悪性新生物 ・耳下腺の悪性新生物 ・その他および部位不明の大唾液腺の悪性新生物 ・扁桃の悪性新生物 ・中咽頭の悪性新生物 ・鼻<上>咽頭の悪性新生物 ・梨状陥凹<洞>の悪性新生物 ・下咽頭の悪性新生物 ・その他および部位不明確の□唇、□腔および咽頭の悪性新生物	C00－C14 C00 C01 C02 C03 C04 C05 C06 C07 C08 C09 C10 C11 C12 C13 C14

疾 病 名	疾 病 の 定 義	分 類 項 目	基本分類 コード
		消化器の悪性新生物	C 15－C 26
		・食道の悪性新生物	C 15
		・胃の悪性新生物	C 16
		・小腸の悪性新生物	C 17
		・結腸の悪性新生物	C 18
		・直腸 S 状結腸移行部の悪性新生物	C 19
		・直腸の悪性新生物	C 20
		・肛門および肛門管の悪性新生物	C 21
		・肝および肝内胆管の悪性新生物	C 22
		・胆のう<嚢>の悪性新生物	C 23
		・その他および部位不明の胆道の悪性新生物	C 24
		・膵の悪性新生物	C 25
		・その他および部位不明確の消化器の悪性新生物	C 26
		呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 30－C 39
		・鼻腔および中耳の悪性新生物	C 30
		・副鼻腔の悪性新生物	C 31
		・喉頭の悪性新生物	C 32
		・気管の悪性新生物	C 33
		・気管支および肺の悪性新生物	C 34
		・胸腺の悪性新生物	C 37
		・心臓、縦隔および胸膜の悪性新生物	C 38
		・その他および部位不明確の呼吸器系および胸腔内臓器の悪性新生物	C 39
		骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40－C 41
		・（四）肢の骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40
		・その他および部位不明の骨および関節軟骨の悪性新生物	C 41
		皮膚の悪性黒色腫	C 43
		中皮および軟部組織の悪性新生物	C 45－C 49
		・中皮腫	C 45
		・カボジ肉腫	C 46
		・末梢神経および自律神経系の悪性新生物	C 47
		・後腹膜および腹膜の悪性新生物	C 48
		・その他の結合組織および軟部組織の悪性新生物	C 49
		乳房の悪性新生物	C 50
		女性生殖器の悪性新生物	C 51－C 58
		・外陰（部）の悪性新生物	C 51
		・膣の悪性新生物	C 52
		・子宮頸部の悪性新生物	C 53
		・子宮体部の悪性新生物	C 54
		・子宮の悪性新生物、部位不明	C 55
		・卵巣の悪性新生物	C 56
		・その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物	C 57
		・胎盤の悪性新生物	C 58
		男性生殖器の悪性新生物	C 60－C 63
		・陰茎の悪性新生物	C 60
		・前立腺の悪性新生物	C 61
		・精巣<睾丸>の悪性新生物	C 62
		・その他および部位不明の男性生殖器の悪性新生物	C 63
		腎尿路の悪性新生物	C 64－C 68
		・腎盂を除く腎の悪性新生物	C 64
		・腎盂の悪性新生物	C 65
		・尿管の悪性新生物	C 66
		・膀胱の悪性新生物	C 67
		・その他および部位不明の尿路の悪性新生物	C 68

疾 病 名	疾 病 の 定 義	分 類 項 目	基本分類 コード
		眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69－C 72
		・眼および付属器の悪性新生物	C 69
		・髄膜の悪性新生物	C 70
		・脳の悪性新生物	C 71
		・脊髄、脳神経およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 72
		甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73－C 75
		・甲状腺の悪性新生物	C 73
		・副腎の悪性新生物	C 74
		・その他の内分泌腺および関連組織の悪性新生物	C 75
		部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76－C 80
		・その他および部位不明確の悪性新生物	C 76
		・リンパ節の続発性および部位不明の悪性新生物	C 77
		・呼吸器および消化器の続発性悪性新生物	C 78
		・その他の部位の続発性悪性新生物	C 79
		・部位の明示されない悪性新生物	C 80
		リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81－C 96
		・ホジキン病	C 81
		・ろくろ性〔結節性〕非ホジキンリンパ腫	C 82
		・びまん性非ホジキンリンパ腫	C 83
		・末梢性および皮膚T細胞リンパ腫	C 84
		・非ホジキンリンパ腫のその他および詳細不明の型	C 85
		・悪性免疫増殖性疾患	C 88
		・多発性骨髄腫および悪性形質細胞性新生物	C 90
		・リンパ性白血病	C 91
		・骨髄性白血病	C 92
		・単球性白血病	C 93
		・細胞型の明示されたその他の白血病	C 94
		・細胞型不明の白血病	C 95
		・リンパ組織、造血組織および関連組織のその他および詳細不明の悪性新生物	C 96
		独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 97
上皮内新生物等	悪性腫瘍細胞が存在するが、上皮内に限局しており、組織への浸潤的な増殖がないことで特徴付けられる疾病および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌（C 44）	上皮内新生物	D 00－D 09
		・口腔、食道および胃の上皮内癌	D 00
		・その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D 01
		・中耳および呼吸器系の上皮内癌	D 02
		・上皮内黒色腫	D 03
		・皮膚の上皮内癌	D 04
		・乳房の上皮内癌	D 05
		・子宮頸（部）の上皮内癌	D 06
		・その他および部位不明の性器の上皮内癌	D 07
		・その他および部位不明の上皮内癌	D 09
		皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物（C 43－C 44）のうち、	
		・皮膚のその他の悪性新生物	C 44
		虚血性心疾患（I 20－I 25）のうち、	
		・急性心筋梗塞	I 21
		・再発性心筋梗塞	I 22
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇		

疾 病 名	疾 病 の 定 義	分 類 項 目	基本分類 コード
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病	脳血管疾患（I 60－I 69）のうち、 ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞	I 60 I 61 I 63

表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる高度障害状態	備考								
両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。								
言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、つぎの(ア)から(イ)までのうち3つ以上の状態に該当し、その回復の見込がない場合 (ア) いずれの口唇音についても発音ができない状態 (イ) いずれの歯舌音についても発音ができない状態 (ウ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態 (イ) いずれの喉頭音についても発音ができない状態 <table border="1"> <tr> <td>口唇音</td><td>ま行音、ば行音、ぱ行音、わ行音、ふ</td></tr> <tr> <td>歯舌音</td><td>な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ</td></tr> <tr> <td>口蓋音</td><td>か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん</td></tr> <tr> <td>喉頭音</td><td>は行音</td></tr> </table> ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、口腔（舌を含みます。）の運動障害または欠損により、流動食以外のものは摂取できない状態（流動食を摂取できない状態も含みます。）で、その回復の見込のない場合をいいます。	口唇音	ま行音、ば行音、ぱ行音、わ行音、ふ	歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ	口蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん	喉頭音	は行音
口唇音	ま行音、ば行音、ぱ行音、わ行音、ふ								
歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ								
口蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん								
喉頭音	は行音								

対象となる高度障害状態	備考																		
中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「終身常に介護を要するもの」とは、つぎの1から8までの項目すべてについて、それぞれつぎに定める行為が自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>行為</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 食物の摂取</td><td>はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと</td></tr> <tr> <td>2. 排便</td><td>洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）</td></tr> <tr> <td>3. 排尿</td><td>洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）</td></tr> <tr> <td>4. 排便および排尿の後始末</td><td>排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること</td></tr> <tr> <td>5. 衣服の着脱</td><td>ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること</td></tr> <tr> <td>6. 起居</td><td>横になった状態から起き上がり、座位を保つこと</td></tr> <tr> <td>7. 歩行</td><td>立った状態から歩くこと</td></tr> <tr> <td>8. 入浴</td><td>一般家庭浴槽に出入りすること</td></tr> </tbody> </table>	項目	行為	1. 食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと	2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）	3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）	4. 排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること	5. 衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること	6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと	7. 歩行	立った状態から歩くこと	8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること
項目	行為																		
1. 食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと																		
2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）																		
3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）																		
4. 排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること																		
5. 衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること																		
6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと																		
7. 歩行	立った状態から歩くこと																		
8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること																		
両上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 上肢の3大関節（肩関節、肘関節および手関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 (2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 下肢の3大関節（股関節、膝関節および足関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合																		
両上肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
両下肢を足関節以上で失ったもの																			
両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの																			
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの																			

第2条（特約保険金の支払に関する補則）

- 特約死亡保険金受取人は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
- 特約指定疾病保険金受取人、特約特定疾病保険金受取人および特約高度障害保険金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めるときは、特約死亡保険金を支払います。
- 当会社が特約指定疾病保険金を支払った場合には、この特約は、被保険者が特約指定疾病保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなします。
- 当会社が特約特定疾病保険金を支払った場合には、この特約は、被保険者が特約特定疾病保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなします。
- 当会社が特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、被保険者が高度障害状態（表2）に該当した時に消滅したものとみなします。
- 特約保険金の支払については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害保険金の請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるときは、当会社は、特約死亡保険金を支払いません。
 - 特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払う前に特約特定疾病保険金の請求を受け、特約特定疾病保険金が支払われるときは、当会社は、特約死亡保険金または特約高度障害保険金のいずれも支払いません。

- (3) 特約死亡保険金、特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金を支払う前に特約指定疾病保険金の請求を受け、特約指定疾病保険金が支払われるときは、当会社は、特約死亡保険金、特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金のいずれも支払いません。
- (4) 特約死亡保険金、特約指定疾病保険金、特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金のいずれかが支払われた場合には、その支払後に他の特約保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。
8. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の特定疾病保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるとき（乳房の悪性新生物については責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に罹患し、医師により診断確定されたとき）は、この特約の特約特定疾病保険金は支払わず、被保険者が主契約の特定疾病保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなして、当会社は、この特約の責任準備金を特約特定疾病保険金受取人に支払います。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金（第9条（特約の保険料の払込）第8項の規定により支払われる返還金を含みます。）からそれらの元利金を差し引きます。
9. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、この特約の特約高度障害保険金は支払わず、被保険者が高度障害状態（表2）に該当した時に消滅したものとみなして、当会社は、この特約の責任準備金を特約高度障害保険金受取人に支払います。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金（第9条第8項の規定により支払われる返還金を含みます。）からそれらの元利金を差し引きます。
10. 被保険者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因としてこの特約の責任開始期以後に第1条（特約保険金の支払）の特約指定疾病保険金の支払事由の(2)に該当する入院をした場合または特約特定疾病保険金の支払事由の(2)に定める状態もしくは高度障害状態（表2）に該当した場合でも、当会社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（第15条（特約を解除できない場合）に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として第1条の特約指定疾病保険金の支払事由の(2)に定める入院をしたものまたは特約特定疾病保険金の支払事由の(2)に定める状態もしくは高度障害状態に該当したものとみなして、第1条の特約指定疾病保険金、特約特定疾病保険金および特約高度障害保険金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
11. 特約死亡保険金、特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、これらの特約保険金（第9条第8項の規定により支払われる返還金を含みます。）からそれらの元利金を差し引きます。
12. この特約の保険期間の満了日（更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。以下本条において同じ。）からその日を含めて60日以内に、被保険者が第1条に定める特約特定疾病保険金の支払事由の(2)に該当した場合には、保険期間の満了日に該当したものとみなして第1条の規定を適用します。
13. この特約の保険期間の満了日に、高度障害状態（表2）のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第1条の規定を適用します。ただし、この特約の保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
14. 第12項の規定により特約特定疾病保険金が支払われる場合または第13項の規定により特約高度障害保険金が支払われる場合で、この特約の保険期間の満了に伴う契約者配当金の支払がすでに行われているときは、当会社は、支払うべき特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金からその金額を差し引くものとします。

第3条（特約保険金の免責事由に該当した場合の取扱）

1. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、当会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
- (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
- (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、第2項の場合を除きます。）
- (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
2. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
3. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の特約死亡保険金受取人に支払います。この場合、この特約のうち支払われない特約死亡保険金に対応する部分については第1項の規定を適用し、その部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
4. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（表2）に該当した場合には、当会社は、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払いません。ただし、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第4条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）

1. 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた特約保険金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特約保険金を請求してください。

3. 本条の規定により特約保険金の請求を受けた場合、特約保険金の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第5条（特約の保険料払込の免除）

- 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
- 第1項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

第6条（特約の締結）

- 保険契約者は、主契約の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
- 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合、当会社は、保険証券を交付しません。

第7条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、当会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、当会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

第8条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、つぎの各号のとおりとします。

- この特約の保険期間を年満期で定めたとき
この特約の保険期間および保険料払込期間は、第7条（特約の責任開始期）に規定する責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。
- この特約の保険期間を終身としたとき
この特約の保険料払込期間は、第7条に規定する責任開始期から主契約の保険料払込期間の満了日までとします。ただし、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおりとします。
 - 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料払込期間の満了日は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日と同一とします。
 - 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、この特約の保険料払込期間は終身とします。

第9条（特約の保険料の払込）

- この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
- 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日（月払契約の場合は月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日）以後その契約応当日の属する月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、当会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。ただし、特約保険金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間の満了する時まで、その未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、特約保険金を支払いません。
- 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- 第5項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- 第5項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- 主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料および半年一括払保険料について準用します。
- 主契約の保険料の払込方法（回数）が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の途中でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応するこの特約の保険料を払い戻しません。
 - この特約の消滅
 - 特約保険金額の減額
 - この特約の保険料払込の免除
- 第9項の規定は、主契約の保険料の払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の第1回保険料について準用します。

第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、当会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きします。
2. 特約保険金が第1項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、特約保険金を支払いません。

第11条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

第13条（告知義務）

当会社が、この特約の締結または復活の際、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第14条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
2. 当会社は、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、特約保険金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、すでに特約保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 第2項の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が証明したときは、特約保険金を支払い、または保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第15条（特約を解除できない場合）

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第14条（告知義務違反による解除）の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者（当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第13条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第13条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

第16条（重大事由による解除）

1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または特約死亡保険金受取人が特約死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者、特約指定疾病保険金受取人、特約特定疾病保険金受取人または特約高度障害保険金受取人がこの特約の特約指定疾病保険金、特約特定疾病保険金もしくは特約高度障害保険金（保険料払込の免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

- (3) この特約の特約保険金（保険料払込の免除を含みます。）の請求に関し、その受取人（保険料払込の免除の請求については保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または特約保険金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 当会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 当会社は、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約保険金（第1項第4号の事由にのみ該当した場合で、第1項第4号の事由に該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金。以下本号において同じ。）を支払いません。また、すでにその支払事由により特約保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとしします。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。
5. 第4項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人について第2項第1号の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

第17条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第18条（特約の返還金）

1. この特約の解約返還金は、経過年月数（保険料払込中の特約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数）により計算します。
2. この特約が解約または解除されたときは、当会社は、この特約の解約返還金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金（第9条（特約の保険料の払込）第8項の規定により支払われる返還金を含みます。）をそれらの元利金の返済にあてます。
3. この特約が第19条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によって消滅した場合には、第2項の規定を準用します。ただし、第2条（特約保険金の支払に関する補則）第8項および第9項ならびに第3条（特約保険金の免責事由に該当した場合の取扱）第1項および第2項の場合は除きます。
4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。

第19条（特約の消滅とみなす場合）

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき

第20条（債権者等により特約が解約される場合の取扱）

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。

- (1) 解約の効力の発生
- (2) 特約の存続
- (3) 第1号により解約の効力が生じるまでまたは第2号により解約の効力が生じなくなるまでに、特約保険金の支払事由が生じた場合の取扱

第21条（特約保険金額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
2. 第1項の規定によって、この特約の保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第22条（特約の更新）

1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
2. 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、当会社は、第1項の更新を取り扱いません。
 - (1) この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳のとき
 - (2) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (3) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、当会社の定める取扱にもとづき、保険期間を変更して更新します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
 - (4) 主契約の締結後にこの特約を付加した場合で、この特約の更新日が、主契約に付加されている他の特約の更新日と同一であるとき
4. 保険契約者から申出があったときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
5. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。
6. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を準用します。
7. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了日までにつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、第9条第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - (1) この特約の特約保険金の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込の免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由
8. 第5項から第7項までの規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第7項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了日まで、第1号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
9. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の保険年齢によって計算します。
 - (2) 更新後のこの特約には、更新日における特約条項および保険料率が適用されます。
 - (3) 第1条（特約保険金の支払）および第15条（特約を解除できない場合）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (4) 更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後のこの特約を解除することができます。
 - (5) 当会社は、新たな保険証券を交付しません。
10. 更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第23条（特約の契約者配当金）

1. この特約の契約者配当金の割当および支払方法は、主契約に準じます。
2. 第1項のほか、特約指定疾病保険金または特約特定疾病保険金が支払われるときは、主契約の死亡保険金が支払われるときに準じて取り扱い、割り当てられたこの特約の契約者配当金は、特約指定疾病保険金または特約特定疾病保険金とともにその保険金の受取人に支払います。
3. この特約の保険期間が満了する場合には、つぎに定めるところによります。
 - (1) この特約の保険期間の満了日の翌日が到来する事業年度の直前の事業年度末に、主約款に定める契約者配当金の割当の規定に準じて、この特約の契約者配当金を割り当てます。
 - (2) 第1号の規定によって割り当てられた契約者配当金は、主契約の契約者配当金の支払方法に準じて取り扱います。
4. 主契約の締結後に付加された特約または第22条（特約の更新）の規定により更新された特約については、主約款に定める契約者配当金の割当の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (1) 特約付加後または更新後この特約の保険期間中に、主約款に定める5年ごとの契約応当日等が到来するときは、その到来する事業年度の直前の事業年度末に、この特約の契約者配当金を割り当てます。
 - (2) 特約付加の日または直前の更新日からその日を含めて1年以内にこの特約が消滅するときは、その消滅する事業年

度の直前の事業年度末におけるこの特約の契約者配当金の割当は行いません。

- (3) 特約付加の日または直前の更新日から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。

第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

- 主契約の保険料払込期間を短縮した場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - 特約の保険期間を年満期で定めたとき
この特約の保険期間の満了日が、短縮後の主契約の保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を短縮することがあります。
 - 特約の保険期間を終身としたとき
この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて短縮します。
- 主契約の保険料払込期間を延長した場合は、つぎの各号のとおりとします。
 - 特約の保険期間を年満期で定めたとき
この特約の保険期間の満了日が、変更前の主契約の保険料払込期間の満了日と同一のときは、この特約の保険期間もあわせて延長します。
 - 特約の保険期間を終身としたとき
この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて延長します。
- 第1項または第2項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第25条（主契約について保険料の自動貸付の規定を適用する場合の取扱）

- 主契約について主約款の保険料の自動貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。
- 第1項の保険料の自動貸付は、主契約の保険料とこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行うものとします。

第26条（主契約を払済保険に変更する場合の取扱）

主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。

第27条（管轄裁判所）

この特約における特約保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第28条（契約内容の登録）

- 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - 特約死亡保険金の金額
 - 契約日（復活が行われた場合は、最後の復活の日。また、主契約の契約日後にこの特約を付加した場合は、この特約の付加の日。以下第2項において同じ。）
 - 当会社名
- 第1項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間）以内とします。
- 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。

また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9. この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の契約内容の登録の期間は、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から5年（この特約の付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年とこの特約の付加の日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間）以内とします。
10. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第29条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第30条（5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、第6条（特約の締結）の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (ア) この特約の第1回保険料を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (2) この特約の保険期間の満了日は、第8条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日と同一とします。
- (3) 第2号の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間の満了日は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日とします。
- (4) この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (ア) 第22条（特約の更新）の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 特約保険金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (5) 第4号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。
- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間を短縮します。
- (7) 第6号の規定により、この特約の保険期間が短縮された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第31条（5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合には、第30条（5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則）第1号、第2号、第4号および第5号の規定を適用します。

第32条（5年ごと配当付通増定期保険または5年ごと利差配当付通増定期保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付通増定期保険または5年ごと利差配当付通増定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第23条（特約の契約者配当金）第4項第1号中「主約款に定める5年ごとの契約応当日等」とあるのは「主約款に定める5年ごとの契約応当日」と読み替えます。
- (2) 第30条（5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則）第2号および第3号の規定は、本条の場合に適用します。

第33条（5年ごと配当付特定疾病保障定期保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付特定疾病保障定期保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険に付加した場合には、第30条（5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則）第1号、第2号、第4号から第7号までの規定を適用します。

第34条（5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第8条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の保険期間

を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。ただし、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。

- (2) この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- (3) 第2号の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- (4) 第2号に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- (5) この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合、主契約の保険料払込期間経過後においても、この特約の保険料について主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用します。
- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間を短縮します。
- (7) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険期間を延長したときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を延長することがあります。
- (8) 第6号または第7号の規定により、この特約の保険期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。
- (9) 第23条（特約の契約者配当金）第4項第1号中「主約款に定める5年ごとの契約応当日等」とあるのは「主約款に定める5年ごとの契約応当日」と読み替えます。

第35条（5年ごとと配当付終身保険に5年ごとと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごとと利差配当付終身保険に5年ごとと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱）

1. 5年ごとと配当付終身保険に5年ごとと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごとと利差配当付終身保険に5年ごとと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の全部について5年ごとと配当付年金支払移行特約条項または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合には、この特約の保険期間は、5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日に保険期間が満了して消滅したものと、その解約返還金を主契約の責任準備金に加えて、5年ごとと配当付年金支払移行特約条項または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約条項に定める特約基本年金額の計算をします。
 - (2) 主契約の一部について5年ごとと配当付年金支払移行特約条項または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合、5年ごとと配当付年金支払移行特約条項または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が解約その他の事由によって消滅したときは、第19条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、この特約は消滅します。
2. 5年ごとと配当付終身保険に5年ごとと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごとと利差配当付終身保険に5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合は、第1項中「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約」と、「5年ごとと配当付年金支払移行特約条項または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。
3. 5年ごとと配当付終身保険に5年ごとと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごとと利差配当付終身保険に5年ごとと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合は、第1項中「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付介護割増年金移行特約または5年ごとと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）」と、「5年ごとと配当付年金支払移行特約条項または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごとと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。
4. 5年ごとと配当付終身保険に5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごとと利差配当付終身保険に5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合は、第1項中「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と、「5年ごとと配当付年金支払移行特約条項または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。

第36条（保険料払込期間が終身の5年ごとと配当付終身保険、保険料払込期間が終身の5年ごとと配当付特定疾病保障終身保険、保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付特定疾病保障終身保険に付加した場合の特則）

1. 5年ごとと配当付終身保険、5年ごとと配当付特定疾病保障終身保険、5年ごとと利差配当付終身保険または5年ごとと利差配当付特定疾病保障終身保険において、主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 特約の保険期間を年満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) この特約の保険期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日以外のときは、被

保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日まで、この特約の保険期間を延長します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

- (イ) 前(ア)の規定にかかわらず、この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第22条（特約の更新）第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、第22条第1項から第3項まで、第9項および第10項の規定を適用します。
- (ウ) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- (エ) 前(ウ)に定める金額の払込については、保険料の払込完了特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- (オ) 前(ウ)に定める金額が払い込まれなかったときは、この特約は、主約款に定める猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとし、
- (2) 特約の保険期間を終身としたときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 保険契約者は、将来のこの特約の保険料の払込にかえて、当会社所定の金額を主契約について払い込むべき金額とともに一時に払い込み、この特約の保険料の払込を完了することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込完了特則の規定を準用します。
 - (イ) 前(ア)に定める金額が払い込まれなかったときは、この特約は、主約款に定める猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとし、
2. 特約の保険期間を年満期で定めたときは、第5条（特約の保険料払込の免除）の規定によるほか、主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のときにも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

第37条（5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約が主契約の終身保障への移行と同時に更新された場合で、更新日以後のときにも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (2) 保険契約者は、第6条（特約の締結）の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (ア) この特約の第1回保険料を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (3) この特約の保険期間の満了日は、第8条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日と同一とします。
- (4) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (ア) 第22条（特約の更新）の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 特約保険金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (5) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が終身保障に移行される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約の終身保障への移行と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (ア) この特約の保険期間は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (イ) この特約の保険料は、年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第22条第7項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、前(イ)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
- (6) 第4号または第5号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第38条（5年ごと配当付更新型終身移行保険等に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱）

5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険につぎの各号のいずれかの特約を付加した場合には、第22条（特約の更新）の規定にかかわらず、この特約の更新は取り扱いません。

- (1) 5年ごと配当付年金支払移行特約
- (2) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと配当付介護割増年金移行特約
- (4) 5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約
- (5) 5年ごと利差配当付年金支払移行特約
- (6) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (7) 5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）

第39条（5年ごとと配当付介護年金終身保障保険または5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごとと配当付介護年金終身保障保険または5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約保険金の支払に関する補則）第1項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第2条第2項中「高度障害保険金の受取人」とあるのは「介護年金の受取人」と読み替えます。
- (3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払または年金支払を選択することができます。
- (4) 第23条（特約の契約者配当金）第2項の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。この場合、割り当てられたこの特約の契約者配当金は、特約指定疾病保険金、特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金を支払うときはその保険金の受取人に支払い、特約死亡保険金を支払うときは主契約の契約者配当金に加えて支払います。
 - (7) 主契約の第1回の介護年金の支払日前において特約指定疾病保険金、特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金が支払われるときは、主契約の死亡給付金が支払われるときに準じて取り扱います。
 - (4) 主契約の第1回の介護年金の支払日以後において特約死亡保険金、特約指定疾病保険金、特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金が支払われるときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- (5) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約の保険期間を年満期で定めたときは、第36条（保険料払込期間が終身の5年ごとと配当付終身保険、保険料払込期間が終身の5年ごとと配当付特定疾病保障終身保険、保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付特定疾病保障終身保険に付加した場合の特則）第1項第1号および第2項の規定を適用します。
 - (4) 特約の保険期間を終身としたときは、第36条第1項第2号の規定を適用します。
- (6) 5年ごとと配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合は、この特約の保険期間は、5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日に保険期間が満了して消滅したものととして、その解約返還金を主契約の責任準備金に加えて、5年ごとと配当付年金支払移行特約条項または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約条項に定める特約基本年金額の計算をします。
- (7) 5年ごとと配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、第6号中「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約」と、「5年ごとと配当付年金支払移行特約条項または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第6号の規定を適用します。

第40条（5年ごとと配当付終身医療保険または5年ごとと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則）

1. この特約を5年ごとと配当付終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第2条（特約保険金の支払に関する補則）第1項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
 - (2) 第2条第2項中「高度障害保険金の受取人」とあるのは「災害入院給付金および疾病入院給付金の受取人」と読み替えます。
 - (3) 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払または年金支払を選択することができます。
 - (4) この特約の契約者配当金の割当および支払方法は、第23条（特約の契約者配当金）の規定によるほか、特約指定疾病保険金、特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金が支払われるときは、主契約の死亡給付金が支払われるときに準じて取り扱います。この場合、割り当てられたこの特約の契約者配当金は、特約指定疾病保険金、特約特定疾病保険金または特約高度障害保険金とともにその保険金の受取人に支払います。
 - (5) 第25条（主契約について保険料の自動貸付の規定を適用する場合の取扱）第1項の規定にかかわらず、主契約について主約款の保険料の自動貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、保険料の自動貸付の限度として主約款に定める額に加えて取り扱います。
2. この特約を5年ごとと利差配当付終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第2条第2項中「高度障害保険金の受取人」とあるのは「入院給付金の受取人」と読み替えます。
 - (2) 第1項第1号および第3号から第5号までの規定は、本項の場合に適用します。

第41条（転換後契約または変更後契約に付加した場合の特則）

1. 転換特約が付加された保険契約の締結の際にこの特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、その保険契約において、この特約の復活の取扱が行われているときを除きます。
 - (1) 第1条（特約保険金の支払）第1項の特約指定疾病保険金の支払事由の(1)に該当した場合、この特約のうち、被転換契約において支払われるべき特約指定疾病保険金および特約特定状態充実保障保険金の額の合計額と同額までの特約保険金額の部分については、第1条第2項の規定を適用しません。
 - (2) 第1条第1項の特約特定疾病保険金の支払事由の(1)に該当した場合、この特約のうち、被転換契約の特定疾病保険

金（特約の特定疾病保険金を含みます。）の額と同額までの支払われるべき特約保険金額の部分については、第1条第3項の規定を適用しません。

- (3) 第1号または第2号の規定により特約指定疾病保険金または特約特定疾病保険金の支払が行われるときは、その支払われる特約保険金額の部分について第2条（特約保険金の支払に関する補則）の規定を適用するものとします。
2. 部分保障変更特約が付加された保険契約の締結の際にこの特約を付加した場合には、第1項中「被転換契約」とあるのは「被変更部分」と読み替えて第1項各号の規定を適用します。ただし、その保険契約において、この特約の復活の取扱が行われているときを除きます。

第42条（特別条件を付けた場合の特則）

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つの方法によって取り扱います。

(1) 特約保険金額削減支払法

契約日からその日を含めて当会社の定める削減期間内に被保険者が死亡し、または高度障害状態（表2）に該当したときは、特約保険金額につぎの割合を乗じて得た金額を特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払額として第1条（特約保険金の支払）の規定を適用します。ただし、災害または所定の感染症（別表4）による場合には、特約保険金額と同額を特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払額として第1条の規定を適用します。

死亡日または高度障害状態 該当日の属する保険年度	削 減 期 間				
	1年	2年	3年	4年	5年
第1年度	50%	30%	25%	20%	15%
第2年度		60%	50%	40%	30%
第3年度			75%	60%	45%
第4年度				80%	60%
第5年度					80%

(2) 特別保険料領収法

(ア) 当会社の定める特別保険料を加算した金額をこの特約の保険料とします。

(イ) 第5条（特約の保険料払込の免除）の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合には、同時に特別保険料の払込を免除します。

2. 本条の規定により特別条件が付けられた場合には、つぎの各号の取扱は行いません。

- (1) この特約の更新。ただし、特約保険金額削減支払法の場合には、この特約の更新を取り扱います。この場合、更新後のこの特約には更新前の特約保険金額削減支払法は適用しません。
- (2) この特約の保険期間または保険料払込期間の変更を伴う、主契約の保険期間または保険料払込期間の変更
- (3) 主契約の払済保険への変更。ただし、特約保険金額削減支払法の場合、削減期間経過後は、主契約の払済保険への変更を取り扱います。
- (4) 主約款に定める保険料の払込完了特則の適用。ただし、特約保険金額削減支払法の場合および特約の保険期間を年満期で定めた場合を除きます。

第43条（契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則）

この特約を契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「半年一括払」とあるのは「半年払」と、「年一括払」とあるのは「年払」と読み替えます。
- (2) 第9条（特約の保険料の払込）第8項の規定は適用しません。
- (3) 第9条第9項および第10項の規定は、この特約の年払保険料および半年払保険料について準用します。
- (4) 第18条（特約の返還金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返還金は、保険料払込中の特約についてはその保険料の払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。

第44条（契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の特約指定疾病保険金、特約特定疾病保険金および特約高度障害保険金の代理請求）

この特約を契約日が平成24年10月1日以前の主契約に付加した場合の特約指定疾病保険金、特約特定疾病保険金および特約高度障害保険金の代理請求については、特約指定疾病保険金および特約特定疾病保険金については主約款または主契約に付加されている各特約の特約条項の特定疾病保険金の代理請求の規定を、特約高度障害保険金については主約款または主契約に付加されている各特約の特約条項の高度障害保険金の代理請求の規定を準用します。

別表 1 請求書類

項 目		必 要 書 類
1	特約死亡保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2	特約指定疾病保険金 特約特定疾病保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約指定疾病保険金受取人または特約特定疾病保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
3	特約高度障害保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約高度障害保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

別表 2 病院または診療所

- 「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。
1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
 2. 第 1 号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 3 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表 2 に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表4 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分 類 項 目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ出血熱	A98.0
マールブルグウイルス病	A98.3
エボラウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 （病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りま。）	U04

備 考

1. 責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病（医学上重要な関係にある疾病を含みます。）について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

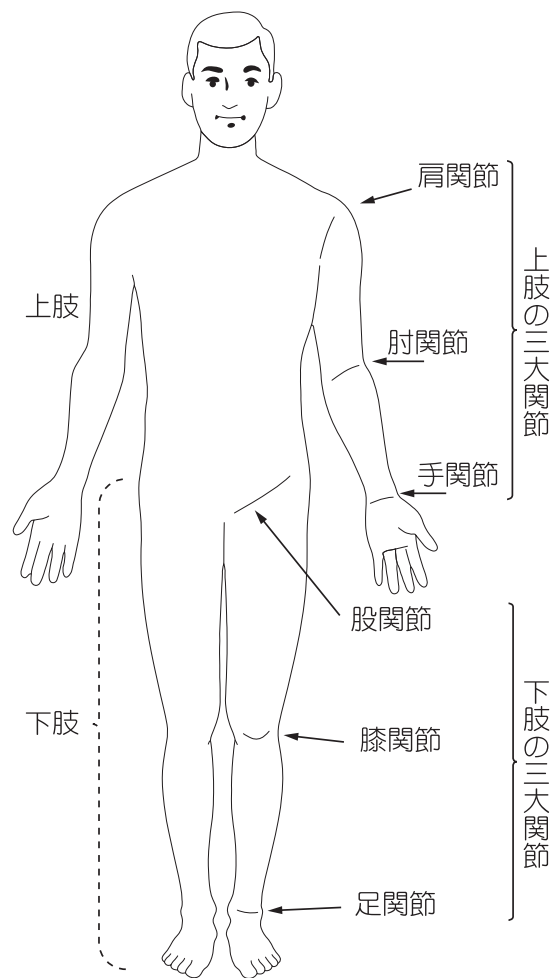
2. 治療を目的とした入院

治療処置を伴わない検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

3. 入院の日数が1日となる入院

入院の日数が1日となる入院については、別表3に定める入院の入院日と退院日が同一の日である場合で、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者が受取人となる保険金等について、その受取人が保険金等を自ら請求できない特別な事情があるときに、保険契約者があらかじめ指定した指定代理請求人による保険金等の請求を可能とすることを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結）

1. 保険契約者は、主契約の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. この特約を主契約の契約日後に付加する場合には、保険契約者は、この特約の付加に関する書類を提出してください。この場合、その書類を当会社の本店または当会社の指定した場所で受け付けた日をこの特約の付加日とします。

第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約による代理請求の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加されている主契約および主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「各特約」といいます。）におけるつぎのものとします（あわせて支払われる諸支払金を含みます。）。

- (1) 主契約の被保険者が受取人となる保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付（すえ置かれた保険金等を含みます。）
- (2) 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料払込の免除
- (3) 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の契約者配当金（積み立てられた契約者配当金を含みます。）

第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）

1. 保険金等の受取人（保険料払込の免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が保険金等を自ら請求できないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第4条（指定代理請求人の変更）の規定により変更した指定代理請求人が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、保険金等の受取人の代理人としてその保険金等を請求することができます。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および各特約の特約条項の保険金等の支払方法の選択に関する規定は適用しません。
 - (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
 - (2) 悪性新生物等の当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他第1号および第2号に準じる状態であると当社が認めた場合
2. 第1項の規定により指定代理請求人が保険金等の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時においてつぎのいずれかに該当することを要します。
 - (1) つぎの範囲内の者
 - (ア) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 主契約の被保険者の直系血族
 - (ウ) 主契約の被保険者の3親等内の血族
 - (エ) 主契約の被保険者と同居または生計を一にしている主契約の被保険者の3親等内の親族
 - (2) つぎの範囲内の者。ただし、当社所定の書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当社が認めた者に限ります。
 - (ア) 第1号(1)以外の者で、主契約の被保険者と同居または生計を一にしている者
 - (イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者
 - (ウ) その他主契約の被保険者と同居または生計を一にしている者または主契約の被保険者の財産管理を行っている者と同等の関係にある者
3. 第1項および第2項の規定により保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができる指定代理請求人がいない場合は、つぎの各号のいずれかに該当する主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人が死亡したことにより、主約款の規定にもとづき、主契約の死亡保険金受取人となった者を除きます。）が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 - (1) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 主契約の被保険者の直系血族
 - (3) 主契約の被保険者の3親等内の血族
 - (4) 主契約の被保険者と同居または生計を一にしている者
4. 第1項から第3項までの規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができません。
5. 第3項の規定により保険金等を請求する場合、第3項各号に該当する主契約の死亡保険金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。
6. 指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更を行った後は、変更前に請求可能な保

険金等があっても、変更を行う前の指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人による保険金等の代理請求は取り扱いません。

7. 本条の規定により当会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払ったときは、その後保険金等の請求を受けても、当会社は、これらを重複しては支払いません。
8. 本条の規定により保険金等を請求する場合、主約款および各特約の特約条項の規定にもとづき必要な事項の確認を行う際、本条に定める代理人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
9. 保険金等の支払を行った際に主契約がその支払事由に該当した時に消滅したものとみなす場合で支払事由該当後にこの特約を付加した場合または保険金等がすえ置かれている場合も、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。
10. 保険金等の支払を行った際に主契約がその支払事由に該当した時に消滅したものとみなす場合で、支払事由該当後に指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人の変更が行われていたときは、変更後の指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人による代理請求を取り扱います。

第4条（指定代理請求人の変更）

保険契約者は、主契約の被保険者の同意および当会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。この場合、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。

第5条（解除の通知）

この特約を付加した場合、主契約または各特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知について、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主約款または各特約の特約条項に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することがあります。

第6条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第7条（主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の代理請求等の取扱）

この特約を付加した場合、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。この場合、主約款および各特約の特約条項の規定による保険金等の代理請求ならびに指定代理請求人の指定および変更は取り扱いません。また、この特約の締結の際、主契約または各特約について指定代理請求人が指定されているときは、当該指定代理請求人の指定は取り消されたものとします。

第8条（主契約に付加されている被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約等の取扱）

この特約を付加した場合、主契約に付加されている被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約および高度障害保険金等の代理請求特約は、この特約の付加日の前日に消滅したものとします。

第9条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第10条（こども学資保険に付加した場合の特則）

この特約をこども学資保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
- (2) 主約款の規定による保険料払込の免除については、保険契約者が請求する場合に限り、第2条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等を含みます。
- (3) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「被保険者」と読み替えます。

第11条（こども学資保険（H7）、5年ごと配当付こども学資保険または5年ごと配当付こども学資保険（2014）に付加した場合の特則）

この特約をこども学資保険（H7）、5年ごと配当付こども学資保険または5年ごと配当付こども学資保険（2014）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (2)すでに保険契約者が死亡しているときは、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (3) 第10条（こども学資保険に付加した場合の特則）第1号および第2号の規定は、本条の場合に適用します。

第12条（終身保険（S62）または新種終身保険に付加した場合の特則）

この特約を終身保険（S62）または新種終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約に夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第1条（特約の締結）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。

- (イ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
- (ウ) 夫婦年金移行特約条項の規定により支払われる年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含みます。第2被保険者が受取人となる年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金移行特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に夫婦介護割増年金移行特約または夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「夫婦年金移行特約」とあるのは「夫婦介護割増年金移行特約」または「夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と、「夫婦年金移行特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金移行特約条項」または「夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）」と、第1号(ウ)中「年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。

第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (2) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第14条（遺族保障付個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を遺族保障付個人年金保険に付加した場合には、本特約条項中「保険契約者」とあるのは、主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。

第15条（個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約に夫婦年金特約を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、つぎのとおりとします。
- (ア) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (イ) 第1条（特約の締結）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
- (ウ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第1被保険者」をいいます。
- (エ) 夫婦年金特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含みます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に介護割増年金特約または介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (3) 主契約に夫婦介護割増年金特約または夫婦介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「夫婦年金特約」とあるのは「夫婦介護割増年金特約」または「夫婦介護割増年金特約（H13）」と、「夫婦年金特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金特約条項」または「夫婦介護割増年金特約条項（H13）」と、第1号(エ)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。
- (4) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。

第16条（変額保険（終身型）に付加した場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）に付加した場合で、主契約に夫婦年金移行特約を付加したときは、第12条（終身保険（S62）または新種終身保険に付加した場合の特則）第1号の規定を適用します。

第17条（5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約に5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
- (ア) 第1条（特約の締結）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
- (イ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
- (ウ) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含

- みます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と、「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）」と、第1号(ウ)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。

第18条（予定利率変動型無配当個人年金保険に付加した場合の特則）

- この特約を予定利率変動型無配当個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 主約款に定める夫婦年金への変更の特則による夫婦年金への変更を選択した場合には、つぎのとおりとします。
- (ア) 第1条（特約の締結）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
- (イ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金への変更の特則中「第1被保険者」をいいます。
- (ウ) 夫婦年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる夫婦年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは「第2被保険者」をいいます。
- (2) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。

第19条（5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則）

- この特約を5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第17条（5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）第1号の規定は、本条の場合に適用します。

第20条（5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）に付加した場合の特則）

- この特約を5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第21条（引出機能付災害6割加算型変額年金保険、引出機能付災害4割加算型変額年金保険、引出機能付災害2割加算型変額年金保険、災害5割加算型変額年金保険、災害3割加算型変額年金保険または災害1割加算型変額年金保険に付加した場合の特則）

- この特約を引出機能付災害6割加算型変額年金保険、引出機能付災害4割加算型変額年金保険、引出機能付災害2割加算型変額年金保険、災害5割加算型変額年金保険、災害3割加算型変額年金保険または災害1割加算型変額年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 主契約に夫婦年金特約を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、つぎのとおりとします。
- (ア) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (イ) 第1条（特約の締結）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
- (ウ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第1被保険者」をいいます。
- (エ) 夫婦年金特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (3) 主契約に夫婦介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「夫婦年金特約」とあるのは「夫婦介護割増年金特約（H13）」と、「夫婦年金特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金特約条項（H13）」と、第1号(イ)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。
- (4) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。

第22条（5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則）

- この特約を5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第23条（引出機能付災害 2 割加算型変額年金保険（H16）に付加した場合の特則）

この特約を引出機能付災害 2 割加算型変額年金保険（H16）に付加した場合には、第15条（個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合の特則）第1号および第4号の規定を適用します。

第24条（無配当終身医療保険に付加した場合の特則）

この特約を無配当終身医療保険に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡時支払金受取人」と読み替えます。

第25条（無配当定期医療保険に付加した場合の特則）

この特約を無配当定期医療保険に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡返還金受取人」と読み替えます。

第26条（主契約に保険料払込免除特約（契約者型）が付加されている場合の特則）

主契約に保険料払込免除特約（契約者型）が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは保険料払込免除特約（契約者型）条項においては「後継保険契約者」をいいます。
- (2)すでに保険契約者が死亡しているときは、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (3) 保険料払込免除特約（契約者型）条項の規定による保険料払込の免除については、保険契約者が請求する場合に限り、第2条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。この保険料払込の免除の代理請求の場合、第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

別表 1 請求書類

項 目		必 要 書 類
1	保険金等の代理請求	(1) 主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 保険金等の受取人が保険金等を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (3) 主契約の被保険者および代理人の戸籍抄本 (4) 主契約の被保険者の住民票 (5) 代理人の住民票と印鑑証明書 (6) 主契約の被保険者または代理人の健康保険証の写し (7) 代理請求を行う者が主契約の被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
2	指定代理請求人の変更	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

第1条（特約条項の適用）

主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しないときは、主契約および主契約に付加されているつぎの各号に定める特約について、主契約の普通保険約款（主契約に付加されているつぎの各号に定める特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。）のほか、この特約条項を適用します。

- (1) 災害割増特約D
- (2) 傷害特約D
- (3) 5年ごと配当付養老保険特約
- (4) 5年ごと配当付定期保険特約
- (5) 5年ごと配当付終身保険特約
- (6) 5年ごと配当付通減定期保険特約
- (7) 5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約
- (8) 5年ごと配当付特定疾病保障終身保険特約
- (9) 5年ごと配当付障害保障特約
- (10) 5年ごと配当付年金払定期保険特約
- (11) 5年ごと配当付特定状態収入保障特約
- (12) 5年ごと配当付遺族収入保障特約
- (13) 5年ごと配当付育英年金特約
- (14) 5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約
- (15) 5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約
- (16) 5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約
- (17) 保険料払込免除特約（H13）
- (18) 保険料払込免除特約（H25）

第2条（不担保とする特定障害）

この特約により不担保とする特定障害は、視力障害および聴力障害とし、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 視力障害
被保険者が主約款に定める高度障害状態または身体障害の状態（これらの状態を以下「身体の障害状態」といいます。）のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」、「1眼の視力を全く永久に失ったもの」または「両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの」に該当し、主約款に定める高度障害保険金、高度障害年金、特約障害保険金、障害給付金、特約障害年金、特約育英年金および災害割増保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた場合でも、当会社は、高度障害保険金、高度障害年金、特約障害保険金、障害給付金、特約障害年金、特約育英年金および災害割増保険金の支払または保険料払込の免除を行いません。
- (2) 聴力障害
被保険者が身体の障害状態のうち、「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」、「1耳の聴力を全く永久に失ったもの」または「両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの」に該当し、主約款に定める特約障害保険金、障害給付金および特約障害年金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた場合でも、当会社は、特約障害保険金、障害給付金および特約障害年金の支払または保険料払込の免除を行いません。

第3条（5年ごと配当付こども学資保険、5年ごと配当付こども学資保険（2014）および5年ごと配当付育英年金特約に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付こども学資保険、5年ごと配当付こども学資保険（2014）および5年ごと配当付育英年金特約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えて本特約条項を適用します。
- (2) 5年ごと配当付こども学資保険普通保険約款または5年ごと配当付こども学資保険（2014）普通保険約款の規定により保険契約者の変更が行われた場合には、この特約は消滅します。

第1条（取扱の範囲）

1. 官公署、会社、組合、工場その他の団体（以下「団体」といいます。）に所属し、その団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約（以下「個人保険契約」といいます。）の保険契約者数、または団体を保険契約者とし、その団体に所属する者を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）の被保険者数が、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、主たる保険契約の普通保険約款のほか、この特約条項を適用して団体年一括払、団体半年一括払、団体年払または団体半年払の取扱を行います。
 - (1) その事業所の個人保険契約の保険契約者数が20名以上であるとき
 - (2) その事業所の事業保険契約の被保険者数が20名以上であるとき
 - (3) その事業所の個人保険契約の保険契約者数とその事業所の事業保険契約の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上であるとき
 - (4) その事業所の個人保険契約の保険契約者数または事業保険契約の被保険者数が20名未満であっても、第1号から第3号までのいずれかに該当する事業所が他にあるとき
2. 第1項の取扱を行うときは、団体代表者と当会社と協定書を取りかわします。

第2条（保険料率）

1. この特約条項を適用する半年一括払契約の保険料率は団体半年一括払保険料率（半年払契約の場合は団体半年払保険料率）とします。
2. 医療保障保険（個人型）契約、5年ごと配当付こども学資保険（2014）契約および予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項の規定は適用しません。

第3条（保険料の払込）

1. 保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
2. 第1項の場合、団体の代表者が当会社に保険料を払い込んだ日をもって保険料の払込のあった日とします。

第4条（特約の失効）

1. つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険契約の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 団体年一括払、団体半年一括払、団体年払、団体半年払取扱を受ける保険契約者または被保険者の数が第1条第1号から第4号までに規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数に戻らないとき
 - (3) 保険料の自動貸付を行ったとき
 - (4) 保険料の前納を行ったとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 当会社と団体代表者との協議により団体年一括払、団体半年一括払、団体年払、団体半年払取扱を廃止したとき
2. 第1項の場合には、主約款に定める保険料の払込方法（回数）にもとづき個人扱の年一括払、半年一括払、年払または半年払に変更します。

第1条（取扱の範囲）

1. 官公署、会社、組合、工場、同業団体その他の団体（以下「団体」といいます。）において、つぎの各号の条件を満たす場合には、主たる保険契約の普通保険約款のほか、この特約条項を適用して準団体年一括払、準団体半年一括払、準団体年払または準団体半年払の取扱を行います。
 - (1) 保険契約者はその団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること（団体を保険契約者とし、その団体に所属する者を被保険者とする保険契約を以下「事業保険契約」といいます。）
 - (2) 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
 - (3) 団体を代表する者がいることを要し、その代表者によって保険料を一括して徴収することが可能であること
2. 第1項の取扱を行うときは、団体代表者と当会社と協定書を取りかわします。

第2条（保険料の払込）

1. 保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
2. 第1項の場合、団体の代表者が当会社に保険料を払い込んだ日をもって保険料の払込のあった日とします。

第3条（特約の失効）

1. つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険契約の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 準団体年一括払、準団体半年一括払、準団体年払、準団体半年払取扱を受ける保険契約者または被保険者の数が10名未満に減少し、その後6か月を経過しても10名以上に戻らないとき
 - (3) 保険料の自動貸付を行ったとき
 - (4) 保険料の前納を行ったとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 当会社と団体代表者との協議により準団体年一括払、準団体半年一括払、準団体年払、準団体半年払取扱を廃止したとき
2. 第1項の場合には、主約款に定める保険料の払込方法（回数）にもとづき個人扱の年一括払、半年一括払、年払または半年払に変更します。

第1条（取扱の範囲）

- 官公署、会社、組合、工場その他の団体（以下「団体」といいます。）に所属し、毎月その団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約（以下「個人保険契約」といいます。）の保険契約者数、または団体を保険契約者とし、その団体に所属する者を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）の被保険者数が、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほか、この特約条項を適用して団体月払取扱を行います。
 - その事業所の個人保険契約の保険契約者数が20名以上であるとき
 - その事業所の事業保険契約の被保険者数が20名以上であるとき
 - その事業所の個人保険契約の保険契約者数とその事業所の事業保険契約の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上であるとき
 - その事業所の個人保険契約の保険契約者数または事業保険契約の被保険者数が20名未満であっても、第1号から第3号までのいずれかに該当する事業所が他にあり、かつ、第1項の取扱を行うときは、団体代表者と当会社と協定書を取りかわします。

第2条（契約日の特則）

- 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱を行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、当会社が責任を開始する日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- 第1項の規定にかかわらず、当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、当会社が責任を開始する日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、当会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当会社に払い込んでください。ただし、保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。
- 変額保険（有期型）契約、変額保険（終身型）契約または予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項および第2項の規定は適用しません。

第3条（保険料率）

- この特約条項を適用する保険契約の保険料率は、団体月払保険料率とします。
- 医療保障保険（個人型）契約、5年ごと配当付こども学資保険（2014）契約、5年ごと配当付個人年金保険契約、5年ごと利差配当付個人年金保険契約および予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項の規定は適用しません。

第4条（保険料の払込）

- 保険料は、毎月または主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定が適用されている場合にはあらかじめ定められた月に、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
- 第1項の場合、団体の代表者が当会社に保険料を払い込んだ日をもって保険料の払込のあった日とします。

第5条（猶予期間）

- 保険料払込の猶予期間は、主約款に定める払込期月の翌月初日から末日までとします。
- 猶予期間中に保険金、年金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
- 保険契約を更新する場合には、更新後の第1回保険料の払込について、第2項の規定を準用します。

第6条（特約の失効）

- つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。
 - 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険契約の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - 団体月払取扱を受ける保険契約者または被保険者の数が第1条第1号から第4号までに規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数に戻らないとき
 - 保険金または年金の減額その他により、保険金または年金が当会社の定めた金額未満となるとき
 - 保険金または年金の減額その他により、月払保険料または主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定による一括払すべき保険料が当会社の定めた金額未満となるとき
 - 保険料の自動貸付を行ったとき
 - 保険料の前納を行ったとき
 - 保険料の払込を要しなくなったとき
 - 当会社と団体代表者との協議により団体月払取扱を廃止したとき
- 第1項の場合には、主約款に定める保険料の払込方法（回数）にもとづき個人扱の年一括払、半年一括払、年払、半年払または月払に変更します。

3. 団体月払取扱を個人扱の年一括払、半年一括払、年払または半年払に変更した場合、その直後に到来する主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日（年一括払契約または年払契約の場合は年単位の契約応当日、半年一括払契約または半年払契約の場合は半年単位の契約応当日）の前日までの期間に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。
4. 当会社と団体代表者との協議により、主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定による一括払すべき保険料の徴収を廃止したときは、別段の申出がない限り、個人扱の継続一括払に変更します。

第7条（契約者配当金の支払）

団体月払取扱を受ける保険契約の契約者配当金の支払方法について、主約款に定める範囲内で、特に団体との取り決めがあるときは、その方法によります。ただし、契約者配当金の分配の日は、年単位の契約応当日とします。

第1条（取扱の範囲）

- 官公署、会社、組合、工場、同業団体その他の団体（以下「団体」といいます。）において、つぎの各号の条件を満たす場合には、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほか、この特約条項を適用して準団体月払取扱を行います。
 - 保険契約者は、その団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること（団体を保険契約者とし、その団体に所属する者を被保険者とする保険契約を以下「事業保険契約」といいます。）
 - 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
 - 団体を代表する者がいることを要し、その代表者によって毎月保険料を一括して徴収することが可能であること
- 第1項の取扱を行うときは、団体代表者と当会社と協定書を取りかわします。

第2条（契約日の特則）

- 主たる保険契約の締結の際に準団体月払取扱を行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、当会社が責任を開始する日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- 第1項の規定にかかわらず、当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、当会社が責任を開始する日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、当会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当会社に払い込んでください。ただし、保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。
- 変額保険（有期型）契約、変額保険（終身型）契約または予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項および第2項の規定は適用しません。

第3条（保険料率）

- この特約条項を適用する保険契約の保険料率は、準団体月払保険料率とします。
- 医療保障保険（個人型）契約、5年ごと配当付こども学資保険（2014）契約、5年ごと配当付個人年金保険契約、5年ごと利差配当付個人年金保険契約および予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項の規定は適用しません。

第4条（保険料の払込）

- 保険料は、毎月または主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定が適用されている場合にはあらかじめ定められた月に、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
- 第1項の場合、団体の代表者が当会社に保険料を払い込んだ日をもって保険料の払込のあった日とします。

第5条（猶予期間）

- 保険料払込の猶予期間は、主約款に定める払込期月の翌月初日から末日までとします。
- 猶予期間中に保険金、年金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
- 保険契約を更新する場合には、更新後の第1回保険料の払込について、第2項の規定を準用します。

第6条（特約の失効）

- つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。
 - 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険契約の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - 準団体月払取扱を受ける保険契約者または被保険者の数が10名未満に減少し、その後3か月を経過しても10名以上に戻らないとき
 - 保険金または年金の減額その他により、保険金または年金が当会社の定めた金額未満となるとき
 - 保険料の自動貸付を行ったとき
 - 保険料の前納を行ったとき
 - 保険料の払込を要しなくなったとき
 - 当会社と団体代表者との協議により準団体月払取扱を廃止したとき
- 第1項の場合には、主約款に定める保険料の払込方法（回数）にもとづき個人扱の年一括払、半年一括払、年払、半年払または月払に変更します。
- 準団体月払取扱を個人扱の年一括払、半年一括払、年払または半年払に変更した場合、その直後に到来する主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日（年一括払契約または年払契約の場合は年単位の契約応当日、半年一括払契約または半年払契約の場合は半年単位の契約応当日）の前日までの期間に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

4. 当会社と団体代表者との協議により、主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定による一括払すべき保険料の徴収を廃止したときは、別段の申出がない限り、個人扱の継続一括払に変更します。

第7条（契約者配当金の支払）

準団体月払取扱を受ける保険契約の契約者配当金の支払方法について、主約款に定める範囲内で、特に団体との取り決めがあるときは、その方法によります。ただし、契約者配当金の分配の日は、年単位の契約応当日とします。

第1条（特約条項の適用）

1. この特約条項は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に適用されます。
2. この特約条項を適用する場合には、つぎの各号の条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が当社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から当社の口座へ保険料の口座振替を委任していること

第2条（契約日の特則）

1. 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合の契約日は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款の規定にかかわらず、当社が責任を開始する日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
2. 当社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、当社が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および特約条項の規定にもとづいて保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付（以下本項において「保険金等」といいます。）を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、第1項の規定にかかわらず、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は当社が責任を開始する日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、当社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当社に払い込んでください。ただし、支払うべき保険金等があるときは、過不足分をその保険金等と清算します。
3. 変額保険（有期型）契約、変額保険（終身型）契約または予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項および第2項の規定は適用しません。

第3条（保険料率）

1. この特約条項を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
2. 第1項の規定にかかわらず、第7条（特約の消滅）第2項の場合は当社の定める取扱にもとづき取り扱います。
3. 医療保障保険（個人型）契約、5年ごと配当付こども学資保険（2014）契約、5年ごと配当付個人年金保険契約、5年ごと利差配当付個人年金保険契約および予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項の規定は適用しません。

第4条（保険料の払込）

1. 保険料は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める払込期月中の当社の定めた日（以下「振替日」といいます。ただし、この定めた日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることによって、当社に払い込まれるものとします。
2. 第1項の場合、振替日に保険料の払込があったものとし、その日をもって保険料の払込のあった日とします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は当社に対しその振替順序を指定できないものとします。
4. 保険契約者は、払い込むべき保険料相当額を指定口座にあらかじめ預け入れておくことを要します。

第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）

1. 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。
 - (2) 主約款に定める保険料の継続一括払の特則が適用されている月払契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
 - (3) 年一括払契約、半年一括払契約、年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
2. 第1項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間内につぎの各号の金額を当社の本店または当社の指定した場所に払い込んでください。
 - (1) 第1項第1号および第3号の場合には、払込期月が到来している保険料
 - (2) 第1項第2号の場合には、一括払すべき保険料

第6条（諸変更）

1. 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ当社および当該金融機関に申し出てください。
2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ当社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、当社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
4. 当社は、当社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、当社はその旨を

あらかじめ保険契約者に通知します。

第7条（特約の消滅）

1. つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約が消滅または失効したとき
 - (2) 保険料の自動貸付を行ったとき
 - (3) 保険料の前納を行ったとき
 - (4) 保険料の一括払を行ったとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
 - (7) 第1条（特約条項の適用）第2項に定める条件に該当しなくなったとき
2. 第1項第4号の規定にかかわらず、つぎの各号の場合には、この特約は消滅しません。
 - (1) 主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定により保険料を一括払したとき
 - (2) 保険契約者から、保険料の一括払後も引き続きこの特約を適用する旨の申出があったとき
 - (3) 主契約の契約者配当金の支払方法が保険料と相殺する方法の保険契約で、保険料の一括払の取扱を行ったとき

第8条（主約款の適用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

【ご加入の生命保険に関するお手続き・お問い合わせ】

第一生命コンタクトセンター

 **0120-157-157**

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00 土・日曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

- 証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者ご本人さまよりお電話願います。
- 月曜日など休日明けや土曜日は大変お電話が混み合い、つながりにくい場合がございますのでご了承ください。
- コンタクトセンターへのお電話は、当社業務の運営管理及びサービス充実の観点から録音させていただいておりますのでご了承ください。

第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1

電話 03-3216-1211（大代表）

※お近くの第一生命のご連絡先、店舗所在地については、当社ホームページ
（<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>）をご覧ください。

一生涯のパートナー

第一生命

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約に伴う大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。

特に

●クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの 撤回またはご契約の解除)	15	●保険料のお払い込み	48
●告知義務	18	●払込猶予期間とご契約の効力	51
●ご契約の成立と保障の責任開始期	20	●効力を失ったご契約の復活	52
●保険金などをお支払いできない場合	43	●解約と解約返還金	57

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、告知および保険料の受領など職員の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1

電話 03-3216-1211(大代表)

インターネットホームページ <http://www.dai-ichi-life.co.jp/>